



The Shinkumi Federation Bank

全国信用協同組合連合会

DISCLOSURE

2011
ディスクロージャー誌

平成22年4月1日

▼
平成23年3月31日

信用組合の系統中央金融機関 全信組連

全信組連は、安定した経営と高い自己資本比率を維持し、
全国の信用組合をサポートする信用組合の系統中央金融機関です。

DISCLOSURE

プロフィール（平成23年3月31日現在）

- 名称 …………… 全国信用協同組合連合会（The Shinkumi Federation Bank）（略称：^{ぜんしんくみれん}全信組連）
- 設立根拠法 …………… 中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律
- 設立 …………… 1954年（昭和29年）3月29日
- 出資金 …………… 538億円（普通出資金 488億円・優先出資金 50億円）
- 純資産 …………… 1,617億円
- 総資産 …………… 4兆3,190億円
- 職員数 …………… 265人
- 店舗数 …………… 国内9店舗
- 単体自己資本比率 …………… 18.25%（国内基準）
- 会員数 …………… 158信用組合

・本誌は、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

目 次

●ごあいさつ	2	●単体資料	49
●経営理念と経営方針	4	平成22年度の事業概況	50
●全信組連の役割	5	単体財務諸表	52
●全信組連経営の中期的戦略	6	会計監査人による監査等	58
●業績ハイライト	8	損益の状況	59
●トピックス	10	経営諸比率	60
●経営管理・リスク管理体制	11	預金等の状況	61
経営体制	12	貸出の状況	62
金融円滑化管理への取組み	13	有価証券の状況	64
コンプライアンス体制	14	金銭の信託・デリバティブ取引の状況	66
顧客保護等管理体制	16	その他業務の状況	68
自己資本管理体制	18	主な手数料	71
リスク管理体制	19	自己資本の充実の状況	72
資産内容の開示	26	●連結資料	79
個人情報保護への取組み・広報体制	28	平成22年度の連結事業概況等	80
●業務のご案内	29	連結財務諸表	82
預金業務	30	自己資本の充実の状況	90
貸出業務	31	●コミュニティバンク信用組合	97
市場運用業務	32	信用組合の概要	98
信用組合業界への支援業務	33	信用組合の現況	99
機能補完業務	34	信用組合の歴史	100
社会貢献活動	38	海外の信用組合	101
●全信組連の概要	39	●開示項目一覧	102
組織図	40		
役員	41		
会員数・出資金・職員の状況	42		
店舗一覧	43		
会員信用組合および全信組連代理業者一覧	44		
全信組連の歩み	46		
子会社・関連会社	48		



会長 幡谷祐一

理事長 内藤純一

平素は、全信組連の事業運営につきまして、格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、全信組連の平成22年度の業務内容ならびに経営の状況を取りまとめた「ディスクロージャー誌2011」を発刊いたしました。本誌により私ども全信組連につきましてご理解賜れば幸いです。

全信組連は、設立以来57年に亘り、資金決済・仲介機能にかかるインフラの整備、余裕資金の運用などを通じ、信用組合の金融取引の中核を担うとともに、金融業務の補完、業界の信用力の維持・向上に努めるなど、信用組合の系統中央金融機関としての役割を担ってまいりました。

おかげをもちまして平成22年度は、資金量3兆9,271億円、当期純利益43億円と安定した経営基盤・収益力を維持しつつ、健全性の指標である自己資本比率につきましても18.25%と引き続き高い水準を維持することができました。

これもひとえに、会員信用組合をはじめ組合員やお取引先のみなさまのご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

昨年度を振り返りますと、わが国においては、デフレや円高進行等により低位足踏みの景況が続くなか年度末に向かって徐々に回復の様相を呈しておりましたが、本年3月に発生しまし

た東日本大震災により、生活基盤の崩壊及び経済の大幅な減速を余儀なくされ、さらにサプライチェーンの寸断や原発問題・電力供給の制限など未だかつて経験したことがない事態に立ち向かわなければならない状況となりました。その影響は被災地のみならず全国に及んでおり、各地の中小企業においても操業不安など厳しい経営環境にたたされることとなりました。

また、アジアや新興国において著しい経済発展がみられる一方、欧州諸国の財政問題や米国経済の減速などにより、世界経済も不安定な様相を呈するなど内外需全般にわたり、景気の先行き不透明感は払拭できない状況にございます。

全信組連はこうした経営環境のもと「信用組合の経営力強化に寄与すべく、当会の経営体質、収益力を強化する」という使命に基づき、リスク管理の高度化を図りつつ機動的・効率的な運用に努めることにより、信用組合に対するサポートに必要な安定的な財務基盤の構築を図ると同時に、信用組合の経営力強化や内部管理態勢整備に向けたサポートの諸施策を実施してまいりました。

さらに収益力を高めた経営を志向していくために全信組連では、本年度より3年間を「全信組連経営の中期戦略」として位置付け、信用組合業界の発展および被災信用組合の支援に役員一丸となって全力で取り組み、着実な成果を挙げることを目指してまいります。

今回の震災におきましては、被災した信用組合がその直後から営業を再開し、地域の組合員を懸命に支えるなど、相互扶助精神のもと地域経済における金融機関としてのプレゼンス・役割が発揮されましたが、これらは信用組合が長年の活動の中で培った間柄重視の金融を通じて中小零細企業・生活者の負託にお応えしてきた経緯があったからこそ可能となったものです。今後ともこのような強みを活かし、地域復興に向けた金融の担い手としての役割を果たすことが求められていくことでしょう。

全信組連は、今後も信用組合がその存立基盤となる地域・業域・職域それぞれのコミュニティにおいて、その役割を十分に発揮できるよう業界の系統中央金融機関として信用組合に対して全力のサポートを続けてまいりますので、なお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

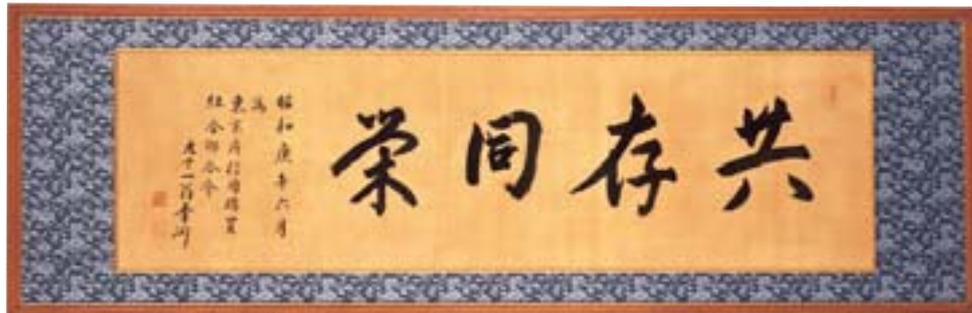
平成23年7月

全国信用協同組合連合会

会長 潘谷 祐一 理事長 白藤 純一

経営理念

信用組合相互間の協同連帯の精神に基づき、金融の実践活動を通じて信用組合およびその組合員等の発展に寄与し、併せて共存同栄の実を挙げる



経営理念「共存同栄」 わが国金融機関の創始者・渋沢栄一翁書

経営方針

- 信用組合の基盤と経営力強化に努める。
- 良質な金融サービスの提供に努める。
- 収益力強化と自己資本の充実を図る。
- 法令遵守・リスク管理体制の徹底を図る。
- 意欲と協調に富む職場をつくる。



本店



別館

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として昭和29年の設立以来、「信用組合の系統中央金融機関」、「金融・証券市場における機関投資家」の2つの役割を担い、信用組合とともにわが国の経済社会の発展に貢献しています。

信用組合の系統中央金融機関

● 信用組合の金融取引の中核機能

全信組連は、各信用組合が取扱う為替送金、公金・公共料金など様々な業務の資金決済・中継を行っているほか、預金・貸出金取引を通じた信用組合間の資金の調整機関としての役割を果たしています。すなわち全信組連は、これらの決済・仲介機能にかかるインフラの整備・運営を通じて、信用組合が行う金融取引の中核を担っているといえます。

また、併せて、多様化する信用組合の余裕資金運用ニーズに応えるため、新商品の創設を図りながら預金などを受け入れ、信用組合の効率運用に寄与しています。

● 信用組合の金融業務補完機能

全信組連は、信用組合単独では取扱うことが規模、コスト面から効率的でない業務について、融資・保証商品や投資信託など様々な商品やサービスの提供・制度の構築により、信用組合の金融業務を補完

しています。

また、信用組合の資金運用やリスク管理等に関連する様々なアドバイス(ALM、有価証券ポートフォリオ分析、内部監査等)を行うなど、独自のサポートにより信用組合の業務の円滑化に寄与しています。

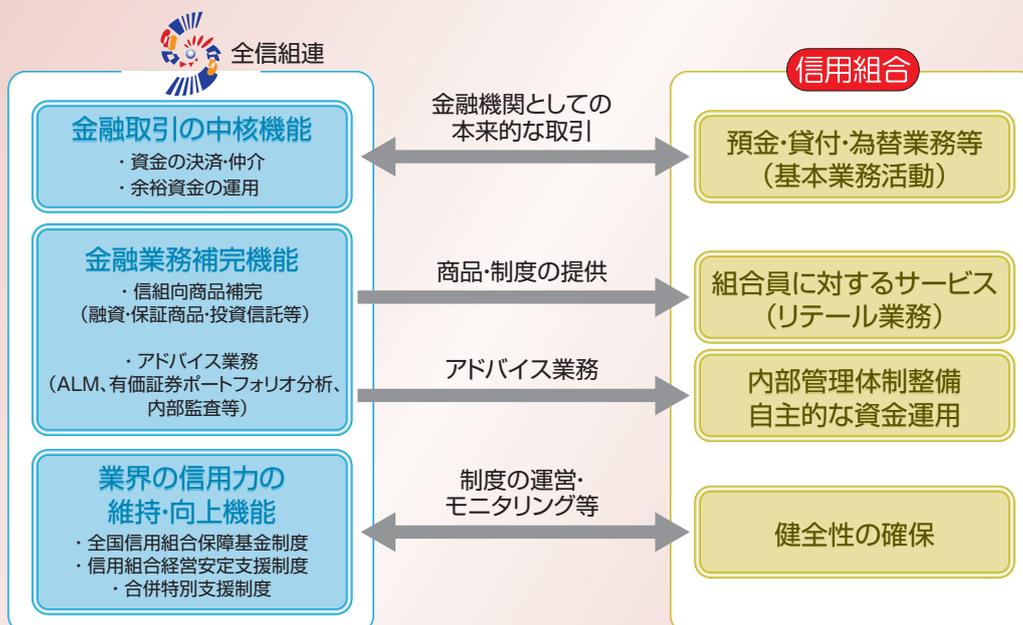
● 信用組合業界の信用力の維持・向上機能

全信組連は、信用組合業界独自のセーフティネットである「全国信用組合保障基金制度」「信用組合経営安定支援制度」および「合併特別支援制度」の3つの制度運営の中心的な役割を果たしており、信用組合へのモニタリング、監査・指導、資本支援、資金援助等を行うことにより、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めています。

金融・証券市場における機関投資家

全信組連は、国債や社債をはじめとした多様な金融商品による運用を行っており、国内有数の機関投資家として金融・証券市場に参加しています。

系統中央金融機関としての役割



全信組連経営の中期的戦略

2011年4月～2014年3月

期間内に確保すべき計数

自己資本比率	15.0%程度	普通出資金配当率	4.0%維持
資金利益	150億円程度	税引後当期純利益	55億円程度

Plan 1 「外部環境変化に柔軟に対応した運用ポートフォリオの構築」

運用企画部門、フロント部門、ミドル部門を三位一体で強化するための体制整備を進め、外部環境変化に柔軟に対応した運用ポートフォリオの構築を目指します。

①運用ポートフォリオの収益性の追求

②運用プラットフォームの構築

③運用力の強化に伴うリスク管理体制の強化

Plan 2 「セーフティネット機能の充実・強化」

営業活動による定性情報とモニタリング情報の有機的結合により、信用組合経営の早期改善のための情報活用体制の構築をすすめ、真に実効性の高い経営指導を実施することで業界セーフティネットの充実を図ります。

①セーフティネット機能の適時適切な運営

②付加価値の高い債権管理の実現と経営指導の抜本的強化

③セーフティネット将来像の研究

④東日本大震災への対応

Plan 3 「信用組合の機能サポート・バックアップ」

信用組合の適時適切なニーズを得るべく営業活動による情報感度を高め、本部機能サポート、経営効率化・合理化へのサポートなど、信用組合が本業である預貸金業務へ経営資源を注力できる体制を強力にバックアップします。

①情報収集・分析力による既存サポート機能の充実

②新たな本部サポート機能の提案

③営業部店機能強化の継続検討

Plan 4 「中央機関としての機能・役割の発揮」

協同組織金融機関の最大の強みである系統組織力の発揮、スケールメリットの追求を推し進めるため、システムリスク管理の一元化、業界インフラの整備、中央協会等との連携を強化します。

①システムリスク管理の一元化

②業界インフラの整備

③中央協会等との連携

Basic Plan 人材育成および組織力の強化

全信組連内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、信用組合の目線に立って系統中央機関の職員として何ができるかを考え、それをなし得る知識、技量および経験をもった人材の育成を目指します。

①「くみれん人材育成プラン」の創設

②「くみれん人材育成プラン」の計画的実施

③組織力の強化

全信組連は、収益の確保策、資本支援の実施、信組へのサポート、運用力強化のための人材育成など、3年後を展望して重点的に取り組むべき課題を明確化・具体化し、全信組連内部および信用組合間で方向性を共有することを目的に中期的戦略を策定しました。

また、人材の育成・活用を中期的戦略の土台として位置付けており、将来に向かって信用組合業界の発展に寄与していく人材を組織的に育成するために、平成23年度より『くみれん人材育成プラン』をスタートさせ、長期的、計画的な職員の育成・活用を行っています。

くみれん人材育成プラン

『くみれん人材育成プラン』は、人材育成手段および能力開発手段を体系的にまとめたもので、効果的な「人事ローテーション」と多面的・複合的な「能力開発」を2本の柱として構成されています。

人事ローテーション

人事ローテーションは、職員の基礎的な能力の底上げや、総合力、専門能力を育成するうえで、最も有効な手段として位置付けています。

■ 総合職

入会后10年程度は、営業部店をはじめ、信用組合と直接接する部署へのローテーションを行うとともに、様々な部署での業務経験を積むことで、基礎能力や多角的視野のほか、信用組合の目線に立つ考え方等の習得を図ります。

さらに入会后10年目以降は、職員各自の得意分野や能力を意識したローテーション運用を行うことで、個々人が各フィールドで最大限に活躍していくことを目指します。

■ 一般職

入会后は、特定の部署や業務に傾斜しないローテーションを随時行うことで、幅広い事務知識や基礎能力の習得を図ります。

さらに実務経験を積み重ねていくことで、工夫・改善力、コミュニケーション力を向上させ、事務のリーダーとしての活躍を目指します。

能力開発

次のようなツールの実践により、総合力や専門的知識など、幅広い能力の向上を目指します。

■ OJT

計画的なOJT体制により、それぞれの部署で必要な専門知識・スキル・能力を習得します。

■ 集合研修

様々な集合研修により、金融機関職員として必要な幅広い知識や考え方等を習得します。

■ 信組トレーニー

若手職員は、信用組合への研修派遣を通じ、信用組合やその組合員の方と直接触れ合うことで、全信組連で働く意義や地域経済における役割、重要性を肌で習得します。

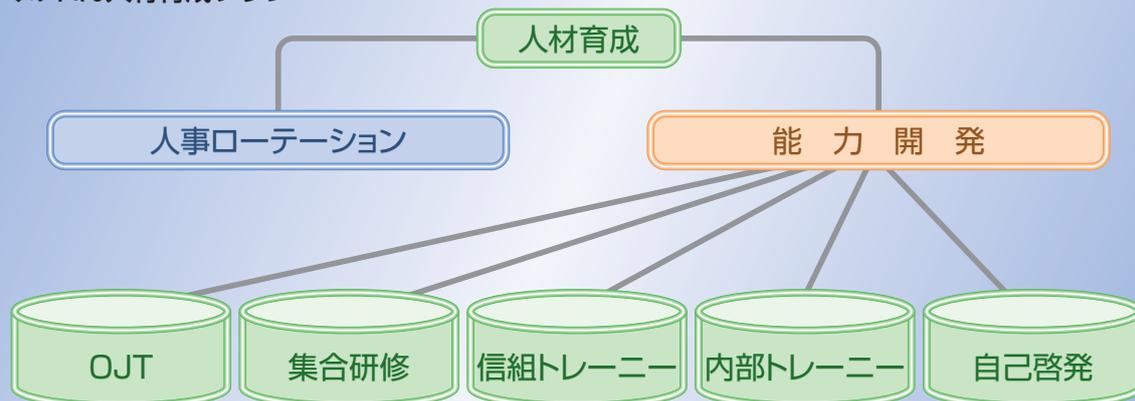
■ 内部トレーニー

他部門への短期間の研修派遣を通じ、自身の部門における慣習等に捉われない広い目線や、考え方、業務知識等を習得します。

■ 自己啓発

通信教育や検定試験、公的資格等の自己啓発にかかる指針をガイドラインとして示し、職員の積極的な自己研鑽をサポートします。

くみれん人材育成プラン



業績ハイライト

経営目標として掲げた「当会の経営体質・収益力の強化」、「信用組合の経営力強化への寄与」の実現に向けた諸施策を実施いたしました。

平成22年度は、このうち「当会の経営体質・収益力の強化」に重点を置き、4兆1,934億円と豊富な資金量を、3兆3,215億円に上る有価証券を中心に運用した結果、経常利益は67億円、当期純利益についても43億円の黒字となりました。

また、金融機関の健全性を示す指標である単体自己資本比率は18.25%と、信用組合の系統中央金融機関として十分な経営体力を維持しております。

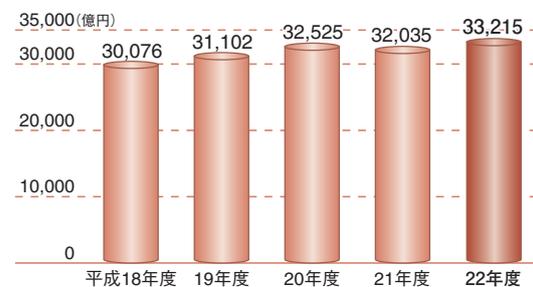
資金量(平残ベース)



● 資金量は高水準で推移

信用組合業界の預金量が堅調に推移したため、定期性預金を中心に前期比約3,000億円増加し、資金量は4兆円を突破しています。

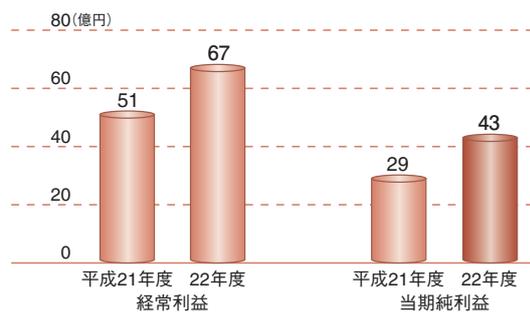
有価証券(平残ベース)



● 国内有数の機関投資家として活動

有価証券残高は、資金量の増加等により前期比約1,000億円増加し、引き続き3兆円を超える資金を運用する国内有数の機関投資家として活動しています。

経常利益・当期純利益



● 前期を上回る利益の確保

市場環境に応じて、やや長めの国債購入や円建ての外国証券の積み増し等を行ったことから、ポートフォリオの収益性が向上し、経常利益は前期比16億円増加の67億円となりました。

また当期純利益は、前期比14億円増加の43億円となりました。

自己資本比率(単体)

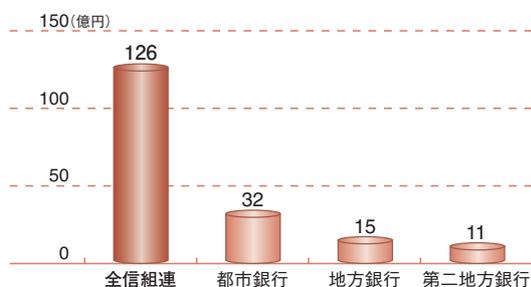


● 国内基準を大幅に上回る18.25%

内部留保の積み増しに加え、自己資本比率算定上の分母にあたるリスクアセットの減少により、単体自己資本比率は前期比0.56p上昇し18.25%となりました。

また、自己資本の質を表わすTier I 比率は19.89%と高い水準にあります。

役職員1人あたり資金量



● 都市銀行を上回る効率性

役職員1人あたりの資金量は120億円と都市銀行6行の平均(32億円)の3.9倍にのぼり、金融機関としての効率性は非常に高くなっています。

- (注) 1. 各業態の資金量は預金、譲渡性預金、債券の合計額です。
2. 各業態の計数は、平成22年度仮決算(全国銀行協会発表)の数値を使用しています。



全信組連のシンボルマーク



全信組連のシンボルマークは、「信用組合」の「S」をモチーフに作られており、「信用組合業界のダイナミックな拡がり」とその中核にある全信組連の「求心力」を表現しています。

個々の図形と色は、信用組合の多様な業態(地域・業域・職域)とそのコミュニティー、また全信組連と信用組合が提供する多種・多様な金融サービスや商品を表しています。

また「S」には、信用組合の活動を支援する「Support (補完)」、信用組合のニーズを満たす「Satisfaction (満足)」、および全信組連と信用組合業界全体の「Sound (健全性)」を表現しています。

コーポレートカラー

全信組連のコーポレートカラーは、シンボルマークに使われている「ユニオンブルー」、「ユニオンレッド」、「ユニオンイエロー」の3色です。

各色には、それぞれ以下のような意味を持たせています。

■ ユニオンブルー	信頼性・未来感・若々しさ・安心感・成長
■ ユニオンレッド	積極性・活動力・情熱・発展
■ ユニオンイエロー	希望・光明

東日本大震災関係

■ 信組業界の支援ネットワークおよび全信組連の支援体制

全信組連は、全信中協とともに全国の信組の支援ネットワークとして、「東北地方太平洋沖地震被災信組に対する支援ネットワーク」を立ち上げ、被災信組のバックアップを図りました。

また、全信組連では、「危機管理対策本部」を立ち上げ、初動対応として、被災信組の情報収集、全国に避難した被災信組の顧客対応、当局・マスコミ対応等、組織横断的に対応しました。

■ 支援物資の搬送

全信組連は、全信中協とともに東京の信組や関連会社へ呼びかけ調達した食料や生活用品などを全信組連仙台支店に搬送しました。支援物資については、東北の信組の協力もあり仙台支店から無事被災信組へ届けることができました。

■ 被災地域の信組に対する低利貸付の実施

全信組連は、被災地域の信組の資金繰り等を支援するため、低利の貸付(特殊当座貸越)の取扱いを平成23年3月から開始しました。

■ 信組ネットワークを使った便宜払いスキーム

全信組連は、原発事故拡大の影響で臨時休業を余儀なくされた相双、いわき信組等の業務支援として、避難している組合員の預金を全国の信組で便宜払いできるスキームを構築しました。便宜払いの実施については、信組業界の結束力が発揮され、いち早く対応することができました。



■ 震災にかかる代理貸付の対応

全信組連は、被災された信組の組合員の方々を金融面で支援するため、次のとおり代理貸付に係る各種の対応を実施しました。

・ 遅延利息の免除や弁済方法の変更の実施

被災された組合員の一定期間の約定弁済について、遅延利息を免除する取扱いを平成23年3月から開始しました。また、被災された組合員からの弁済方法変更の申出についても、期間延長や元金中間据置等を含め柔軟に対応する取扱いとしました。

・ 特別代理貸付の実施

被災された組合員の災害復旧等に係る資金需要に応えるため、通常より低い金利を適用した「災害復旧資金特別代理貸付」(事業性資金・住宅資金)の取扱いを平成23年5月から開始しました。

■ 日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加

全信組連は、信組の系統金融機関として標記オペレーションに平成23年5月から参加し、当該資金を希望する被災地域の信組に対し、円滑な資金供給を行っています。

その他

■ くみれん地域サポートローン

全信組連は、日本銀行において平成22年9月より開始された「成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀新貸出制度)」に対応し、会員信組の地域における融資基盤の拡充を支援することを目的として、平成22年12月から、本制度に準じた低金利、かつ利便性の高い代理貸付商品「くみれん地域サポートローン」の取扱いを開始しました。

■ 本部組織体制の整備

全信組連は、「全信組連経営の中期的戦略」に掲げるとおり、運用部門の体制整備を進めました。4月1日付で「資金運用部」にフロント部門を集約したことに加え、「財務企画部」を運用戦略の企画専担部署と位置付け各部の役割を明確にしました。また、6月29日付で「リスク統括部」を新設し、ミドル部門の強化を図っています。



経営管理・リスク管理体制

● 経営体制	12
● 金融円滑化管理への取組み	13
● コンプライアンス体制	14
● 顧客保護等管理体制	16
● 自己資本管理体制	18
● リスク管理体制	19
● 資産内容の開示	26
● 個人情報保護への取組み・広報体制	28

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保と経営体制の強化に努めています。

業務執行体制

■ 総会

全信組連は、毎年6月、会員である信用組合の出席のもと「総会」を開催しています。

総会は最高意思決定機関であり、一定の重要事項については法律により総会で議決することが求められています。

また、総会前には、全国9地区でミニ総会としての「くみれん懇談会」を開催しています。

くみれん懇談会には、理事長をはじめ常勤役員が出向き、総会への報告・付議事項について説明するとともに、業務運営等について幅広く意見交換を行っています。

■ 理事会

全信組連は、業務執行にかかる意思決定等を行うため、年4回以上、「理事会」を開催しています。

全信組連の理事については、定数の3分の2以上は会員である信用組合の代表役員でなければならぬとされており、予め定められた選出ブロック毎に、信用組合の理事長・会長が選任されています。

■ 常勤理事会・正副会長

理事会は、業務執行にかかる決定機関ですが、一定の事項については理事長に委任されており、理事

長は委任事項の決定にあたり常勤の理事で構成する「常勤理事会」において協議することとしています。

また、業務の適切かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることにしています。

監査体制

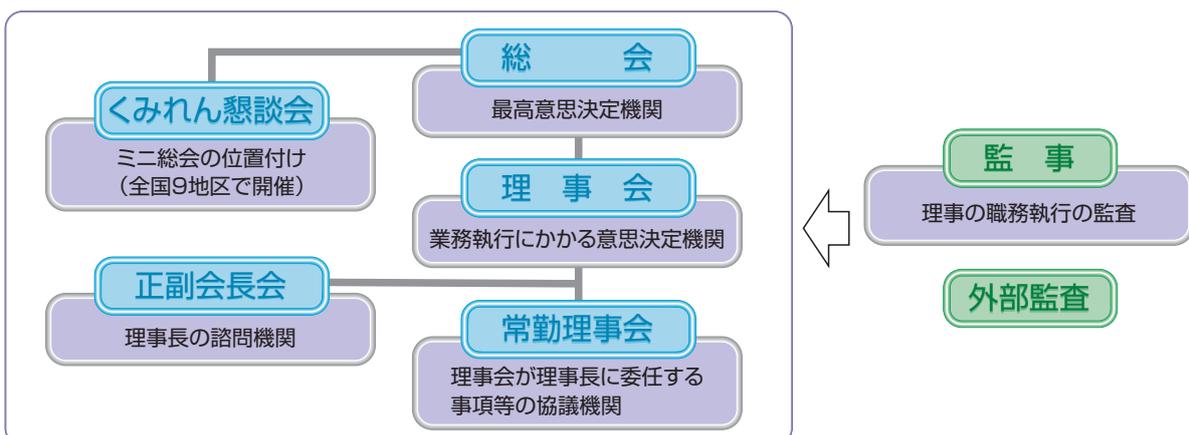
全信組連は、信用組合業界から選任された非常勤監事のほか、平成9年5月に設置した員外監事および常勤監事による監査を行っており、さらに平成10年度からは会計監査人による外部監査制度を導入しています。

また、業務の健全かつ適切な運営を図るため、内部監査部門を他の組織から独立させ、各部室店に対し年度計画に基づく監査を実施しています。

内部監査では、業務の多様化・システムの高度化等の情勢変化に対応し、事務処理監査に加え内部管理態勢（コンプライアンス・リスク管理）の検証・評価を行い、事故の未然防止、健全性の確保に努めています。

全信組連は、このようなさまざまな監査体制を通じて、経営の健全性の確保とコーポレートガバナンスの強化に努めています。

経営体制



全信組連は、信用組合を通じ、中小企業のお客様および住宅資金ご利用のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「金融円滑化管理方針」を定め、地域金融の円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化管理方針の概要

■ 目 的

全信組連は、健全な事業を営むお客様に対し、信用組合を通じ、必要な資金を円滑に供給していくために、適切なりスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことを目的として定めています。

■ 定 義

「金融円滑化管理」とは、信用組合を通じて、次の事項を達成するために必要となる管理のことをいいます。

- 中小企業金融円滑化法第6条に規定する必要な措置(お客様から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応措置の実施に関する方針の策定、対応措置の状況を適切に把握するための体制整備等)の確保
- お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
- お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うことの確保
- 与信取引に関し、お客様に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
- お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応が適切に実施されることの確保
- その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

■ 金融円滑化管理態勢

- 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた「金融円滑化管理方針」を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議し、常勤理事会は、「金融円滑化管理規程」を策定し、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。
- 金融円滑化管理担当役員は、理事会等の議決に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備および充実・強化にあたります。

■ 金融円滑化管理の実施

- 中小企業のお客様に対する信用供与については、当該中小企業のお客様の特性およびその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 中小企業のお客様または住宅資金ご利用のお客様から債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業のお客様の事業についての改善または再生の可能性その他の状況や当該住宅資金ご利用のお客様の財産および収入の状況を勘案し、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- 中小企業のお客様に対する経営相談・経営指導および経営改善については、取組みへの支援ができるように努めます。
- お客様からの貸付条件の変更等に関する申込み、相談、要望および苦情に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。
- 他の金融機関からの借入を行っているお客様からの貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、お客様の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、住宅金融支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会等との間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めます。

貸付条件の変更等の実績

(単位：件、百万円)

債務者	貸付条件の変更の申込									
	うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権			
	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
中小企業者	61	3,421	48	2,566	2	26	9	692	2	135
住宅資金借入者	134	1,737	114	1,446	4	71	8	146	8	72

(注) 1. 平成21年12月7日から平成23年3月末日までの累計実績です。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

基本的な考え方

法令等遵守(コンプライアンス)は、信用が最大の財産といえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践しなければなりません。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

コンプライアンス体制

全信組連は、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、また、営業部店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置するなど、全社的な取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めています。

■ 役 員

理事長は、年頭所感や部店長会議等、可能な機会をとらえコンプライアンスに対する取組姿勢を示しています。

理事は、コンプライアンスに関して率先垂範した取組みと体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めています。

■ 統括部署

コンプライアンス統括部署であるリスク統括部は、コンプライアンスの企画立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店の研修指導といった啓蒙活動および不祥事件等の未然防止など、コンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めています。

■ コンプライアンス担当者

各部室店に配置のコンプライアンス担当者は、部室店の職員への研修会を実施したり、相談に応えるなど、一番身近な立場でコンプライアンスの徹底と推進にあたっています。

また、コンプライアンス担当者は、一次チェック部門として、日常業務におけるコンプライアンスの状況を定期的にモニタリングし、統括部署へ報告を行うなどの活動を通して、コンプライアンス重視の職場環境の整備に努めています。

■ 監査部署

監査部は、不祥事件等の調査や二次チェック部門として、コンプライアンスの状況を監査しています。

コンプライアンス・プログラム

全信組連は、コンプライアンスを実現させるための具体的な計画として、「コンプライアンス・プログラム」を作成し実践しています。

平成22年度の主な活動内容、平成23年度の主な推進計画は次のとおりです。

■ 平成22年度の主な活動内容

- ① 各種会議等を利用した啓蒙・教育活動により、職員のコンプライアンス・マインドの浸透に努めました。
- ② 情報資産のさらなる管理強化を図るため、文書管理システム等を導入・稼働しました。
- ③ 働きやすい職場環境を確保するため、メンタルヘルス担当の産業医と契約するなど、職員のメンタルヘルス面のフォロー体制の充実を図りました。

■ 平成23年度の主な推進計画

- ① 本年3月の東日本大震災を踏まえて、危機管理態勢の整備を行うとともに、関連する規程等の見直しを計画しています。
- ② 法務リスクを管理強化するため、対外契約時のリーガル・チェックの強化や、遵守すべき諸規程の管理体制整備の一環として「規定の管理内規」等の見直しを行うなど、関連規程の整備を計画しています。
- ③ コンプライアンス・プログラムに基づく内部研修の適時適切な実施等により、役職員のコンプライアンス・マインドの向上に努めます。
なお、本年度は特に階層別研修として、役員および職員を対象としたコンプライアンス研修を予定しています。

倫理憲章

全信組連は、「経営理念」等を踏まえ、「倫理憲章」を制定しています。

1. 全信組連の公共的使命

2. 質の高い金融サービスの提供

3. 法令等の厳格な遵守

4. 社会とのコミュニケーション

5. 職員の人権の尊重等

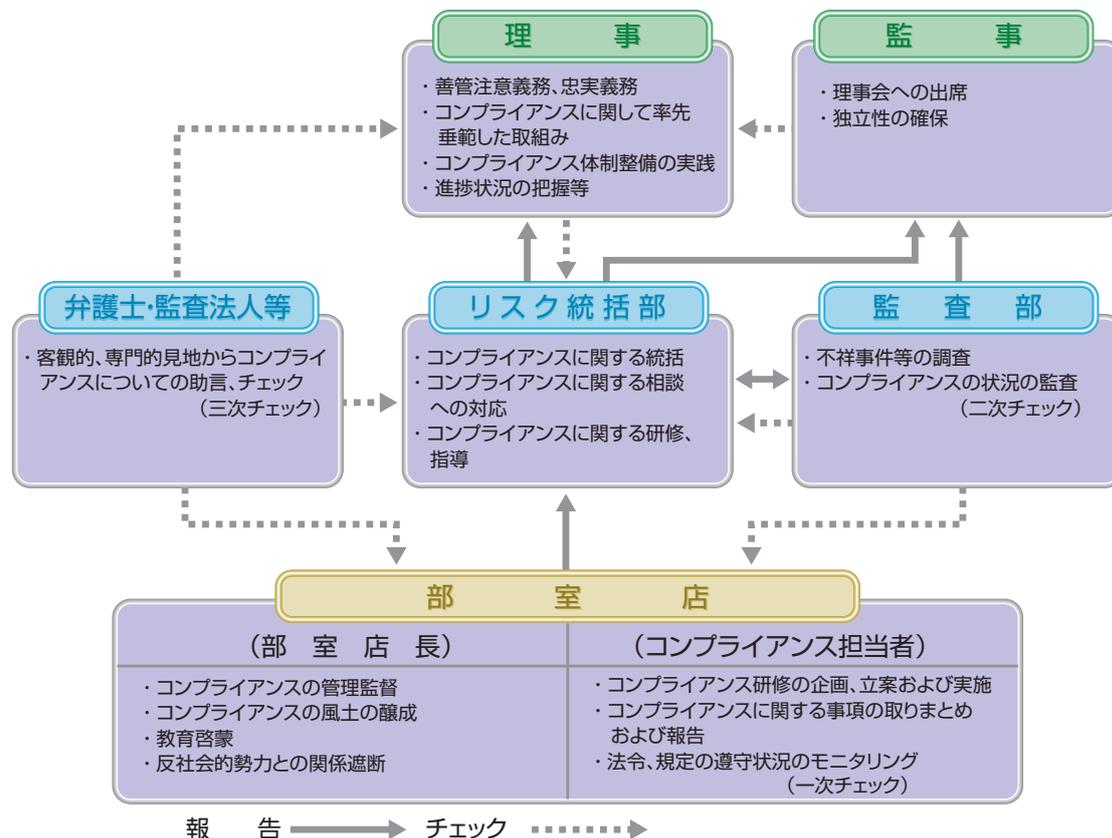
6. 環境問題への取組み

7. 社会貢献活動への取組み

8. 反社会的勢力との対決

- ・ 全信組連は、公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。
- ・ 全信組連は、創意と工夫を活かし、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、信用組合とともに経済社会の発展に貢献する。
- ・ 全信組連は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ・ 全信組連は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ・ 全信組連は、職員の人権と個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保する。
- ・ 全信組連は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するほか、環境保全に寄与すべく環境問題に積極的に取り組む。
- ・ 全信組連は、社会とともに歩む「良き市民」としての強い自覚をもち、信用組合とともに積極的に社会への貢献活動に取り組む。
- ・ 全信組連は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

コンプライアンスにおける役割と報告・チェック体制



基本的な考え方

全信組連では、経営方針に則り、顧客の保護および利便の向上に向けた管理方針として「顧客保護等管理方針」を定めています。

同方針では、当会業務の特性等を勘案して、顧客保護の範囲のほか、対象業務、顧客保護を行うべき管理方針を明確にしています。

顧客保護等管理方針の概要

■ 目的

全信組連における顧客の保護および利便性向上を図るため、その対象とする顧客および業務の範囲を明確にし、顧客を保護するための管理の方針を定めることを目的としています。

■ 顧客の範囲

全信組連が直接又は間接的に提供する金融取引・金融サービス等(以下、「商品等」という)を利用される方および利用しようとする方としています。

■ 対象業務

顧客保護の対象とする業務は次のとおりです。

- リスクの所在などを明示する必要がある業務
- 顧客への十分な説明が必要な業務
- 顧客から苦情・相談等が寄せられる可能性がある業務
- 外部委託している業務で顧客保護等の必要性がある業務

■ 顧客保護等管理

● 顧客への説明

顧客への商品等の説明や情報提供にあたっては、顧客のニーズや財産状況、当該商品等の契約を締結しようとする目的等を的確に把握し、適切かつ十分な説明を行います。

また、顧客の理解度を確認したうえで適切な商品等を提供するとともに、必要に応じて適切な情報を提供し、適切な記録・保管態勢を構築します。

● 顧客へのサポート

顧客の相談・苦情等に対しては、常に公平な立場で事実確認を行い、顧客の立場を尊重して誠実に対応いたします。

また、顧客の声を真摯に傾聴し、顧客の真意を把握するとともに、公正な調査により事実関係と責任の所在を明確にし、迅速かつ十分な対応を図ります。

● 顧客情報の管理

顧客情報の管理にあたっては、当該情報の外部漏えい、不正使用等が生じた場合、業務上多大な損害を被り、社会的信用を失墜する危険性があること等を認識し、利用目的以外の目的で利用いたしません。

また、顧客情報の第三者提供については、法令等で定める場合を除き、あらかじめ、顧客本人の同意を得るとともに、顧客情報の保存・管理にあたっては、適切な安全管理措置を講じます。

● 外部委託管理

当会の業務を外部に委託する場合における顧客情報や顧客への対応管理にあたっては、外部委託先の選定基準を充足し、当該業務を適切に遂行する能力を有する者に委託いたします。

また、外部委託にあたっては、当会顧問弁護士およびリーガル・チェック部門のチェックを受けた契約を締結するとともに、契約にあたっては、委託業務を的確に遂行するための必要事項を掲載し、外部委託先に遵守させることとします。

お客様からの相談・苦情等の対応について

全信組連は、お客様からのお取引に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情等のお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって全信組連に対するお客様の信頼の向上に努めております。

● 苦情処理措置

全信組連とのお取引に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情等のお申し出については、全信組連各相談窓口でお受けしております。

なお、お客さまからの相談・苦情等の対応手続きにつきましては、全信組連ホームページをご覧ください。(ホームページアドレス <http://www.zenshinkumiren.jp>)

○ 苦情処理窓口

受付時間：月～金(土・日、祝日・その他金融機関休業日は除く) 9:00～17:00

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
営業統括部	03-3562-5118	新潟支店	025-247-8111
証券国際部※	03-5600-3918	名古屋支店	052-451-2111
本店営業第一部	03-3562-5141	大阪支店	06-6944-0111
本店営業第二部	03-3562-5157	広島支店	082-245-7111
札幌支店	011-271-5111	福岡支店	092-473-8111
仙台支店	022-293-5111		

※ 証券国際部は、外国為替、証券窓販に関する事項についてお受けしております。

● 紛争解決措置

全信組連とのトラブルがなかなか解決しないお客様につきましては、しんくみ相談所へお申し出いただくこともできます。

しんくみ相談所では、お客様からの申し出に基づき、以下の弁護士会紛争解決センター・弁護士会仲裁センター利用のご案内をしております。

また、お客様から直接弁護士会紛争解決センター・弁護士会仲裁センターへお申し出いただくこともできます。

なお、弁護士会紛争解決センター等につきましては、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。

○ 紛争解決窓口

しんくみ相談所	電話番号	受付時間
(社)全国信用組合中央協会	03-3567-2456	月～金(土・日、祝日・協会の休業日は除く) 9:00～17:00
弁護士会紛争解決センター・ 弁護士会仲裁センター	電話番号	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(土・日、祝日・年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(土・日、祝日・年末年始は除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(土・日、祝日・年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

基本的な考え方

全信組連では、自己資本管理を「経営体力の範囲内で各リスクカテゴリー別に自己資本を最適配賦することで財務の健全性を確保しつつ資本効率を高めるとともに、自己資本比率を適切な水準に維持すること」と定め、「リスク資本管理」と「自己資本比率管理」を柱とする自己資本管理体制を構築しています。

具体的には、期初に定める事業計画や各種施策の実施計画、収益目標等に基づき、理事会において当該年度間における資本配賦額(リスク資本・リスク資本枠)および目標自己資本比率を定め、自己資本管理部署がリスク資本・リスク資本枠の使用状況および自己資本比率の両面から、自己資本充実度の評価を行っています。



評価方法の概要

● リスク資本管理

全信組連では、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、それぞれのリスクに対して必要自己資本を配賦するとともに、それぞれのリスク統括管理部署が当該リスクをモニタリングして管理しています。

配賦原資とする自己資本は、Tier I と資本性Tier II の合計額を上限としており、モニタリングしたリスク量をもとに、ALM委員会にてリスクコントロールする体制を構築しています。

● 自己資本比率管理

全信組連では、経営の健全性と信用組合業界の系統中央金融機関としての信用力の維持・向上を図る観点から、目標とする自己資本比率を独自に定め自己資本管理部署が管理しています。

自己資本比率管理については、自己資本管理部署が自己資本比率の算定を行い、その結果をALM委員会にて管理する体制を構築しています。

自己資本調達手段の概要

全信組連は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、出資金の約9割にあたる488億円を全国158の信用組合から普通出資として受入れ、50億円を会員以外の団体から優先出資として受入れています。

また、平成21年1月には、系統中央金融機関として、信用組合業界の信用力の維持や、安定収益確保のための運用の多様化推進を目的として、信用組合から永久劣後ローン(Tier II)の取入れにより349億円の資本増強を実施し、強固な自己資本基盤を確保しています。

基本的な考え方

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の強化・高度化の重要性はますます高まっています。

こうした経営環境を踏まえ、全信組連では、直面する各種リスクを適切に管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めています。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長は、この方針に基づいて業務を統括し、リスク管理にかかる必要な指示を行っています。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを管理し、これを統合的リスク管理部署が統合的に把握・管理するほか、統合的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めています。

統合的リスク管理

● リスク資本管理

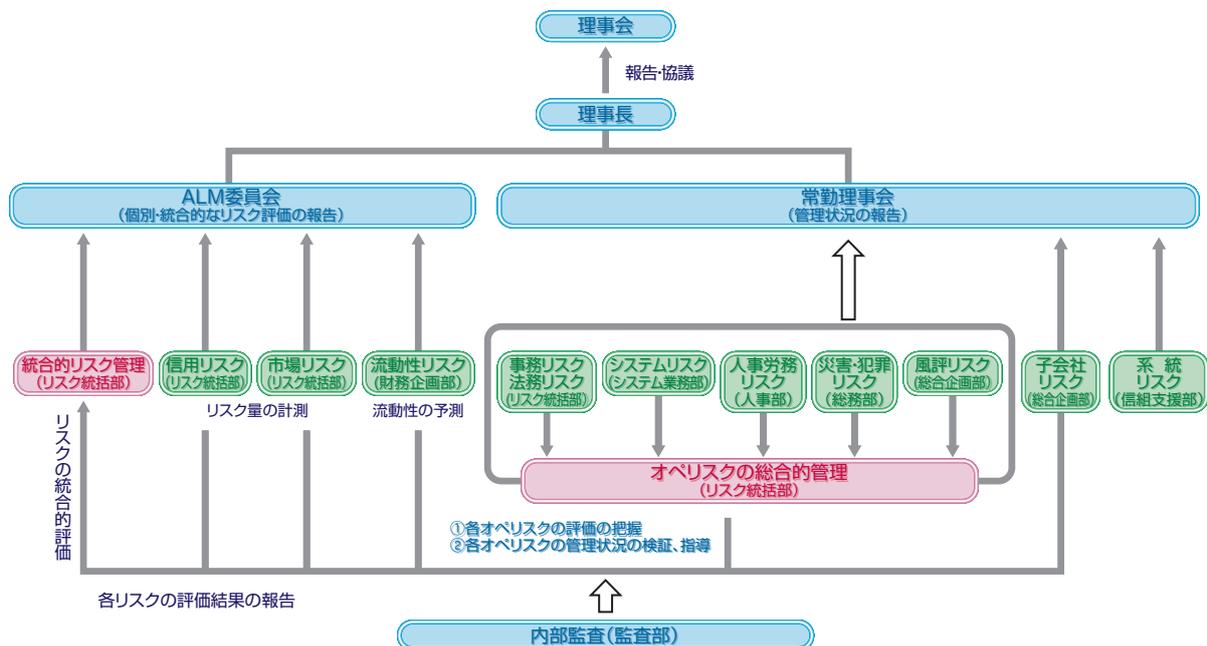
全信組連では、統合的リスク管理(注1)の対象リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよび子会社リスクとしています。そのうえで、各リスクをリスク特性に応じて定量的または定性的に評価するとともに、それら評価結果を統合的にとらえ、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているか検証し、業務運営の健全性確保に努めています。

具体的には、VaR法(注2)等によって計測・評価された信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクのリスク量を合算のうえ、リスク資本との対比を行い、検証結果をALM委員会に報告しています。

(注1) 統合的リスク管理とは、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによってリスク管理を行うことをいいます。

(注2) VaR (バリュー・アット・リスク)法とは、将来の一定期間(保有期間)に、一定の確率(信頼区間)の範囲内で被る可能性のある最大損失額を統計的に推定する手法です。

リスク管理体制



リスクの内容と管理

■ 信用リスク

● リスク管理の方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しています。

具体的には、信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産にかかる信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本枠と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しています。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めています。

このほか、信用格付別・個社別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めています。

● 手続きの概要

全信組連では、与信先等の信用状況の把握が何よりも重要であるとの認識のもと、信用格付を与信運営の中心に据え、取引先の財務・収支状況に関する定量的な評価を基本に、定性面の評価を勘案のうえ、厳正な信用格付を実施し、与信判断を行っています。

この信用格付は、年1回の定期見直しとともに、与信先等の財務状況等の変化に応じて機動的な見直しを実施するなど事後管理の徹底を通じ、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めています。

また、個々の与信案件については、営業関連部署の一次審査後、審査管理部署において二次審査を行い、案件内容に応じて審査委員会および理事会に諮るなど、適正かつ厳正な審査と相互牽制が働く体制を維持・強化しています。

さらに、「総運用限度管理規程」等に基づき、信用格付別・個社別・グループ別等にそれぞれ与信上限を設定するなど信用リスクの集中排除に努めるとともに、信用リスクの計量化により、与信ポートフォリオから発生する予想損失額(注)を把握し、過大なリスクテイクの回避を図っています。

信用コストに対する貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき算定しています。

このうち、一般貸倒引当金については、正常先、要注意先、要管理先について、信用格付区分または債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、担保・保証により保全措置が講じられた部分を除いた未保全額に対して貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

なお、上記の引当については、営業関連部署の一次査定、審査管理部署の二次査定、さらに検証部署が厳正な検証を行った資産自己査定結果に基づき行っています。

(注) 与信ポートフォリオから発生する予想損失額とは、格付低下による資産価値の減少および法的倒産時の未回収額を指します。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適合格付機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

● 信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、全信組連が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保などの適格金融資産担保付取引や保証などが該当します(全信組連では、適格金融資産担保付取引について簡便手法を採用しています)。

全信組連では、融資の実行にあたっては、資金使途、返済原資、財務内容や事業環境など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しています。

バーゼルⅡにおいて認められる信用リスク削減手法のうち、全信組連が受入れる主要な担保は預金(お取引先が全信組連に預入している定期預金)ですが、その手続きについては、「貸出事務取扱要領」に基づき適切な徴求・管理を行っています。

また、全信組連が保有する債権に対する保証には、政府・地方公共団体や金融機関による保証等がありますが、このうち金融機関の保証は主に代理貸付金において委託先の信用組合が債務保証を行っているものです。

なお、お取引先が期限の利益を失った場合には、与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、「全国信用協同組合連合会取引約定書」等の定めに基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知および所定の手続きを省略して払戻充当することができることとしています。



■ 市場リスク

● リスク管理の方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

市場リスクの統括管理部署は、VaR法により業務別および資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらがリスク資本枠を超えないよう厳格なモニタリングを実施し、ALM委員会に報告しています。

また、計測した各リスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、モデルの信頼性を確認するとともに、市場環境の急激な変化を想定したストレステストを実施し、ポートフォリオ管理に活用しています。

● 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、全信組連ではこれらについて定期的に計測・評価を行い、適宜、適切にコントロールする体制をとっています。

具体的には、金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析(注1)、BPV分析(注2)、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析(注3))や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行い、その結果をALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めています。

- (注) 1. デュレーションとは、キャッシュフローに基づき時価評価した資産・負債の加重平均残存期間(年数)をいい、この値が大きいほど、金利変動に対する価値変動が大きくなります。
2. BPV(ベシス・ポイント・バリュー)とは、全ての期間の金利が一定幅(1ベシス=0.01%)変動した場合の資産・負債の価値変動額を表しています。
3. アウトライヤー基準に基づく金利リスクとは、バーゼルⅡに基づく標準的金利ショックを前提とした金利リスク量のことで。

● 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

全信組連では、以下の定義に基づき毎月金利リスク量を算定しています。

内 容	定 義
計 測 手 法	内部計算方式(再評価方式)、一部GPS方式
計 測 対 象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
金 利 シ ョ ッ ク 幅	10BPの平行移動および99%タイル値または1%タイル値
観 測 期 間 等	観測期間：最低5年 保有期間：1年
コ ア 預 金 (アウトライヤー基準に基づく 金利リスク分析に適用)	対 象：要求払預金 算定方法：下記①～③のうち最小の金額 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 満 期：0年と5年に均等に振分け(平均2.5年)

(注) 1. %タイル値とは、計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値をいい、99%タイル値は99%目の値のことで、
2. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

● 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	99%タイル値	1%タイル値
平成21年度	△ 27,287	17,563
平成22年度	△ 45,809	26,078

(注) 1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析の結果を開示しています。
2. コア預金については、「過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高」を0年と5年に均等に振分けています。
3. 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額に与える影響が僅少なため、連結ベースの計数は算定しておりません。
4. 平成22年度より、金利リスク量の計測手法を一部変更しております。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、会員信用組合の資金需給を調整するとともに会員信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。

こうした認識のもと、資金繰りリスクについては、資金繰りにかかるリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性資金の水準を維持・管理するとともに、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行っています。

一方、市場流動性リスクについては、「市場流動性リスクモニタリング基準」において、モニタリングの対象商品、指標および頻度等を定め、遵守状況を定期的にチェックしています。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するための緊急会議の招集等により機動的な対応を図ることとしています。

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

全信組連では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクおよび風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象とし、これらリスクを総合的に管理する体制を整備しています。

具体的には、各リスクの統括管理部署は、管理するリスクの影響および発生可能性を勘案のうえ、各種対策を講じリスク顕在化の防止に努める一方、総合的管理部署は、その管理状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指示・指導を行います。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は、パーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

● 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。

全信組連では、各業務の所管部署による事務規程等の見直し・整備や、事務リスクの統括管理部署による事務ミス発生状況の実態把握とその還元を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めています。

また、事務ミス等が発生した場合には速やかに解決のための適切な対策を講じるとともに、事務リスクの統括管理部署が助言・指導を行い再発防止に努めています。



● システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連は、会員信用組合との間の預貸金等取引を電子ネットワーク取引(くみれんネットシステム)で行うとともに、全国の信用組合が取扱う内国為替、CD提携、しんくみアンサーなどのシステムの業界中央センター(全信組センターシステム)を運営しているほか、子会社である信組情報サービス(株)が信用組合の勘定処理等を行う共同電算センター(SKセンターシステム)を運営するなど、系統中央金融機関として業界の重要なシステムを担っています。

全信組連では、これらコンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、万一障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理体制の整備、コンピュータ資源の二重化および障害復旧訓練などの対策を講じています。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能に陥ることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

リスク管理手法としては、派生商品取引のリスクと保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理するほか、全信組連で定める「信用格付基準」、「総運用限度管理規程」等に則り、他の与信取引と一体として取引先の信用力に応じた与信限度額の設定を行ったうえ、信用リスク資本枠との対比により管理するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、長期決済期間取引は行っておりません。

■ 証券化エクスポージャーのリスク

証券化とは、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する不動産などの資産価値を裏付けに優先劣後構造のある複数の証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、当該証券を購入する投資家に大きく分類されます。

全信組連においては、オリジネーター業務の取扱いはありませんが、投資家の立場で、有価証券投資の一環として購入しています。

当該証券投資にかかるリスクについては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより適切に把握しています。

● 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法を採用しています。

● 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については、日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」および「企業会計基準適用指針」により、適正な処理を行っています。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

■ 出資等または株式等エクスポージャーのリスク

出資等または株式等エクスポージャーには、子会社への出資、信用組合発行の優先出資証券、政策投資株式および株式関連投資信託が該当します。

これらについては、次のとおりリスク管理を行い、適宜、経営陣に報告しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に従って適正な処理を行っています。

● 子会社への出資

子会社の管理にかかる基本事項を定めた「子会社管理規程」に基づき、子会社管理の担当部門が子会社との連絡会を定期的開催し、業務運営状況や経営状況の把握に努めるとともに、経営上の重要事項について、適宜、報告を求めています。

また、内部監査部門が「子会社監査実施要領」に基づき、子会社の業務の適正確保を図るため、監査を実施しています。

● 政策投資株式

当該政策投資にかかる業務所管部署が、必要に応じて投資先の業務運営方針や業務運営状況等について説明を受けるほか、定期的に財務諸表等を徴求のうえヒアリングを行い、経営内容の適切な把握に努めています。

● 株式関連投資信託

リスク管理部門が「市場リスク管理規程」および「SFBポイント額算出要領」等に基づき、VaR法によりリスク量を把握し、設定されたリスク資本枠の範囲内であることを確認・監視しています。

● 信用組合発行の優先出資証券

信用組合に対する資本増強支援について定めた「資本増強支援制度規程」に則り、優先出資の発行信用組合から定期的に所定の報告書類を徴求のうえ、適時、ヒアリングを行うとともに、全国信用組合監査機構が原則として毎年、監査を実施し、経営状況の把握に努めています。



リスク管理債権

平成23年3月末の協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づくリスク管理債権額は、合計で39億25百万円となり、前年度に比べ11百万円の増加となりました。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減額
破綻先債権	33	38	4
延滞債権	3,497	3,748	251
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	383	138	△245
リスク管理債権合計(A)	3,914	3,925	11
貸出金合計(B)	353,231	554,605	201,373
貸出金に占める割合(A/B)	1.1%	0.7%	△0.4p

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、上記1および2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

金融再生法に基づく開示債権

平成23年3月末の金融再生法に基づく不良債権額は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計で40億16百万円となり、前年度に比べ34百万円の増加となりました。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	353	357	3
危険債権	3,244	3,521	276
要管理債権	383	138	△245
不良債権合計(A)	3,982	4,016	34
正常債権	350,002	551,552	201,550
金融再生法に基づく開示債権合計	353,984	555,569	201,585
担保・保証等(B)	2,855	2,890	34
貸倒引当金(C)	1,062	1,065	3
保全額合計(D)=(B)+(C)	3,917	3,956	38
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	98.3%	98.4%	0.1p
貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	94.2%	94.5%	0.3p

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、会社更生、破産、民事再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、自己査定の債務者区分における破綻先および実質破綻先に対する債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、自己査定の債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権であり、自己査定の債務者区分における要注意先に対する債権の一部です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に該当する以外のものに区分される債権であり、自己査定の債務者区分における要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権および正常先に対する債権です。
5. 担保・保証等(B)は、不良債権(A)における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 貸倒引当金(C)は、正常債権に対する貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己査定と開示債権との関係および引当・保全の状況

全信組連では、金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準ならびに償却・引当規程に基づき、正確な資産実態の把握と適正な償却・引当を行っています。

平成23年3月期の自己査定結果と開示債権の関係および引当・保全の状況は下記のとおりですが、金融再生法の不良債権に対する引当と担保・保証等による保全率は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」100%、「危険債権」100%、「要管理債権」55.9%であり、全体でも98.4%と十分な水準にあります。

(単位：百万円)

自己査定と開示債権の関係			金融再生法に基づく開示債権の保全状況等					
自己査定債務者区分	リスク管理債権	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当率 (注1)	保全率 (注2)
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先 38	破綻先債権 38	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 357	担保・保証等による 回収可能部分 345	個別貸倒引当金 11			100%	100%
実質破綻先 319	延滞債権 3,748	危険債権 3,521	担保・保証等による 回収可能部分 2,478	個別貸倒 引当金 1,042			100%	100%
破綻懸念先 3,521	3カ月以上 延滞債権 —	要管理債権 138	担保・保証等による 回収可能部分 66				15.2%	55.9%
要 注 意 先	貸出条件 緩和債権 138		一般貸倒引当金 10					
その他の 要注意先		正常債権 551,552	一般貸倒引当金 404	個別貸倒引当金 311				
正常先								

合 計	リスク管理債権 3,925	金融再生法に基づく 開示債権 555,569	貸倒引当金	1,782	引 当 率 a/(b-c) 94.5%	保 全 率 (a+c)/b 98.4%
		不良債権(b) 4,016	不良債権に対する 貸倒引当金(a)	1,065		
			担保・保証等による回収 可能部分(c)	2,890		
			左記以外	1,126		

(注1)引当率＝不良債権に対し計上した貸倒引当金／(金融再生法に基づく不良債権額－担保・保証等による回収可能部分)
 (注2)保全率＝(担保・保証等による回収可能部分＋不良債権に対し計上した貸倒引当金)／金融再生法に基づく不良債権額

□リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の関係について

リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのに対して、金融再生法に基づく開示債権は貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および債務保証見返を含んでいます。

なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合「不計上」としていますので、金融再生法に基づく不良債権において開示される未収利息はありません。

基本的な考え方

全信組連は、個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な保護および利用のために、「個人情報保護宣言」を制定し平成17年4月1日から公表しています。

個人情報保護宣言の概要

■ 利用目的

全信組連は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)および関係法令等に基づき、お客様の個人情報について、その利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外で利用いたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合は、当該利用目的以外で利用いたしません。

■ 第三者提供の制限

全信組連は、お客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様のデータを第三者に提供いたしません。

■ 個人データの委託

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合は、適正な取扱いを確保するため、契約締結、実施状況等の点検を行います。

■ 個人データの共同利用

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データを共同利用させていただいております。

なお、共同利用の取扱いにつきまして、見直しを行う場合は、あらかじめその内容を公表します。

■ 安全管理措置

全信組連は、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を実施し、業務委託先に対しては、必要かつ適切な監督に努めます。

■ 開示、訂正等のご請求手続き

全信組連は、個人情報保護法で定められているお客様からの開示、訂正等の請求手続きに関しまして、適切かつ迅速な対応に努めます。

※「個人情報保護宣言」の詳細につきましては、全信組連ホームページ等でご確認ください。

広報体制

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を幅広くみなさまにご理解いただくため、広報活動の強化に努めています。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「ミニディスクロージャー誌」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のPR・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っています。



ミニディスクロージャー誌



業務のご案内

● 預金業務	30
● 貸出業務	31
● 市場運用業務	32
● 信用組合業界への支援業務	33
● 機能補完業務	34
● 社会貢献活動	38

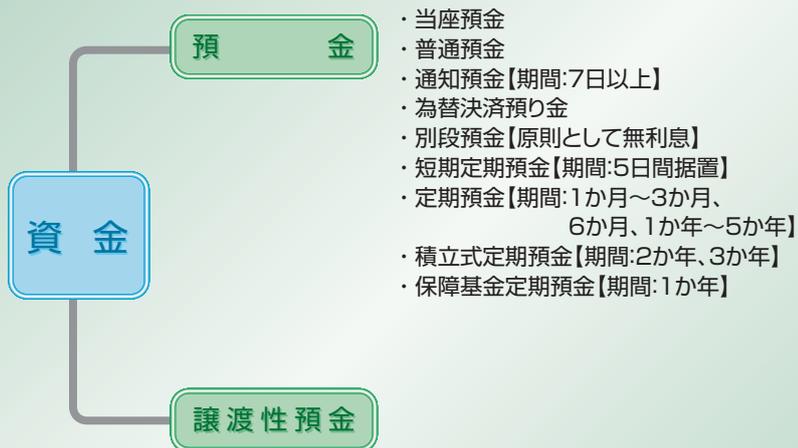
全信組連は、信用組合の支払準備資金や余裕資金を各種預金としてお預かりし、信用組合の資金の効率運用に資しています。

全信組連の預金の種類は、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金など、一般の金融機関とほぼ同様の内容となっておりますが、全信組連特有の預金として、信用組合業界の信用維持・向上を図るために、全国の信用組合から所定額を受け入れる「保障基金定期預金」などがあります。

このほか、全信組連では、信用組合の窓口で取扱っている公共料金・保険料などの取りまとめの受託先（一般企業等）、地方公共団体、非営利法人など、信用組合以外からも一定の範囲内で預金の受入れを行っています。



資金の種類

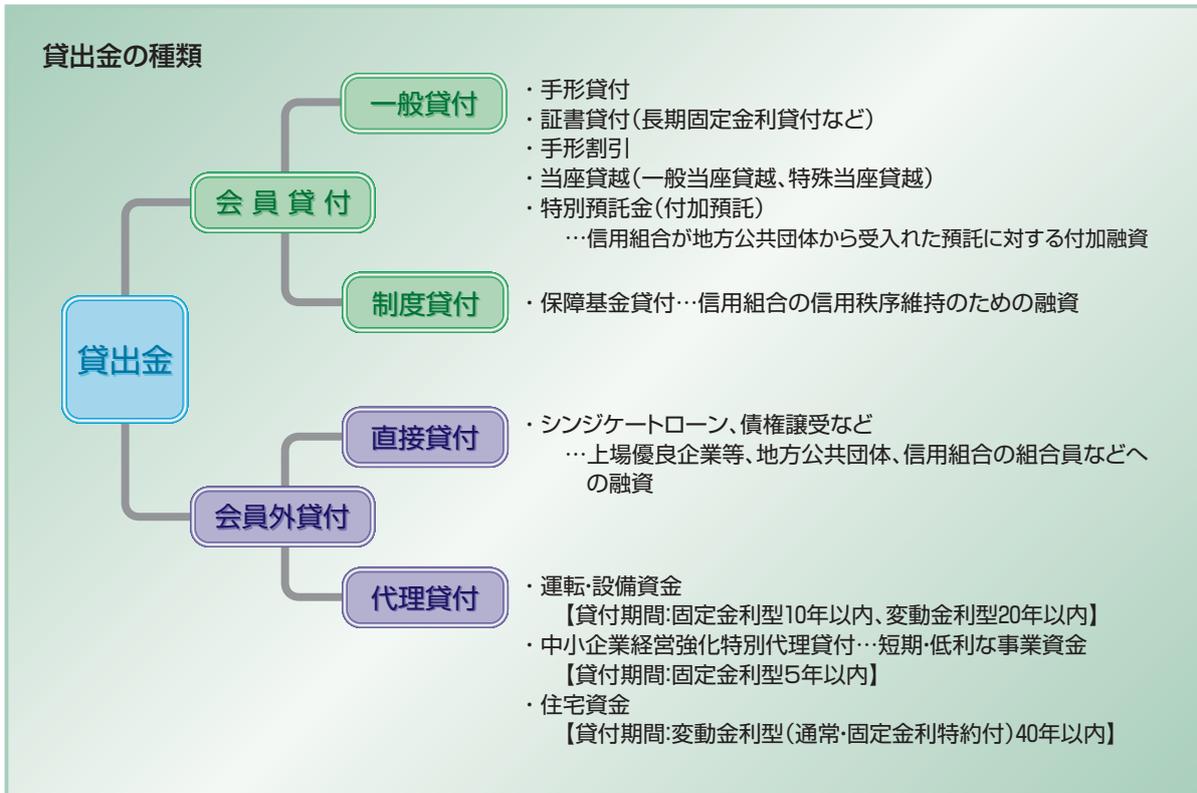


全信組連は、信用組合に対する「会員貸付」と信用組合以外に対する「会員外貸付」を取り扱っています。

「会員貸付」には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する「一般貸付」、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う「制度貸付」があります。

また「会員外貸付」には上場優良企業等を対象としたシンジケートローンへの参加や債権譲受などの「直接貸付」や、信用組合の窓口を通じて信用組合の組合員の方々に融資する「代理貸付」があります。

「代理貸付」では、中小企業向けの事業資金のほか、個人の方への住宅ローンを取扱っており、全信組連の資金が信用組合を通じて地域社会の繁栄に役立てられています。

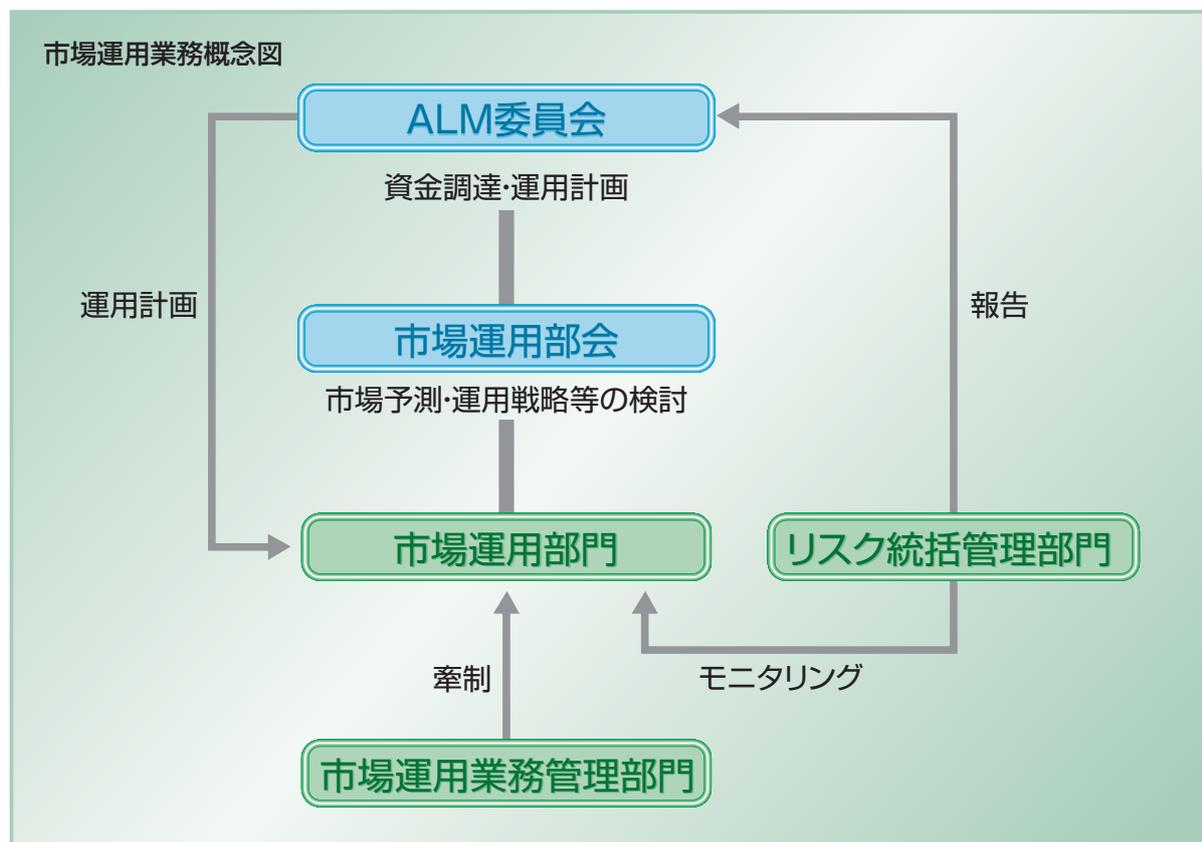


全信組連は、国内の機関投資家として、平成23年3月末現在、3兆7千億円を超える資金を金融・証券市場で運用しています。

全信組連が運用する資金の大半は信用組合からの預金を原資としており、全信組連は信用組合業界全体の余裕資金を取りまとめ効率的に運用する役割を担っています。

運用にあたっては、運用環境や収益見通し等を踏まえ、毎月開催するALM委員会で各運用部門の運用方針を決定しており、各運用部門は運用方針に基づき、収益性および各種リスク(金利リスク・信用リスク・流動性リスク)に留意しながら効率的な運用に努めています。

主な運用対象は国債や社債(国内・海外)であり、大半の資金を円建てで運用しています。また、分散投資の観点から、株式や投資信託等への投資を行い、運用の多様化を図っています。



信用組合業界では昭和44年7月に「全国信用組合保障基金制度」、平成14年4月に「信用組合経営安定支援制度」、また、平成23年2月に従来の「合併支援資金制度」に代わる「合併特別支援制度」を創設しています。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この3つの支援制度の運営について中心的役割を担っています。

全国信用組合保障基金制度

この制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て(目標額1,000億円：平成23年3月末残高約1,013億円)を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っています。

信用組合経営安定支援制度

この制度は、信用組合、全国信用組合中央協会および全信組連が協力して創設した制度であり、次のとおり「モニタリング制度」、「監査・指導制度」および「資本増強支援制度」の3つの制度から構成されています。

● モニタリング制度

全信組連が信用組合から各種経営資料の提出を受け、それに基づき自己資本の状況、資産内容、収益性および流動性等の面から経営分析を行い経営上の問題点等を早期に発見・把握する制度です。

● 監査・指導制度

全信組連がモニタリング等の結果、監査・指導が必要と認められた信用組合を対象として、全国信用組合

監査機構による実地監査を実施し、問題点等を明らかにしたうえで必要な助言・指導を行う制度です。

また、資本増強支援制度に関連し事前監査および事後監査も実施します。

● 資本増強支援制度

全信組連が資本増強支援を希望する信用組合に対して、審査のうえ支援を実行するとともに、実行後の経営状況について管理する制度です。

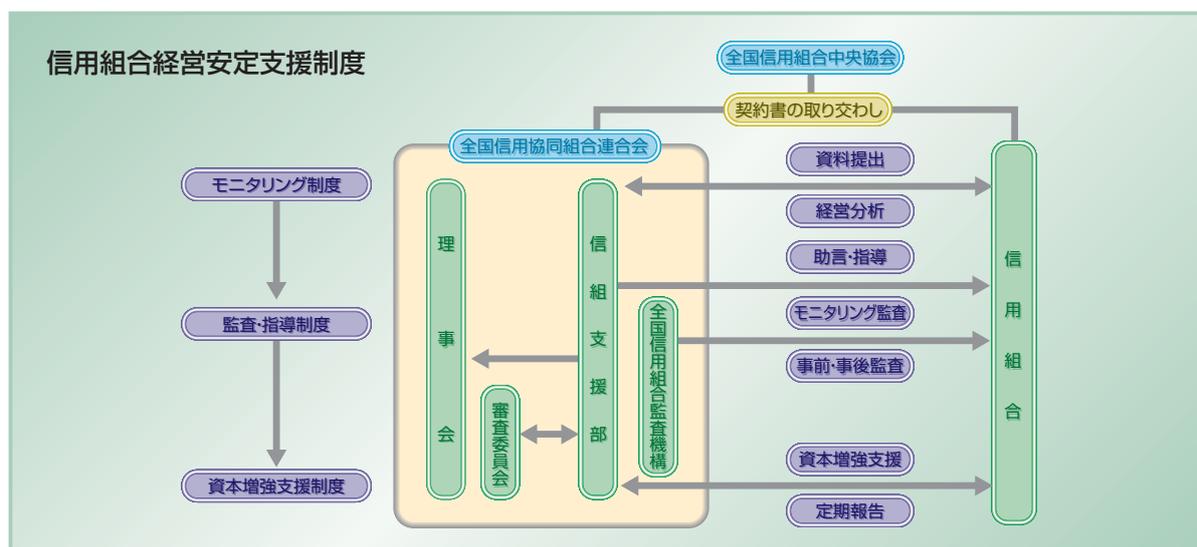
なお、この制度を適正かつ円滑に実施するため、全信組連理事長の諮問機関として支援の可否等を審議する資本増強支援審査委員会を設置しています。

[資本増強支援制度に基づく支援残高推移]

	20年度	21年度	22年度
信組数	26信組	27信組	25信組
残高	554億円	589億円	610億円

合併特別支援制度

この制度は、信用組合の合併に際し、合併後の経営安定化を目的として資本増強支援と資金援助を組み合わせた支援を行っています。

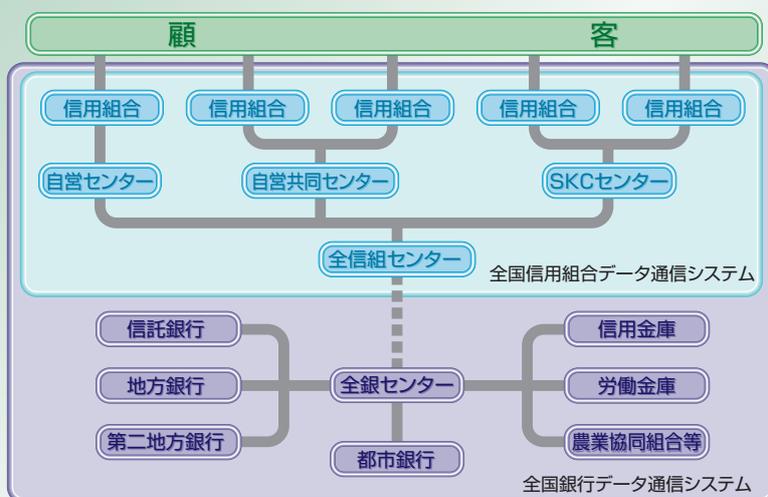


内国為替業務

全信組連は、全国信用組合データ通信システム(略称：全信組システム)による信用組合内国為替制度を確立し、これを運営管理するとともに信用組合間の為替貸借の決済を行っています。

また、全信組連は全信組システムを全国銀行データ通信システム(略称：全銀システム)と接続させ(これにより、信用組合は全国の金融機関と為替取引が可能となっています)、信用組合業界を代表して全銀システム加盟金融機関との間の為替貸借の決済を行っています。

内国為替仕組図



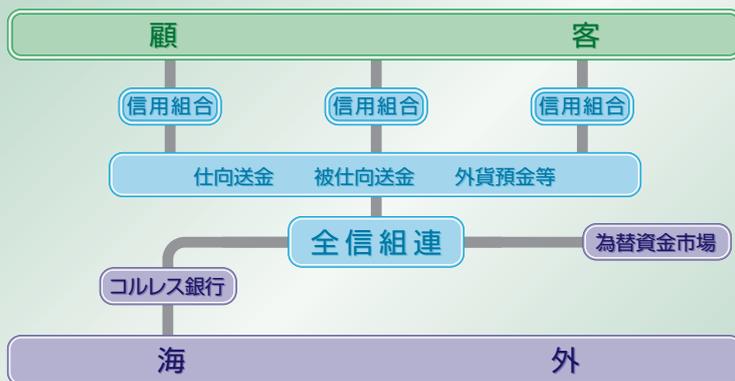
外国為替業務

全信組連は、全国の信用組合を取次窓口として、外国為替業務を取扱っています。

信用組合の取引先の外国為替ニーズに応えるため、外国送金、外貨預金などの外国為替取引を行っています。

また、全信組連では、こうした外国為替取引の対外決済などに必要な外貨資金を、為替資金市場を通じて安定的に調達・運用し、顧客サービスの充実に努めています。

外国為替仕組図



業界の情報化推進

全信組連は、「全国信組共同センター」による内国為替やCDオンライン提携など信用組合の情報化の推進に取り組んでいます。

「全国信組共同センター」は、全信組センターとSKCセンターの2つで構成され、①全信組センターは、全国の信用組合の中央センターとして金融機関相互間の内国為替、CD提携、ANSER、データ伝送や、ゆうちょ銀行、セブン銀行等とのATM提携、J-デビット、マルチペイメントなどのサービスを提供しており、②SKCセンターは、信用組合の業務処理センターとして預金・貸出金業務、ALMや自己査定等など勘定系・情報系の両面からサービスを提供しています。

また、インターネットバンキングやATMの24時間サービスの提供を実現するとともに、万一、大地震などが発生した場合にも、速やかにオンラインサービスの提供を実現するバックアップセンターを構築しています。

全信組連は、情報化の進展に伴うダイレクトチャネルの拡充に取り組むなど、信用組合の顧客ニーズに対応した金融サービスの提供を積極的に推進しています。

資金中継業務

全信組連は、信用組合がお客様より収納した公共料金・掛金などの資金を取りまとめて、当該企業に一括して納付しています。また、これとは逆に、信用組合の取引先が受け入れる機構・公庫の貸付金などを全信組連が一括して引受け、信用組合に取り次いでいます。

このように、全信組連では、各種企業・団体と信用組合間の資金の中継を行うことによって、信用組合業務の支援を行っています。

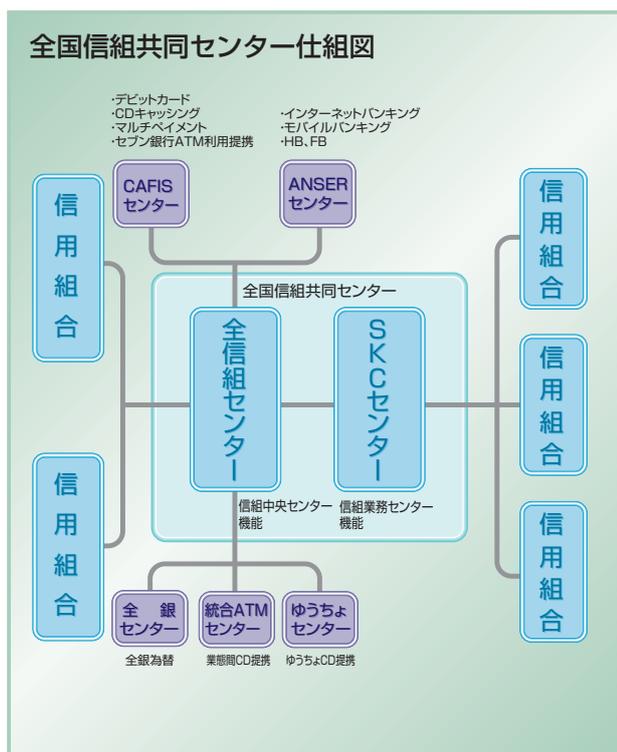
平成23年3月末現在で、全国規模、地域単位で行うものを合わせて、195の業務を取扱っています。

代理業務

全信組連は、日本銀行、日本政策金融公庫などから業務の一部を受託し、その業務を信用組合に再委託することにより、信用組合が当該業務を取扱えるよう利便を図っています。平成23年3月末現在で15の業務を取扱っています。

代理交換の受託業務

全信組連は、各地の手形交換所に加盟し、信用組合の手形交換業務を代行しています。平成23年3月末現在、16信組(整理回収機構を含む。)から代理交換業務を受託しています。



全国信組共同センター

証券窓販業務

全信組連は、信用組合による国債や投資信託の窓口販売業務をサポートするため、個人向け国債の募集の取扱いの取りまとめをはじめ、信用組合が取扱う投資信託の商品選定、投信窓販共同利用システムの提供、信用組合役職員に対する研修会・説明会の開催など、信用組合の証券窓販業務の推進についての様々な支援を行っています。

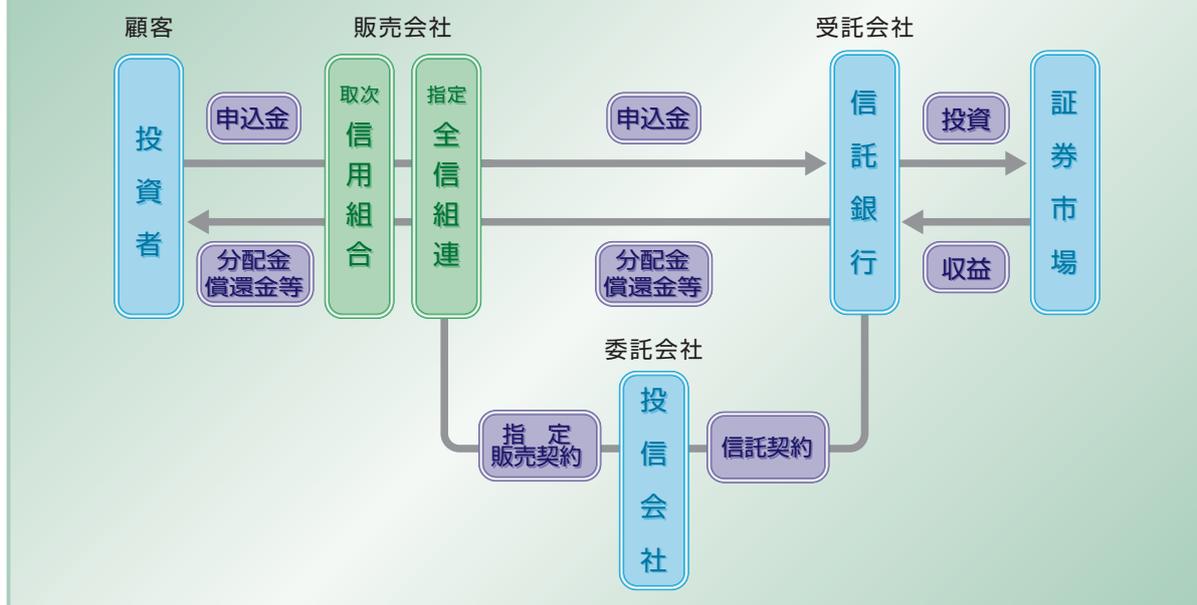
また、全信組連は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく、日本銀行の国債振替決済制度、証券保管振替機構の一般債振替制度および投資信託振替制度にそれぞれ参加し、信用組合が全信組連に参加者口座を開設することにより、信用組合の証券窓販業務の円滑化を図っています。

平成23年3月末現在の証券窓販取扱信用組合は、国債62信用組合、投資信託17信用組合となっています。



投信窓販パンフレット

投資信託取次販売のしくみ



● 販売会社・委託会社・受託会社の主な業務

販売会社(信用組合)	委託会社(投信会社)	受託会社(信託銀行)
<ul style="list-style-type: none"> 顧客との窓口 収益分配金、償還金、解約金の支払い 収益分配金の再投資 目論見書、運用報告書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 信託約款の届出、信託契約の締結 目論見書の作成 信託財産の運用 信託財産の決算 運用報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> 信託契約の締結 信託財産の保管、管理 信託財産の計算

証券決済業務

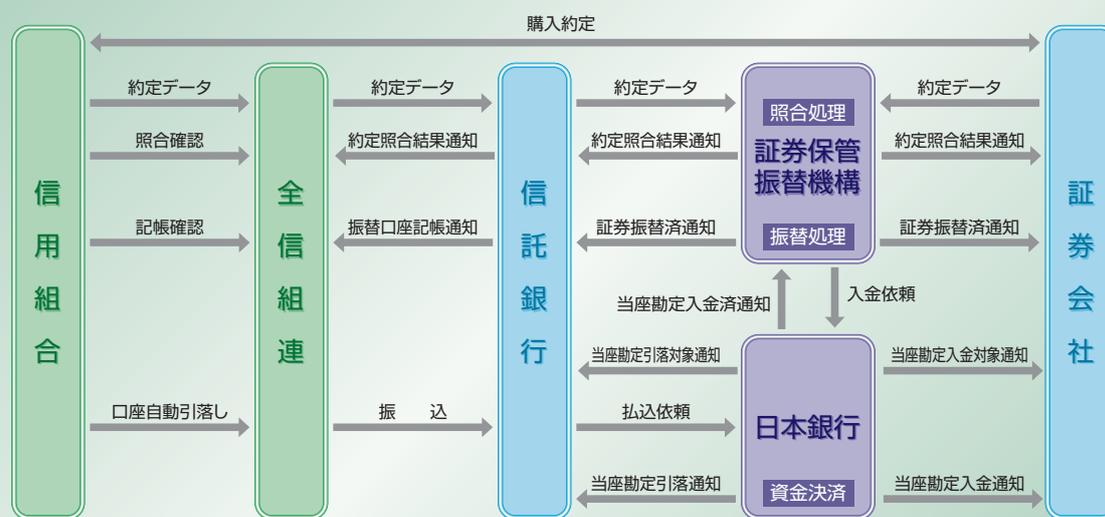
全信組連は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替制度に対応するため、住友信託銀行と提携して「全信組連有価証券管理システム」(略称「くみれん証券管理システム」)を構築し、信用組合による国債、社債等の一般債の売買に伴う資金決済および証券決済のDVP処理を行っています。

「くみれん証券管理システム」は、全信組連、信用組合および信託銀行の三者を電子的ネットワークで結び、信用組合が国債、一般債の売買に係る約定データをWebシステムに入力することにより、約定照合からDVP決済までの一連の決済事務を自動的に処理することを可能としており、決済リスクの回避と業務処理の合理化を実現しています。

平成23年3月末現在でこのシステムを利用している信用組合は、国債100信用組合、一般債65信用組合となっています。



一般債取引のDVP決済

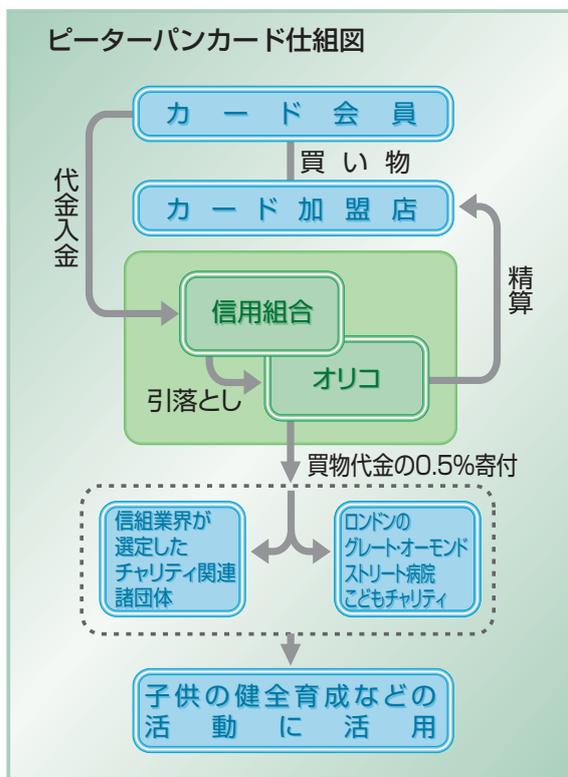


しんくみピーターパンカード

全信組連は、株式会社オリエントコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードは、表面にピーターパンがデザインされたカードで、買い物などのカード利用代金の0.5%が信用組合業界が選定したチャリティ関連諸団体およびロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付され、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援するために役立てられています。平成23年3月末現在のしんくみピーターパンカードの累計発行枚数は29万1千枚を超える取扱いとなっています。

全信組連は信用組合とともに、日本の将来を担っていく子供たちを応援することにより、日本社会のますますの繁栄を願っています。



しんくみピーターパンカード取扱状況

(単位：枚)

	契約信組数	累計発行枚数
平成21年度	114	283,281
平成22年度	114	291,019

しんくみの日週間

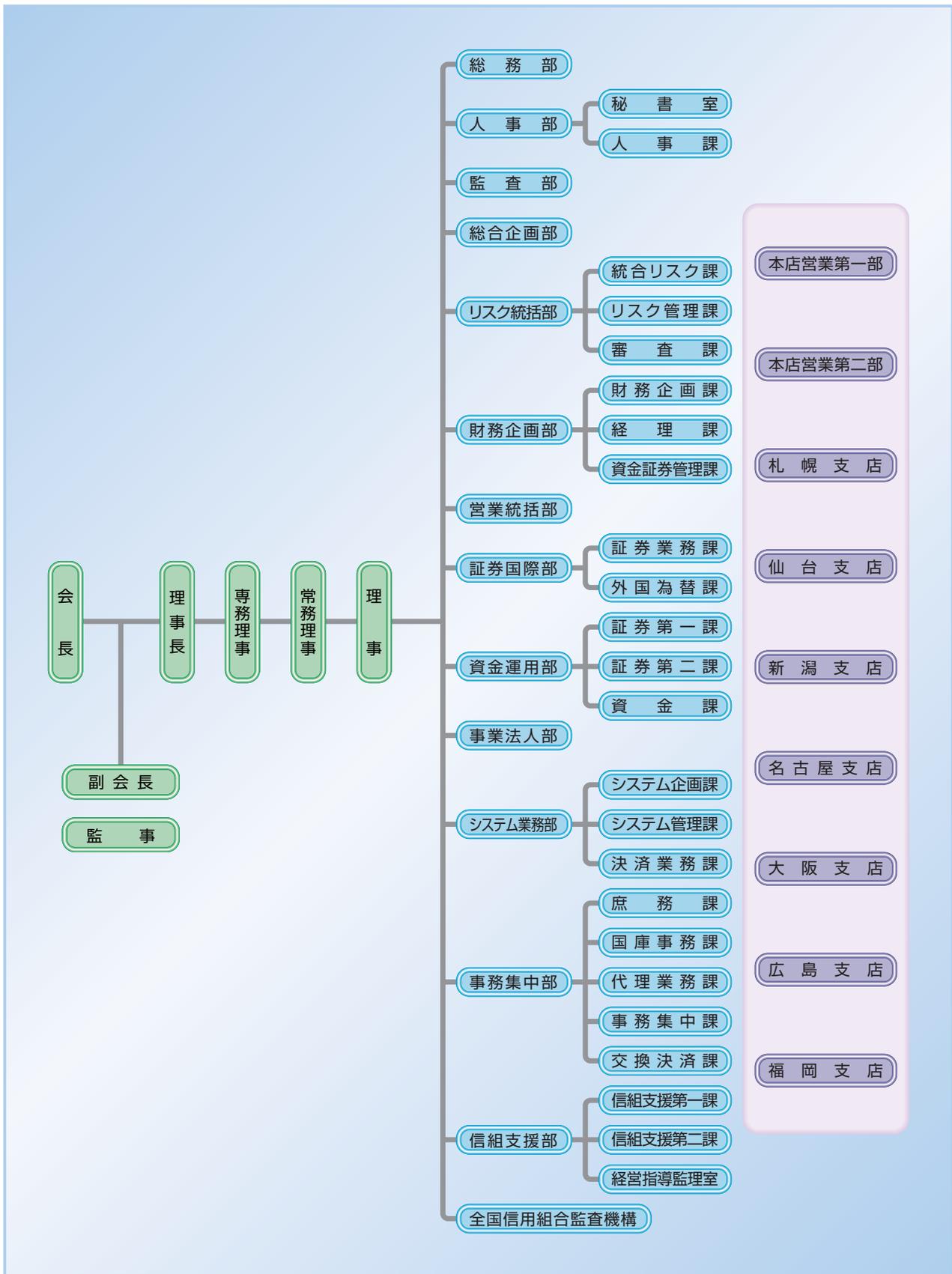
信用組合業界では、毎年9月3日を「しんくみの日」、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて、各信用組合でさまざまな奉仕活動やイベントを実施しています。

- 感謝デー・感謝週間
- 年金・税金等相談会
- 清掃活動
- チャリティーバザー・ゴルフコンペ・観劇会
- 献血活動
- 店内ギャラリー
- ピーターパンカード寄付金贈呈 など



全信組連の概要

● 組織図	40
● 役員	41
● 会員数・出資金・職員の状況	42
● 店舗一覧	43
● 会員信用組合および全信組連代理業者一覧	44
● 全信組連の歩み	46
● 子会社・関連会社	48



(平成23年6月30日現在)



会長 幡谷 祐一



理事長 内藤 純一



専務理事 遠山 浩



常務理事 島谷 久夫



常務理事 森嶋 篤男



常務理事 青木 嘉孝



常勤理事 鈴木 公夫



常勤理事 天野 久朗



常勤監事 斎藤 英之

役職	氏名	所属組合	役職	氏名	所属組合
会長	幡谷 祐一	茨城県信用組合	理事長	金山 一信	東浴信用組合
副会長	山本 明弘	広島市信用組合	理事長	//	細田 幸次
//	松本 征人	札幌中央信用組合	理事長	//	相澤 正紀
//	車田 和男	共立信用組合	理事長	//	兵藤 俊朗
理事長	内藤 純一		理事長	//	杉本 泰伸
専務理事	遠山 浩		理事長	//	松本 精二
常務理事	島谷 久夫		理事長	//	藤 勝
//	森嶋 篤男		理事長	//	田中 信弘
//	青木 嘉孝		理事長	//	安 忠雄
常勤理事	鈴木 公夫		監事	齊藤 俊明	富山県信用組合
//	天野 久朗		監事	//	国東 照正
理事	木村 繁	石巻商工信用組合	理事長	//	佐伯 一郎
//	江尻 次郎	いわき信用組合	理事長	常勤監事	斎藤 英之
//	塚田 英一郎	真岡信用組合	会長	常任顧問	中津川 正裕
//	伊東 輝侑	銚子商工信用組合	理事長		(社)全国信用組合中央協会 会長

(平成23年6月30日現在)

会員数

年 月 末	会 員 数
平成22年3月末	159信組
平成23年3月末	158信組

出資金

(単位：千円)

年 月 末	出資総額	出資内訳	
		普通出資	優先出資
昭和30年3月末	175,900	175,900	—
昭和40年3月末	767,500	767,500	—
昭和50年3月末	2,559,600	2,559,600	—
昭和52年3月末	4,154,700	4,154,700	—
平成2年3月末	12,500,000	12,500,000	—
平成7年3月末	25,000,000	25,000,000	—
平成14年3月末	49,825,200	47,825,200	2,000,000
平成15年3月末	51,855,900	48,855,900	3,000,000
平成16年3月末	52,855,900	48,855,900	4,000,000
平成17年3月末	53,855,900	48,855,900	5,000,000
平成23年3月末	53,855,900	48,855,900	5,000,000

(注) 普通出資1口の金額100千円 優先出資1口の金額 100千円

職員の状況

(単位：人・円)

職 員 数	平成22年3月末	平成23年3月末		
	275	265	うち総合職掌 187	うち一般職掌 74
平均年齢	43歳 9か月	42歳11か月	44歳 4か月	38歳 6か月
平均勤続年数	20年 5か月	19年 8か月	20年 5か月	18年 5か月
平均給与月額	459,124	444,946	503,733	279,466

- (注) 1. 職員数は、嘱託・臨時職を含みません。
 2. 職員数、平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額には技労職等を含めています。
 このため、総合職掌、一般職掌の職員数合計および、平均年齢等とは一致いたしません。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額です。



● 本 部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号
 TEL 03-3562-5111(大代表)
 FAX 03-3567-3496

総務部 TEL 03-3562-5111
 人事部 TEL 03-3562-5112
 監査部 TEL 03-3562-5160
 総合企画部 TEL 03-3562-5115

リスク統括部

統合リスク課 TEL 03-3562-5119
 リスク管理課・審査課 TEL 03-3562-5114

財務企画部

経理課・財務企画課 TEL 03-3562-5113
 資金証券管理課 TEL 03-3562-5121

資金運用部

証券第一課・証券第二課 TEL 03-3562-5125
 資金課 TEL 03-3562-5311

営業統括部 TEL 03-3562-5118

事業法人部 TEL 03-3562-5167

信組支援部 TEL 03-3562-5116

全国信用組合監査機構 TEL 03-3562-5117

● 別館本部

〒135-8320 東京都江東区猿江1丁目1番15号
 TEL 03-5600-0171(代表)
 FAX 03-5600-0433

証券国際部

証券業務課 TEL 03-5600-3045
 外国為替課 TEL 03-5600-3918

システム業務部

システム企画課・決済業務課 TEL 03-5600-3105

事務集中部

庶務課 TEL 03-5600-0171
 国庫事務課 TEL 03-5600-3290
 代理業務課 TEL 03-5600-3106
 事業集中課 TEL 03-5600-0438
 交換決済課 TEL 03-5600-0437

● 別館本部(SKC千葉ビル)

〒270-1496 千葉県白井市桜台1丁目2番
 TEL 047-497-7300(代表)
 FAX 047-497-7600

システム業務部

システム管理課 TEL 047-497-7300

● 本店営業第一部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号
 TEL 03-3562-5141(代表)
 FAX 03-3567-7857

● 本店営業第二部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号
 TEL 03-3562-5157(代表)
 FAX 03-3562-5100

● 札幌支店

〒060-0001 札幌市中央区北一条西7丁目1番地
 (プレスト1・7内)
 TEL 011-271-5111(代表)
 FAX 011-281-0184

● 仙台支店

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3丁目6番1号
 TEL 022-293-5111(代表)
 FAX 022-293-2276

● 新潟支店

〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目1番28号
 TEL 025-247-8111(代表)
 FAX 025-241-8949

● 名古屋支店

〒453-0015 名古屋市中村区椿町3番21号
 TEL 052-451-2111(代表)
 FAX 052-451-3316

● 大阪支店

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目3番9号
 TEL 06-6944-0111(代表)
 FAX 06-6944-2045

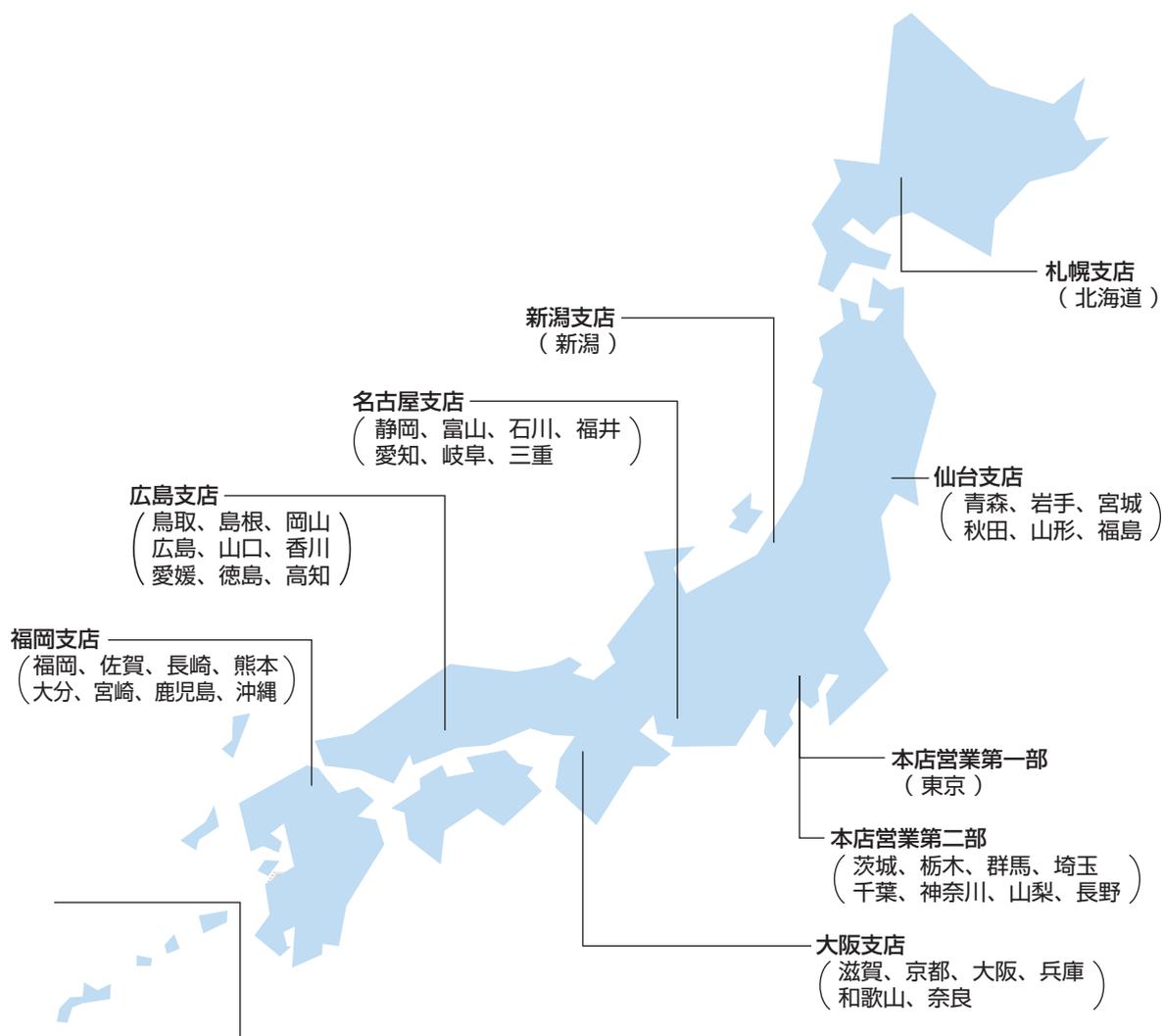
● 広島支店

〒730-8691 広島市中区宝町9番11号
 TEL 082-245-7111(代表)
 FAX 082-247-1385

● 福岡支店

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目10番1号
 TEL 092-473-8111(代表)
 FAX 092-441-3686

(平成23年6月30日現在)



全信組連の営業地域は全国です。()内は各営業部・店の営業区域(都道府県)を示しています。

信用組合の本・支店では、全信組連が行う貸付の代理(代理貸付)もしくは外国為替取引の媒介を行っています。

- 貸付の代理を行う信用組合
- 外国為替取引の媒介を行う信用組合

● 札幌支店(北海道)

北海道(7) … 北央●●、札幌中央●●、ウリ●●、函館商工●●、空知商工●●、十勝●●、釧路●●

● 仙台支店(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

青森県(1) … 青森県●●
 岩手県(2) … 杜陵、岩手県医師
 宮城県(4) … 石巻商工●●、古川●●、仙北●●、五城●●
 秋田県(1) … 秋田県●●
 山形県(4) … 北郡●●、山形中央●●、山形第一●●、山形県医師
 福島県(4) … 福島県商工●●、いわき●●、相双●●、会津商工●●

● 本店営業第一部(東京都)

東京都(21) …あすか●●、全東栄●●、東浴●●、
文化産業●●、東京証券●●、
東京厚生●●、東●●、江東●●、
青和●●、中ノ郷●●、共立●●、
七島●●、大東京●●、第一勸業●●、
北部●●、警視庁職員●●、甲子●●、
東京消防●●、東京都職員●●、八ナ●●、
朝日新聞●●

● 本店営業第二部(茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、神奈川県、
山梨県、長野県)

茨城県(1) …茨城県●●
栃木県(2) …真岡●●、那須●●
群馬県(5) …あかぎ●●、群馬県●●、
かみつけ●●、東群馬●●、
群馬県医師●●
埼玉県(3) …埼玉県医師●●、熊谷商工●●、
埼玉●●
千葉県(3) …房総●●、銚子商工●●、君津●●
神奈川県(6) …神奈川県医師●●、
神奈川県歯科医師●●、中央商銀●●、
横浜華銀●●、小田原第一●●、
相愛●●
山梨県(2) …山梨県民●●、都留●●
長野県(2) …長野県●●、あすなる●●

● 新潟支店(新潟県)

新潟県(12) …新潟縣●●、新潟鉄道●●、興栄●●、
新栄●●、太陽●●、五泉●●、協栄●●、
三條●●、巻●●、新潟大栄●●、
塩沢●●、糸魚川●●

● 名古屋支店(静岡県、富山県、石川県、福井県、
愛知県、岐阜県、三重県)

静岡県(1) …静岡県医師●●
富山県(2) …富山県医師●●、富山県●●
石川県(2) …金沢中央●●、石川県医師●●
福井県(2) …福泉●●、福井県医師●●
愛知県(9) …丸八●●、愛知商銀●●、愛知県警察●●、
名古屋青果物●●、愛知県医療●●、
愛知県医師●●、豊橋商工●●、
愛知県中央●●、三河●●
岐阜県(5) …岐阜商工●●、イオ●●、
岐阜県医師●●、飛驒●●、益田●●
三重県(1) …三重県職員●●

● 大阪支店(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
和歌山県、奈良県)

滋賀県(2) …滋賀県民●●、滋賀県●●
京都府(1) …京滋●●
大阪府(11) …大同●●、成協●●、大阪協栄●●、
大阪貯蓄●●、のぞみ●●、中央●●、
大阪府医師●●、大阪府警察●●、
近畿産業●●、毎日●●、ミレ●●
兵庫県(6) …兵庫県警察●●、兵庫県医療●●、
兵庫県●●、神戸市職員●●、淡陽●●、
兵庫ひまわり●●
和歌山県(1) …和歌山県医師●●

● 広島支店(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県、香川県、愛媛県、徳島県、
高知県)

島根県(1) …島根益田●●
岡山県(3) …朝銀西●●、岡山商銀●●、笠岡●●
広島県(6) …広島市●●、広島県●●、
広島商銀●●、呉市職員●●、
両備●●、備後●●
山口県(1) …山口県●●
香川県(1) …香川県●●
高知県(2) …土佐●●、宿毛商銀●●

● 福岡支店(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

福岡県(6) …福岡県庁●●、福岡県医師●●、
福岡県南部●●、福岡県中央●●、
とびうめ●●、九州幸銀●●
佐賀県(3) …佐賀県医師●●、佐賀東●●、佐賀西●●
長崎県(5) …長崎三菱●●、長崎県医師●●、
長崎県民●●、佐世保中央●●、福江●●
熊本県(2) …熊本県医師●●、熊本県●●
大分県(1) …大分県●●
宮崎県(1) …宮崎県南部●●
鹿児島県(3) …鹿児島興業●●、鹿児島県医師●●、
奄美●●

合計158信組
(平成23年6月30日現在)

全信組連の歩み

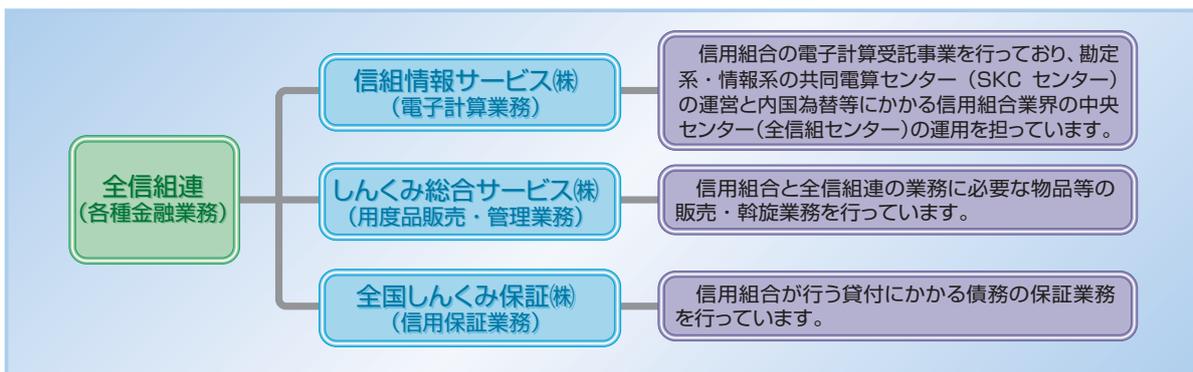
- 1954 (昭和29年) 3 全国信用協同組合連合会設立(初代理事長に山屋八万雄・永代信用組合組合長)
4 業務開始(本所:東京都千代田区神田錦町1-1、大阪支所:大阪市東区高麗橋2-1)
- 1956 (昭和31年) 3 本所移転(東京都中央区日本橋村松町20)
11 福岡支所開設
12 名古屋および広島支所開設
- 1959 (昭和34年) 10 本・支所の呼称を本・支店に変更
- 1961 (昭和36年) 6 甲府出張所開設(40.7.1支店に昇格、平成16.10本店営業第二部に統合)
12 第2代理事長に田中国男(都民信用組合理事長)就任
- 1964 (昭和39年) 4 全信組連史『10年の歩み』刊行
6 本店移転(東京都中央区八重洲2-5-11)
新潟出張所開設(40.7.1支店に昇格)
第3代理事長に白石森松(弘容信用組合理事長)就任
- 1965 (昭和40年) 1 本店を本部と東京支店に分離
- 1967 (昭和42年) 11 災害救援融資制度創設
- 1968 (昭和43年) 8 資金量1,000億円達成
- 1969 (昭和44年) 4 代理貸付制度および組合短期資金制度創設
6 東京都信用協同組合連合会と合併
神戸(平成14.11大阪支店に統合)、仙台および金沢支店(平成14.9名古屋支店に統合)開設
7 全国信用組合保障基金機構創設
- 1970 (昭和45年) 4 東京支店が日本銀行と当座取引を開始(以後、各店も順次取引を開始)
本店を現在地(東京都中央区京橋1-9-1)に新築移転
5 信用組合経営合理化資金制度創設
12 信組不動産(株)設立(46.4業務開始、54.5全国信組不動産(株)に社名変更、平成11.10ゼンシン商事(株)と合併)
- 1971 (昭和46年) 2 信用組合強化融資制度創設(47.8信用組合合併強化資金に名称変更)
3 「しんくみ為替」の取扱開始
東京支店が手形交換所に直接加盟(以後、各店も順次手形交換所に加盟)
- 1972 (昭和47年) 6 預金保険機構の代理業務取扱開始
- 1973 (昭和48年) 7 全信中協との共催による「第1次信組発展運動」実施
10 高松出張所開設(53.4支店に昇格、平成13.9広島支店に統合)
- 1974 (昭和49年) 7 宇都宮出張所開設(58.6東京支店と統合、関東営業部に再編)
- 1976 (昭和51年) 4 『信用組合史-全信組連20年史-』刊行
5 第4代理事長に松本清男(和歌山県商工信用組合理事長)就任
オフライン・システム稼働
11 東京支店が日本銀行の歳入代理店事務の取扱いを開始(以後、各店も順次取扱いを開始)
- 1977 (昭和52年) 1 資金量5,000億円達成
3 普通出資41億5,470万円に増額
5 全国信用組合監査機構創設(平成4.4~14.3全信中協に移管)
- 1978 (昭和53年) 6 札幌支店開設
国庫金振込事務の取扱開始
12 東京支店が日本銀行と手形割引および手形貸付取引開始
- 1980 (昭和55年) 6 国債振替決済制度に参加
- 1981 (昭和56年) 4 第1次長期経営計画スタート
8 資金量1兆円達成
- 1982 (昭和57年) 11 全国信用組合データ通信システム稼働
- 1983 (昭和58年) 6 東京支店と宇都宮出張所を統合し、東京営業部と関東営業部に再編
- 1984 (昭和59年) 3 オンライン・システム稼働
8 全国銀行データ通信システムに加盟
9 『信用組合史統一全信組連30年史-』刊行
- 1985 (昭和60年) 5 信組情報サービス(株)設立・業務開始
- 1986 (昭和61年) 5 資金量2兆円達成
- 1989 (平成元年) 6 金融先物取引業者の認可受ける
10 資金量3兆円達成
- 1990 (平成2年) 2 普通出資125億円に増額
- 1991 (平成3年) 5 全国信組共同センターの第3次オンライン・システム稼働
8 全国しんくみ保証(株)設立(3.9業務開始)
11 しんくみデータ伝送システムスタート
- 1992 (平成4年) 3 日本銀行と歳入復代理店契約締結
5 第5代理事長に関水誠(大東京信用組合理事長)就任
12 (株)共同債権買取機構に出資
- 1993 (平成5年) 1 本部別館竣工(東京都江東区猿江1-1-15)
6 東京、関東営業部を本店営業部と東京支店に再編成
10 外国為替業務の取扱開始
12 (株)オリエンコーポレーションと社会貢献カード「ピーターバンカード」の業務提携契約調印
- 1994 (平成6年) 3 国債窓販業務の取扱開始
8 インパクトローンの取扱開始
11 信組界の次期コンピュータ化推進計画決定
12 短期プライムレート連動型住宅ローンの取扱開始
外貨預金の取扱開始

- 1995 (平成7年) 1 阪神・淡路大震災被災組合員を対象に「災害復旧資金特別代理貸付」の取扱開始
(株)東京共同銀行に出資
3 普通出資250億円に増額
9 「中小企業経営強化特別代理貸付(スーパーマル経)」の取扱開始
- 1996 (平成8年) 5 第6代理事長に川野忠夫(広島市信用組合会長)就任
11 ホームページを開設
- 1997 (平成9年) 2 太田昭和監査法人(現「新日本有限責任監査法人」と任意監査契約を締結
5 専任理事長制を導入
初代会長に川野忠夫(広島市信用組合会長)、第7代理事長に熊澤二郎就任
- 1998 (平成10年) 1 新全国信組共同センター竣工(千葉県白井市桜台1-2)
4 ロゴ・シンボルマークの使用開始
5 第2代会長に幡谷祐一(茨城県信用組合理事長)就任
6 日本デビットカード推進協議会に参加
12 証券投資信託窓口販売(取次方式)の取扱開始
- 1999 (平成11年) 5 全国信組共同センターのポスト第3次オンライン・システム稼働
7 日債銀債権回収(株)(現「あおぞら債権回収(株)」)に出資
10 全国信組不動産(株)とゼンシン商事(株)が合併(しんくみ総合サービス(株)に商号を改め営業開始)
- 2000 (平成12年) 3 北海道信用協同組合連合会(略称:道信組連)の業務の引き継ぎ
6 日本ICカード推進協議会に参加
6 預金保険機構に加盟
7 インターネット・モバイルバンキングの取扱開始
日本インターネット決済推進協議会に参加
9 本店営業部と東京支店を統合
11 信用組合に対する資本増強支援策を決定
- 2001 (平成13年) 3 信用組合の国債振替決済制度への間接参加
日本マルチペイメントネットワーク運営機構に参加
5 優先出資(第1回)20億円発行
8 優先出資(第2回)20億円発行
9 「くみれんネット(情報系)」の運用を開始
広島支店と高松支店を統合
11 確定拠出年金業務を開始
- 2002 (平成14年) 1 「くみれんネット(勘定系)」の運用を開始
3 普通出資478億円に増額
4 「信用組合経営安定支援制度」がスタート
8 優先出資(第3回)20億円発行
9 名古屋支店と金沢支店を統合
11 普通出資488億円に増額
大阪支店と神戸支店を統合
- 2003 (平成15年) 1 国債振替業務を開始
4 (株)産業再生機構に出資
6 総代会制から総会制へ移行
第8代理事長に花野昭男就任
7 商工組合中央金庫(現「(株)商工組合中央金庫」)、国民生活金融公庫(現「(株)日本政策金融公庫」との間で業務連携・協力の覚書締結
8 優先出資(第4回)20億円発行
- 2004 (平成16年) 3 平成16.3.29創立50周年
5 アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」)とのATM利用提携を開始
8 優先出資(第5回)20億円発行
9 「信用組合史続々」刊行
10 甲府支店の廃店と本店営業部を本店営業第一部と本店営業第二部に再編成
- 2005 (平成17年) 5 他行カード振込業務の取扱開始
- 2006 (平成18年) 1 相互入金業務の取扱開始
一般債振替業務を開始
- 2007 (平成19年) 1 投資信託振替業務を開始
2 第9代理事長に小山嘉昭就任
5 第5次オンラインシステム稼働
9 日本銀行との代理人取引を開始
- 2008 (平成20年) 2 長期固定金利貸付の取扱いを開始
再生ファンド「しんくみリカバリ」を創設
5 「くみれんネット」新システムを稼働
9 イオン銀行とのATM相互利用提携を開始
- 2009 (平成21年) 1 永久劣後ローンによる資本調達を実施
10 (株)企業再生支援機構へ資金拠出
- 2010 (平成22年) 4 「しんくみビジネスローン」の取扱開始
- 2011 (平成23年) 5 東日本大震災被災組合員を対象に「災害復旧資金特別代理貸付」の取扱開始
日銀による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに参加
6 第10代理事長に内藤純一就任

【全信組連および子会社等の主要な事業の内容および組織の構成】

全信組連グループ(当会および当会の関係会社)は、当会および連結対象子会社3社で構成され、各種金融業務を中心に、コンピュータセンターの運営や個人ローン保証など、信用組合業界の中核を担う総合的なサービスを提供しています。

● 組織の構成および主な事業の内容



【子会社等の概要】

【子会社】

会社名	信組情報サービス株式会社
本店所在地	千葉県白井市桜台1丁目2番
事業内容	信用組合の電子計算事務受託等
設立年月日	昭和60年5月1日
資本金	3,000,000千円
代表者	鈴木 俊雄
常勤役員数	102名
当会議決権比率	94.1%
当会子会社等議決権比率	—
会社名	しんくみ総合サービス株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番3号
事業内容	信用組合および全信組連の業務の用に供する物品の購入・斡旋または管理、事業用不動産の管理業務等
設立年月日	昭和45年12月23日
資本金	32,500千円
代表者	古屋 一
常勤役員数	10名
当会議決権比率	59.1%
当会子会社等議決権比率	—
会社名	全国しんくみ保証株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番1号
事業内容	信用組合および全信組連が行う貸付にかかる債務の保証
設立年月日	平成3年8月7日
資本金	30,000千円
代表者	矢島 勝
常勤役員数	5名
当会議決権比率	85.1%
当会子会社等議決権比率	—

【関連会社】

該当ありません。

(平成23年6月30日現在)

● 平成22年度の事業概況	50
● 単体財務諸表	52
● 会計監査人による監査等	58
● 損益の状況	59
● 経営諸比率	60
● 預金等の状況	61
● 貸出の状況	62
● 有価証券の状況	64
● 金銭の信託・デリバティブ取引の状況	66
● その他業務の状況	68
● 主な手数料	71
● 自己資本の充実の状況	72

- (注)
1. 本文および各表記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
 2. 「0」は単位未満、「—」は皆無または該当なしを表しています。

経営環境

平成22年度の国内経済は、東日本大震災による工場の操業停止、電力制限、サプライチェーンの寸断などにより生産活動の水準が大きく落ち込み、景気減速が避けられない状況にありました。

また、金融業界においても被災の影響が大きく、日銀や政府の対応により金融機関への側面支援環境は整いつつありますが、依然として先行き不透明感は顕在しています。

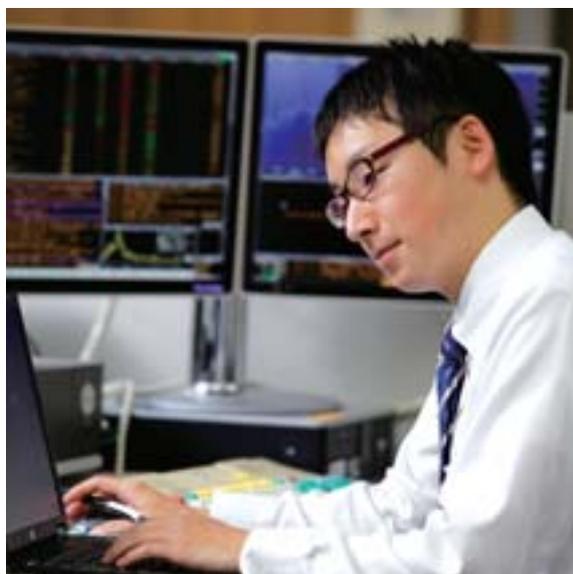
このような経済・金融環境の下で、信用組合の主要な存立基盤である地域経済においても負の影響が波及しており、回復の見通しが立ちにくい状況にあります。

平成22年度の業績

● 資金調達状況

預金と譲渡性預金を合わせた資金量は、中小企業等の資金需要低迷を背景に信用組合の貸出金が伸び悩むなか、増加した余裕資金が当会定期預金に振り向けられたこと等から、前期比1,956億円(5.2%)増加し、3兆9,271億円となりました。

また、効率的な資金運用の一環から、日本銀行から国債を担保に低利な資金を500億円調達いたしました。



● 資金運用状況

有価証券は、やや長めの国債の購入を進めたことや円建ての外国証券を積み増したことから、前期比2,153億円(7.0%)増加し、3兆2,708億円となりました。

貸出金は、増加した資金の一部を国、政府関係機関向け短期貸出に振り向けたことにより、前期比2,013億円(57.0%)増加し、5,546億円となりました。

● 損益状況

経常収益は、金利低下による資金運用収益の減少に加え、国債等債券売却益が減少したことから、前期比107億円(△18.8%)減少し、460億円となりました。

一方、経常費用は、金利の低下に伴う資金調達費用の減少に加え、ファンド等の処理費用や支援関連費用が減少したこともあり、前期比123億円(△23.9%)減少し、393億円となりました。

この結果、経常利益は、前期比16億円(31.4%)増加し、67億円となりました。

以上に特別損益を加算し、法人税等を控除した当期純利益は、前期比13億円(45.1%)増加して、43億円の計上となりました。

● 配当

普通出資については、前期と同様に年4%の割合で配当を実施しております。

また、優先出資については、発行価額に対し年0.1%の割合で配当を実施しております。

● 自己資本比率の状況

自己資本比率の分子である自己資本額は、利益の積み上げと資本支援に伴う控除項目の増加額が均衡し、前期比3億円(0.2%)増加して1,263億円となりました。

また、自己資本比率の分母であるリスクアセットは、事業法人貸出やコールローンの残高減少により、前期比200億円(△2.81%)減少して、6,920億円となりました。

この結果、平成22年度の単体自己資本比率(国内基準)は前期比0.56ポイント上昇し、18.25%となりました。

国内で営業を行う金融機関に求められる基準である4.0%を大きく上回り、引続き健全な水準を維持しております。



主要な経営指標の推移(単体)

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	47,759	55,631	64,543	56,830	46,099
経常費用	44,243	53,001	64,179	51,657	39,301
経常利益	3,516	2,629	364	5,173	6,798
当期純利益	4,573	5,292	108	2,976	4,322
出資総額	53,855	53,855	53,855	53,855	53,855
普通出資	48,855	48,855	48,855	48,855	48,855
優先出資	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
出資総口数(口)	513,559	513,559	513,559	513,559	513,559
普通出資(口)	488,559	488,559	488,559	488,559	488,559
優先出資(口)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
出資配当金	2,097	1,964	1,964	1,964	1,964
普通出資	1,954	1,954	1,954	1,954	1,954
優先出資	143	10	10	10	10
資金量	3,683,800	3,727,298	3,538,524	3,731,491	3,927,133
預金残高	3,598,026	3,692,718	3,531,665	3,727,572	3,927,051
貸出金残高	477,166	398,002	386,346	353,231	554,605
有価証券残高	2,895,704	3,100,564	2,816,596	3,055,469	3,270,837
総資産額	3,858,527	3,903,922	3,732,883	4,044,254	4,319,005
純資産額	148,697	139,715	122,632	158,744	161,731
職員数(人)	285	284	283	275	265
単体自己資本比率(%)	16.45	13.25	16.76	17.69	18.25

(注) 資金量=預金+譲渡性預金

■貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	10	47
預け金	238,396	92,216
コーポレートバンク	295,158	220,149
買現先勘定	—	118,968
買入金銭債権	96,152	61,377
金銭の信託	4,192	927
有価証券	3,055,469	3,270,837
国債	1,527,055	1,730,997
地方債	71,405	102,652
短期社債	49,810	—
社債	462,843	368,576
株	3,547	3,706
その他の証券	940,805	1,064,903
貸出金	353,231	554,605
手形貸付	7,902	2,902
証書貸付	225,658	456,895
当座貸越	73,110	57,460
代理貸付金	46,558	37,346
再預託金	12	20
外国為替	298	501
外国他店預け	298	501
その他の資産	10,704	10,838
長期出資金	1,001	1,001
前払費用	9	6
未収収益	6,347	6,756
金融派生商品	0	278
その他の資産	3,345	2,796
有形固定資産	8,203	8,059
建物	2,024	1,906
土地	5,978	5,978
リース資産	6	18
その他の有形固定資産	194	156
無形固定資産	481	337
ソフトウェア	446	301
その他の無形固定資産	35	35
債務保証見返	67	91
貸倒引当金	△ 1,399	△ 1,782
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,047)	(△ 1,366)
投資損失引当金	△ 16,723	△ 18,192
資産の部合計	4,044,254	4,319,005

■貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金	3,727,572	3,927,051
当 座 預 金	574	394
普 通 預 金	375,489	325,125
定 期 預 金	3,154,700	3,416,548
保 障 基 金 定 期 預 金	100,530	101,330
そ の 他 の 預 金	96,277	83,653
讓 渡 性 預 金	3,918	81
借 用 金	34,900	84,900
借 入 金	34,900	84,900
コ ー ル マ ネ ー	21,500	—
預 託 金	12	20
外 国 為 替	10	13
そ の 他 の 負 債	88,403	136,488
未 払 費 用	29,568	27,052
未 払 法 人 税 等	557	1,995
前 受 収 益	18	18
職 員 預 り 金	158	159
金 融 派 生 商 品	13	—
そ の 他 の 負 債	58,087	107,262
賞 与 引 当 金	255	250
退 職 給 付 引 当 金	116	41
制 度 融 資 等 負 担 引 当 金	76	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129	151
合 併 支 援 負 担 引 当 金	1,000	—
そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	327	—
繰 延 税 金 負 債	7,219	8,182
債 務 保 証	67	91
負 債 の 部 合 計	3,885,510	4,157,273
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	53,855	53,855
普 通 出 資 金	48,855	48,855
優 先 出 資 金	5,000	5,000
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
資 本 準 備 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	78,417	80,774
利 益 準 備 金	16,300	16,700
そ の 他 利 益 剰 余 金	62,117	64,074
特 別 積 立 金	57,950	57,950
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,167	6,124
会 員 勘 定 合 計	137,272	139,630
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,471	21,909
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	191
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,471	22,100
純 資 産 の 部 合 計	158,744	161,731
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,044,254	4,319,005

■損益計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
経常収益	56,830	46,099
資金運用収益	44,451	41,125
貸出金利息	4,681	3,896
預け金利息	348	185
コールローン利息	946	858
買現先利息	13	50
有価証券利息配当金	37,032	35,159
再預託金利息	7	7
その他の受入利息	1,421	969
役務取引等収益	1,057	978
受入為替手数料	45	47
その他の役務収益	1,012	930
その他業務収益	10,635	3,359
外国為替売買益	23	22
国債等債券売却益	10,554	3,245
金融派生商品収益	32	77
その他の業務収益	23	13
その他経常収益	685	636
株式等売却益	455	—
金銭の信託運用益	—	462
その他の経常収益	230	173
経常費用	51,657	39,301
資金調達費用	30,028	26,301
預金利息	29,244	25,607
譲渡性預金利息	118	38
借入金利息	621	572
コールマネー利息	36	3
預託金利息	7	7
金利スワップ支払利息	—	71
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	668	549
支払為替手数料	23	24
その他の役務費用	644	524
その他業務費用	5,058	1,330
国債等債券売却損	99	—
国債等債券償還損	4,959	1,330
その他の業務費用	0	0
経常費用	5,328	4,950
人件費	3,053	2,860
物件費	2,094	1,915
税金	179	175
その他経常費用	10,572	6,168
貸倒引当金繰入額	—	382
投資損失引当金繰入額	1,780	1,783
株式等売却損	3,188	1,964
その他資産償却	3	3
合併支援負担金	4,609	2,032
その他の経常費用	991	4
経常利益	5,173	6,798
特別利益	159	327
固定資産処分益	9	—
貸倒引当金戻入益	149	—
その他の偶発損失引当金戻入益	—	327
特別損失	11	49
固定資産処分損	11	2
資産除去債務費用	—	47
税引前当期純利益	5,320	7,076
法人税、住民税及び事業税	786	2,235
法人税等調整額	1,557	518
法人税等合計	2,343	2,754
当期純利益	2,976	4,322
前期繰越金	1,190	1,802
当期末処分剰余金	4,167	6,124

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,167	6,124
剰 余 金 処 分 額	2,364	4,464
利 益 準 備 金	400	500
普 通 出 資 対 する 配 当 金	1,954	1,954
優 先 出 資 対 する 配 当 金	10	10
特 別 積 立 金	—	2,000
次 期 繰 越 金	1,802	1,660

(注) 1. 平成21年度及び平成22年度の普通出資配当は、額面に対して年4%の割合でそれぞれ実施しました。
2. 平成21年度及び平成22年度の優先出資配当は、発行価額(100億円)に対して年0.1%の割合でそれぞれ実施しました。

重要な会計方針および注記事項(平成22年度)

重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(追加情報)
市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価と見なせない状況であると判断し、当事業年度末においても合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。
この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は11,275百万円増加、繰延税金負債は3,524百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,750百万円増加しております。
合理的に算定された価額は、一般に広く普及している理論値モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論値は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。
なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分(コンバクション調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。
 - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～60年
その他 3年～20年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建ての資産・負債は、当事業年度末の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その

- 査定結果により上記の引当を行っております。
- 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
・過去勤務債務
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により損益処理しております。
・数理計算上の差異
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。
また、当会は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	301,976百万円
年金財政計算上の給付債務の額	338,625百万円
差引額	△36,648百万円

②制度全体に占める当会の拠出割合(平成22年3月31日現在)
2.27%
③上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,623百万円及び繰越不足金20,024百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当会は当期の計算書類上、特別掛金41百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当会の実際の負担割合とは一致しません。
一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による当事業年度末における退職給与要支給額に相当する額を退職給付引当金に計上しております。
(追加情報)
平成22年10月に退職給付制度の見直しを行い、適格退職年金制度を確定給付企業年金および退職一時金の各制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。
この移行に伴い、税引前当期純利益が73百万円増加しております。
 - 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - ヘッジ会計の方法
一部の債券(その他有価証券)に係る金利リスクの相殺を目的に、ヘッジ取引を実施しております。
ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)」に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。
なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 会計方針の変更
当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成

20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、税引前当期純利益は47百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は47百万円でありま

注記事項

[貸借対照表関係]

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は38百万円でありま。延滞債権額は3,748百万円でありま。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は138百万円でありま。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,925百万円でありま。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 8,158百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269百万円
- 出資一口当たりの純資産額 310,549円18銭
- 理事及び監事との間の取引による
理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
- 理事及び監事との間の取引による
理事及び監事に対する金銭債務総額 9,150百万円
- 子会社等の株式(及び出資)総額 2,878百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 3,187百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 1,326百万円
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 169,604百万円
なお、担保資産に対応する債務は50,000百万円でありま。
上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の作用として、預け金27百万円、有価証券223,011百万円を差し入れております。
- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

①資金調達方針、運用方針およびその手段

当会は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、主に会員である信用組合の支払準備資金や余裕資金を預金として調達するほか、資金の一時的・季節的な変動を平準化し効率的な資金運用を行うため、コールマネー等を利用して市場から直接調達しております。

調達資金は、信用組合の地域的・季節的な資金需要等に応じて融資するほか、信用組合の組合員に対する代理貸付や、事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受など信用組合以外への融資を行っております。また、当会は国内の機関投資家として、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等、債券市場では国債、社債ならびに外国債券等への投資を行っております。

②金融資産および金融負債取扱い業務の内容

主として金利変動の影響を受ける金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による価格の変化をコントロールするために資産および負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

金融負債は、その大部分を会員である信用組合からの預金が占めており、預金の種類としては、当座預金・普通預金のほか期間5年までの定期預金などがあります。

金融資産の運用にあたっては、ALM委員会で協議のうえ決定された資金配分に基づき、各種貸付や金利収入を目的とする国債、社債、外国債券等への投資のほか、分散投資の観点から株式、投資信託等への投資を行い、効率的なポートフォリオの構築を目指しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する主な金融資産は、会員貸付と会員外貸付ならびに有価証券です。

会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。また、会員外貸付には事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの直接貸付、信用組合を窓口として信用組合の組合員に融資する代理貸付があります。これらの貸付については、金利リスク、貸付先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債や社債、外国債券等で運用しており、これに加えて、株式や投資信託への投資を行っております。これらは、発行体等の信用リス

ク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスクに晒されておりますが、このうち、国債は、有価証券運用のうち約5割を占めており、「その他有価証券」で保有することを基本とすることで、ポートフォリオ全体のなかで一定の流動性を確保しております。

当会が保有する金融負債は、信用組合から受け入れている預金を中心であり、定期預金がその大部分を占めております。これらは、金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、国債現物の運用に加えて収益の向上・安定化を図ることを目的とした店頭オプション取引と、売買価格差や金利変動等を通じて短期的利益を得ることを目的とした債券先物、株価指数先物、債券先物オプション、株価指数オプション取引等があります。さらに、ALMの一環としてヘッジ会計を適用している金利スワップ取引があります。ヘッジ会計に関するヘッジの方針等については、上記、重要な会計方針「7.ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①リスク管理体制

当会は、金融商品に係る各リスクを適切に把握・管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めております。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長はこの方針に基づいて業務を統括し、リスク管理に係る必要な指示を行っております。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを把握・管理し、これを統一的に把握・管理する体制を構築しております。また、統一的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めております。

②信用リスクの管理

A. 管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が事業計画に則った戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しております。

I. 管理方法

信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する全ての取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産に係る信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本率と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しております。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めております。

このほか、信用格付別・個別別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

③市場リスクの管理

A. 管理方針

当会では、「市場リスク管理規程」等に則り、市場リスクの統括管理部署が資産・負債全体の市場リスク量をVaR法により計測し、市場リスク量が自己資本管理方針に基づき配賦されたリスク資本率を超えないよう厳格なモニタリングを実施しております。

I. 管理方法

a. 金利リスク

金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析、BPV分析、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析)や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行っております。その結果は、ALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めております。

b. 価格変動リスク

価格変動リスクを伴う株式や投資信託等は、統括管理部署が「市場リスク管理規程」および「SFBポイント算出要領」等に基づき、VaR法によりリスク量を把握し、設定されたリスク資本率の範囲内であることを確認・監視しております。

c. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「市場リスク管理規程」等に基づき、リスク量がリスク資本率を超えないようモニタリングを行うほか、業務によっては強制的にポジションをクローズするロスカットルールを設けるなど、損失の拡大防止に努めております。

ウ. 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理対象をALM業務、株式等純投資業務、ディーリング業務および政策投資業務とし、VaRは、以下の前提条件に基づき、分散共分散法により算出しております。

対象業務	主な金融商品	観測期間	保有期間	信頼区間
ALM業務	預金、貸出金、債券	482 営業日	3か月*	2.33標準偏差 (=片側99.0%)
株式等純投資業務	株式、投資信託		1か月	
ディーリング業務	債券・株価指数先物取引 各オプション取引			
政策投資業務	株式		1年	

*1 一部投資信託除く

なお、オプション取引については、ヒストリカルシミュレーション

法を採用しており、分散共分散法で算出したリスク量と単純合算して
おります。

平成23年3月31日(当事業年度末)現在で、当社の市場リスク量は
以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

対象業務	リスク量
ALM業務	23,684
株式等純投資業務	11,386
ディーリング業務	7
政策投資業務	214
市場リスク合計	34,712 ^{※2}

※2 市場リスク合計は、業務別リスク量の相関考慮後の値

また、当会では、計測したリスク量が当初予想された損益の範囲内
であるかをバックテストにより検証し、リスク計測モデルの信頼性は
問題ないものと認識しております。但し、VaRは過去の相場変動を
ベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっ
ており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下にお
けるリスクは補足できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスク

当会では、流動性リスクを適切に把握・管理するため、資金繰りリ
スクを管理する部門と、日常の資金繰りを管理する部門とに役割を分担
し、管理しております。資金繰りリスク管理部門は、資金繰りリスク管理
指標および資金繰りの逼迫度を測るボーダーラインを設定するととも
に、資金調達・運用計画を反映した資金繰り見通しに基づき管理指標が
適正な水準を維持しているかを検証し、ALM委員会において資金繰り
リスクに関する事項の報告と審議を行うほか、資金繰り管理部門にお
ける資金調達手段の確保などにより流動性を管理しております。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が
予想される場合は、対応策を協議するため、緊急会議を招集する等機
動的な態勢としております。

(4)金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場
合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定にお
いては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった
場合、当該価額が異なることもあります。

17. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額に
ついては以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認
められるものは、次表には含めておりません。又、重要性の乏しい科目につ
いては記載を省略しております。

(単位:百万円)

勘定科目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	92,216	92,216	—
うち譲渡性預け金	70,000	70,000	—
(2)コールローン	220,149	220,149	—
(3)買現先	118,968	118,968	—
(4)買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	48,606	48,741	134
②その他有価証券	12,770	12,770	—
	61,377	61,512	134
(5)金銭の信託	927	927	—
(6)有価証券(※1)			
①満期保有目的の債券	669,697	677,669	7,971
②その他有価証券	2,540,208	2,540,208	—
	3,209,905	3,217,877	7,971
(7)貸出金	554,605		
貸倒引当金(※1)	△ 1,778		
	552,826	555,040	2,213
資産計	4,256,372	4,266,692	10,319
(1)預金	3,927,051	3,942,084	15,032
(2)借入金	84,900	85,121	221
(3)未払金	103,769	103,769	—
負債計	4,115,721	4,130,975	15,253
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	278	278	—
デリバティブ取引計	278	278	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。な
お、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、貸借対
照表計上額から直接減額しております。

(※2) 金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、
合計で正味の債務となる項目は()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)金融資産

①預け金、コールローン及び買現先
預け金、コールローン及び買現先については、約定から償還までの期間が短
期間であることから、帳簿価額を時価としております。

②買入金銭債権

短期買入金銭債権については、約定から償還までの期間が短期間であること
から、帳簿価額を時価としております。
また、長期買入金銭債権については、ブローカーから入手した合理的に算定
された価額を時価としております。

③金銭の信託

金銭の信託については、ブローカーから提供される、当該信託財産の構成物
である金融資産及び金融負債の評価額を合計した額を時価としております。

④有価証券

債券、株式及び投資信託については、市場価格または合理的に算定された価
額を時価としております。

市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を
踏まえた検討の結果、市場価格を時価と見なせない状況であると判断し、当事
業年度末においても合理的に算定された価額に基づき時価を算定しておりま
す。

この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は
11,275百万円増加、繰延税金負債は3,524百万円増加、その他有価証券評価差
額金は7,750百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、一般に広く普及している理論値モデルを採用す
ることとし、ブローカーから入手した理論値は当会自身が算定する場合に比
べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額と
してしております。

なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分(コンベン
ティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であ
り、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップション市場のイ
ンプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。

保有目的ごとの有価証券に関する事項は18に記載しております。

⑤貸出金

貸出金のうち、会員向け貸付金及び代理貸付金については、信用リスクを反
映した将来キャッシュフローを市場金利で割引いた価額を時価としておりま
す。

会員外貸付金については、将来キャッシュフローを、金利リスク及び信用リ
スクを反映した割引率で割引いた割引現在価値を時価としており、また、破綻
先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証によ
る回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日にお
ける貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価
額を時価としております。

(2)金融負債

①預金

預金のうち、要求払預金については、払戻請求された場合の払戻額(帳簿価
額)を時価としております。

また、定期預金については、将来のキャッシュフローを、新規に預金を受け入
れる際に使用する利率で割引いた割引現在価値を時価としております。

②借入金

借入金については、当会の信用状態が実行後大きく異なっていないことか
ら、将来のキャッシュフローを、市場金利に借入金調達時のスプレッドを上乗
せた割引率で割引いた割引現在価値を時価としております。

なお、約定期間が短期間のものについては、帳簿価額を時価としておりま
す。

③未払金

未払金については、短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としておりま
す。

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引、債券関連取引であり、割引現在価値やオ
プション価格計算モデル等により算出された価額によっております。

(注2) その他参考情報

時価の把握が極めて困難と認められる金融商品
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、
金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(※1)	2,878
非上場株式(※1)	294
出資金等(※2)	57,628
合 計	60,800

(※1) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに非上場株式については、市
場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価
開示の対象とはしていません。

(※2) 出資金等は、業界内の資本増強支援に係る優先出資証券等であり、時価を把握
することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしてあり
ません。

18. 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりであります。これ
らには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債
権」中の信託受益権が含まれております。以下22.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超える もの	国 債	20,809	21,412	602
	地 方 債	8,997	9,117	120
	短期社債	—	—	—
	社 債	294,617	298,181	3,564
	そ の 他	240,832	245,385	4,552
	小 計	565,257	574,096	8,839
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	38,231	38,082	△ 148
	そ の 他	114,815	114,231	△ 584
	小 計	153,047	152,314	△ 732
合 計		718,304	726,410	8,106

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 時価と貸借対照表計上額が同じものは、「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」
に含めております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありませ
ん。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	取得原価・償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	202	533	331
	債券	1,403,523	1,437,200	33,676
	国債	1,309,516	1,342,115	32,599
	地方債	67,488	68,525	1,036
	短期社債	—	—	—
	社債	26,518	26,559	40
その他	328,967	334,943	5,976	
小計	1,732,692	1,772,677	39,984	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	404,968	402,371	△ 2,597
	国債	370,639	368,072	△ 2,566
	地方債	25,148	25,129	△ 19
	短期社債	—	—	—
	社債	9,180	9,169	△ 11
その他	453,576	448,061	△ 5,514	
小計	858,544	850,432	△ 8,111	
合計	2,591,237	2,623,110	31,872	

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。
 (注2) 時価と貸借対照表計上額が同じものは、「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」に含めております。
 (注3) 上表に、優先出資証券、劣後受益権、非上場株式は含んでおりません。
 (注4) その他有価証券で時価のあるものうち、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上下落したもの、及び当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したもののうち一定のものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を減損処理しております。なお、当事業年度における減損処理はありません。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 20. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
 売却額200,275百万円 売却益3,245百万円 売却損1,964百万円
 21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	260,184	804,150	1,091,986	45,905
国債	128,486	543,194	1,016,509	42,808
地方債	12,673	12,028	74,852	3,097
短期社債	—	—	—	—
社債	119,024	248,928	624	—
その他	390,713	601,547	65,065	1,262
合計	650,897	1,405,697	1,157,051	47,168

22. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	927	△ 72

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 (注2) その他の金銭の信託及び満期保有目的の金銭の信託の取扱はありません。

23. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に43,020百万円含まれております。
 24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金34,900百万円が含まれております。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,000百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが13,000百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | △ 2,753百万円 |
| 年金資産(時価) | 2,926百万円 |
| 未積立退職給付債務 | 173百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 505百万円 |
| 未認識過去勤務債務 | △ 662百万円 |
| 貸借対照表計上額の純額 | 16百万円 |
| 前払年金費用 | 57百万円 |
| 退職給付引当金 | 41百万円 |

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳
- | | |
|---------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却超過額 | 313百万円 |
| 貸倒引当金損算入限度超過額 | 21百万円 |
| 投資損失引当金 | 5,686百万円 |
| 土地の減損 | 1,469百万円 |
| その他 | 599百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 8,090百万円 |
| 評価性引当額 | △ 6,217百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,873百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 有価証券評価差額 | 9,963百万円 |
| その他 | 92百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 10,055百万円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △ 8,182百万円 |

28. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
- | | |
|---------------------|---------|
| 法定実効税率 | 31.26% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.07% |
| 住民税均等割 | 0.25% |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | △ 0.06% |
| 評価性引当額の増減 | 6.62% |
| その他 | 0.78% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.92% |

注記事項

[損益計算書関係]

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 167,222千円
子会社等との取引による費用総額 133,675千円
- 出資一口当たり当期純利益金額 8,826円27銭

■会計監査人による監査

貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受け適正である旨の監査報告を受理しています。

■代表理事の確認

私は当会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第57期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成23年6月2日

全国信用協同組合連合会 理事長

小山嘉昭

■業務粗利益、業務純益

(単位：百万円、%)

	平成21年度	平成22年度
資金運用収益	44,451	41,125
資金調達費用	29,998	26,274
資金運用収支	14,452	14,851
役務取引等収益	1,057	978
役務取引等費用	668	549
役務取引等収支	389	429
その他業務収益	10,635	3,359
その他業務費用	5,058	1,330
その他業務収支	5,576	2,028
業務粗利益	20,418	17,308
業務粗利益率	0.49	0.38
一般貸倒引当金繰入	—	63
経費(除く臨時処理分)	5,247	4,976
業務純益	15,171	12,268

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(21年度29百万円、22年度27百万円)を控除して表示しています。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高
 3. 経費については臨時処理分を除いて算出しております。

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

	平成21年度			平成22年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	4,100,111	44,451	1.08	4,444,398	41,125	0.92
貸出金	329,432	4,681	1.42	464,476	3,896	0.83
預け金	76,205	348	0.45	68,548	185	0.26
コールローン	359,952	946	0.26	456,474	858	0.18
買現先勘定	10,548	13	0.13	43,064	50	0.11
買入金銭債権	110,070	1,421	1.29	79,866	968	1.21
有価証券	3,203,557	37,032	1.15	3,321,574	35,159	1.05
その他資産	10,343	7	0.07	10,393	7	0.07
資金調達勘定	3,905,355	29,998	0.76	4,249,084	26,274	0.61
預金	3,838,580	29,244	0.76	4,192,105	25,607	0.61
譲渡性預金	4,718	118	2.51	1,343	38	2.90
借入金	34,941	621	1.77	46,755	572	1.22
その他負債	31,010	44	0.14	13,274	82	0.62

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(21年度5,376百万円、22年度2,054百万円)、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(21年度3,895百万円、22年度4,394百万円)及び運用見合費用(21年度29百万円、22年度27百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

■受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	97	△ 6,677	△ 6,580	3,543	△ 6,869	△ 3,325
貸出金	△ 939	△ 310	△ 1,249	1,540	△ 2,325	△ 784
預け金	52	△ 176	△ 123	△ 31	△ 132	△ 163
コールローン	714	△ 1,038	△ 323	226	△ 315	△ 88
買現先勘定	△ 32	△ 47	△ 79	38	△ 2	36
債券貸借取引支払保証金	△ 1	△ 1	△ 2	—	—	—
買入金銭債権	△ 580	173	△ 407	△ 369	△ 83	△ 452
有価証券	△ 603	△ 3,789	△ 4,393	1,349	△ 3,222	△ 1,873
その他資産	0	△ 1	△ 1	0	—	0
支払利息	298	△ 3,006	△ 2,707	2,468	△ 6,195	△ 3,727
預金	112	△ 2,811	△ 2,699	2,506	△ 6,143	△ 3,637
譲渡性預金	△ 706	151	△ 555	△ 95	15	△ 79
借入金	518	△ 7	510	174	△ 223	△ 48
その他負債	24	11	35	△ 37	75	38

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については按分計算しています。

■役務取引の状況

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
役務取引等収益	1,057	978
役務取引等費用	668	549
うち代理貸付手数料	313	247
役務取引等収支	389	429

■その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
国債等債券関係損益	5,496	1,915
その他	80	113
その他業務損益	5,576	2,028

■経費の内訳

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
人件費	3,053	2,860
物件費	2,094	1,915
税金	179	175
合計	5,328	4,950

(注) 税金には、法人税・住民税・配当利子所得税・事業税・地方法人特別税を含みません。

■預貸率・資貸率・預証率等

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
預貸率(末残)	9.46	14.12
〃(平残)	8.57	11.07
資貸率(末残)	9.46	14.12
〃(平残)	8.57	11.07
預証率(末残)	81.88	83.28
〃(平残)	83.35	79.20

(注) 資貸率=貸出金÷(預金+譲渡性預金)

■利益率

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
総資産経常利益率	0.12	0.15
総資産当期純利益率	0.07	0.09
純資産(資本)経常利益率	3.95	5.09
純資産(資本)当期純利益率	2.27	3.24

■資金運用利回、資金調達原価率、総資金利鞘

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
資金運用利回	1.08	0.92
資金調達原価率	0.90	0.73
総資金利鞘	0.17	0.19

■常勤役職員1人あたり及び1店舗あたり資金量・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成22年3月末	平成23年3月末
1人あたり資金量	12,037	12,668
1人あたり貸出金	1,139	1,789
1店舗あたり資金量	466,436	490,891
1店舗あたり貸出金	44,153	69,325

(注) 1. 資金量=預金+譲渡性預金
2. 常勤役職員数は期末人員

■預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	376,064	10.1	325,519	8.3
当座預金	574	0.0	394	0.0
普通預金	375,489	10.1	325,125	8.3
通知預金	—	—	—	—
定期性預金	3,255,231	87.2	3,517,878	89.6
定期預金	3,154,700	84.5	3,416,548	87.0
保障基金定期預金	100,530	2.7	101,330	2.6
その他の預金	96,277	2.6	83,653	2.1
小計	3,727,572	99.9	3,927,051	100.0
譲渡性預金	3,918	0.1	81	0.0
合計	3,731,491	100.0	3,927,133	100.0

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋保障基金定期預金
 3. その他の預金＝為替決済預り金＋別段預金＋外貨預金

■預金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	338,497	8.8	340,692	8.1
当座預金	424	0.0	366	0.0
普通預金	338,073	8.8	340,325	8.1
通知預金	—	—	—	—
定期性預金	3,475,855	90.5	3,820,587	91.1
定期預金	3,375,304	87.9	3,720,054	88.7
保障基金定期預金	100,550	2.6	100,532	2.4
その他の預金	24,226	0.6	30,825	0.8
小計	3,838,580	99.9	4,192,105	100.0
譲渡性預金	4,718	0.1	1,343	0.0
合計	3,843,298	100.0	4,193,448	100.0

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋保障基金定期預金
 3. その他の預金＝為替決済預り金＋別段預金＋外貨預金

■預金者別残高

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員預金	3,697,884	99.1	3,896,215	99.2
会員外預金	33,606	0.9	30,917	0.8
合計	3,731,491	100.0	3,927,133	100.0

(注) 譲渡性預金を含みます。

■定期性預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	3か月以下	3か月超 6か月以下	6か月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合計
平成21年度							
定期性預金	854,743	373,926	563,785	630,205	349,875	482,695	3,255,231
うち固定金利定期預金	854,743	373,926	563,785	630,205	349,875	482,695	3,255,231
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—
平成22年度							
定期性預金	848,070	359,603	491,805	763,914	340,777	713,706	3,517,878
うち固定金利定期預金	848,070	359,603	491,805	763,914	340,777	713,706	3,517,878
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—

■貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	7,902	2.2	2,902	0.5
証書貸付	225,658	63.9	456,895	82.4
当座貸越	73,110	20.7	57,460	10.4
割引手形	—	—	—	—
代理貸付金	46,558	13.2	37,346	6.7
合計	353,231	100.0	554,605	100.0

■貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	4,817	1.5	5,382	1.1
証書貸付	236,161	71.7	397,000	85.5
当座貸越	36,638	11.1	20,262	4.4
割引手形	—	—	—	—
代理貸付金	51,815	15.7	41,830	9.0
合計	329,432	100.0	464,476	100.0

■貸出先別残高

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	55,546	15.7	53,791	9.7
会員外	297,684	84.3	500,813	90.3
代理貸付金	46,558	13.2	37,346	6.7
事業法人等	231,442	65.5	196,097	35.4
その他の	19,683	5.6	267,370	48.2
合計	353,231	100.0	554,605	100.0

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	合計
平成21年度						
貸出金	128,649	94,025	62,592	20,591	47,372	353,231
うち固定金利貸出	82,185	16,272	3,693	10,437	13,564	126,153
うち変動金利貸出	46,464	77,752	58,898	10,153	33,807	227,077
平成22年度						
貸出金	363,029	103,145	28,398	25,530	34,501	554,605
うち固定金利貸出	312,211	11,907	4,380	12,199	5,023	345,722
うち変動金利貸出	50,818	91,237	24,018	13,330	29,477	208,882

■使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	289,577	82.0	507,794	91.6
設備資金	63,653	18.0	46,810	8.4
合計	353,231	100.0	554,605	100.0

■担保別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金		債務保証見返			貸出金		債務保証見返		
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比		
預 金	54,590	15.4	—	—	50,407	9.1	—	—		
有 価 証 券	7,500	2.1	—	—	7,500	1.3	—	—		
動 産	—	—	—	—	—	—	—	—		
不 動 産	26,864	7.6	—	—	20,865	3.8	—	—		
そ の 他	22,139	6.3	—	—	17,441	3.1	—	—		
小 計	111,094	31.4	—	—	96,215	17.3	—	—		
信用保証協会・信用保険	28	0.0	—	—	17	0.0	—	—		
保 証	2,025	0.6	67	100.0	24,721	4.5	91	100.0		
信 用	240,082	68.0	—	—	433,650	78.2	—	—		
合 計	353,231	100.0	67	100.0	554,605	100.0	91	100.0		

■業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	70,642	20.0	58,476	10.5
農 業、林 業	10	0.0	8	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	8	0.0	4	0.0
建 設 業	10,319	2.9	8,948	1.6
電気、ガス、熱供給、水道業	17,376	4.9	6,860	1.2
情 報 通 信 業	9,556	2.7	3,199	0.6
運 輸 業、郵 便 業	20,460	5.8	11,991	2.2
卸 売 業、小 売 業	19,196	5.4	18,893	3.4
金 融 業、保 険 業	88,682	25.1	112,498	20.3
不 動 産 業	39,871	11.3	42,110	7.6
物 品 賃 貸 業	5,791	1.7	4,706	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	4,329	1.2	4,314	0.8
宿 泊 業	1,868	0.5	1,181	0.2
飲 食 業	7,186	2.0	5,838	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	13,141	3.7	10,439	1.9
教 育、学 習 支 援 業	4	0.0	2	0.0
医 療、福 祉	225	0.1	179	0.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	11,882	3.4	7,956	1.4
国、地方公共団体	—	—	229,085	41.3
雇用・能力開発機構等	4,522	1.3	4,034	0.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	28,153	8.0	23,876	4.3
合 計	353,231	100.0	554,605	100.0

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	352	△ 341	415	63
個 別 貸 倒 引 当 金	1,047	191	1,366	318
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	1,399	△ 149	1,782	382

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
貸 出 金 償 却	—	—

■有価証券残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	1,527,055	50.0	1,730,997	52.9
地 方 債	71,405	2.3	102,652	3.1
短 期 社 債	49,810	1.6	—	—
社 債	462,843	15.2	368,576	11.3
株 式	3,547	0.1	3,706	0.1
そ の 他	940,805	30.8	1,064,903	32.6
合 計	3,055,469	100.0	3,270,837	100.0

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■有価証券残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成21年度		平成22年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	1,542,367	48.1	1,739,052	52.4
地 方 債	57,451	1.8	76,584	2.3
短 期 社 債	120,686	3.8	101,434	3.1
社 債	520,108	16.2	399,814	12.0
株 式	3,375	0.1	3,376	0.1
そ の 他	959,568	30.0	1,001,312	30.1
合 計	3,203,557	100.0	3,321,574	100.0

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成21年度								
有 価 証 券	672,634	667,084	749,674	293,380	429,910	105,038	137,746	3,055,469
国 債	268,566	86,824	481,172	231,242	354,212	105,038	—	1,527,055
地 方 債	486	16,058	9,198	32,629	13,032	—	—	71,405
短 期 社 債	49,810	—	—	—	—	—	—	49,810
社 債	154,946	233,428	67,938	6,529	—	—	—	462,843
株 式	—	—	—	—	—	—	3,547	3,547
そ の 他	198,824	330,772	191,364	22,979	62,665	—	134,198	940,805
平成22年度								
有 価 証 券	562,758	831,443	535,057	398,869	755,403	45,905	141,399	3,270,837
国 債	128,486	228,537	314,656	360,718	655,791	42,808	—	1,730,997
地 方 債	12,673	5,192	6,835	37,526	37,325	3,097	—	102,652
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	119,024	170,268	78,660	624	—	—	—	368,576
株 式	—	—	—	—	—	—	3,706	3,706
そ の 他	302,573	427,445	134,904	—	62,286	—	137,693	1,064,903

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■商品有価証券の種類別残高(平均残高)

該当ありません。

■ 有価証券の時価等情報

貸借対照表の「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しています。

● 売買目的有価証券

該当ありません。

● 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成21年度						平成22年度					
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額				
			うち益	うち損	うち益			うち損				
国 債	20,811	20,950	139	139	—	20,809	21,412	602	602	—		
地 方 債	—	—	—	—	—	8,997	9,117	120	120	—		
短 期 社 債	39,825	39,825	—	—	—	—	—	—	—	—		
社 債	433,191	437,970	4,778	5,008	230	332,848	336,263	3,415	3,564	148		
そ の 他	529,997	532,636	2,639	5,159	2,520	355,648	359,617	3,968	4,552	584		
合 計	1,023,825	1,031,383	7,557	10,308	2,750	718,304	726,410	8,106	8,839	732		

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「その他」には外国証券を含めています。

● 子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

● その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成21年度						平成22年度					
	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額			取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額				
			うち益	うち損	うち益			うち損				
株 式	202	374	172	172	—	202	533	331	331	—		
債 券	1,584,711	1,617,287	32,575	32,647	72	1,808,491	1,839,571	31,079	33,676	2,597		
国 債	1,474,771	1,506,244	31,473	31,526	53	1,680,155	1,710,188	30,032	32,599	2,566		
地 方 債	70,365	71,405	1,039	1,042	2	92,637	93,655	1,017	1,036	19		
短 期 社 債	9,985	9,985	—	—	—	—	—	—	—	—		
社 債	29,589	29,651	62	78	16	35,699	35,728	29	40	11		
そ の 他	514,717	512,698	△ 2,018	6,403	8,421	782,543	783,004	461	5,976	5,514		
合 計	2,099,630	2,130,360	30,729	39,223	8,493	2,591,237	2,623,110	31,872	39,984	8,111		

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
なお、国債のうち変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額によっております。
2. 「その他」には外国証券を含めています。

● 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
満期保有目的の債券	—	—
子会社及び関連会社株式	2,878	2,878
その他有価証券	—	—
株 式	294	294
そ の 他	54,262	57,628

■金銭の信託の時価等情報

●運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	927	△ 72

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額			取得原価	貸借対照表計上額	評価差額		
			うち益	うち損				うち益	うち損	
その他の金銭の信託	3,844	4,192	347	347	—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

■デリバティブ取引の時価等情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

●通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	為替予約	平成21年度				平成22年度			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
	売	—	—	—	—	—	—	—	—
	買	5	—	0	0	29	—	0	0
	合計			0	0			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価は、割引現在価値により算定しています。

3. 通貨関連取引は実需に基づくものであり、投資目的ではございません。

● 有価証券関連取引

(単位：百万円)

		平成21年度				平成22年度			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	債券先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	債券先物オプション								
	売建	2,760	—	△0	△0	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株価指数先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株価指数オプション								
売建	277	—	△1	△1	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計				△1	△1			—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
 2. 時価は、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

● クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

		平成21年度				平成22年度			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	クレジットデリバティブ								
	売建	1,000	—	0	0	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計				0	0			—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
 2. 時価は、割引現在価値により算定しています。
 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引です。

● その他のデリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

● 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方 法	種 類	主 な ヘ ッ ジ 対 象	平成21年度			平成22年度		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券 (債券)	—	—	—	20,000	20,000	278
合 計								278

(注) 1. 上記は繰延ヘッジによっております。
 2. 時価の算定は取引先金融機関から提示された価格によっております。

● その他のデリバティブ取引

該当ありません。

■信用組合の内国為替制度加盟状況

(単位：信組)

	平成21年度	平成22年度
地域信用組合	99	98
業域信用組合	26	26
職域信用組合	15	15
民族系信用組合	16	16
未加盟信用組合	3	3
合 計	159	158

(注) 上記以外に全信組連と(株)整理回収機構が内国為替制度に加盟しています。

■信用組合の内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成21年度		平成22年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	9,994,068	11,169,265	9,890,143	11,302,525
	被仕向	13,426,056	11,257,300	13,229,831	11,448,683
代金取立	委 託	212,519	230,400	181,479	222,698
	受 託	163,759	149,733	129,307	141,547

■信組為替と他行為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成21年度		平成22年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
信組為替	仕向・委託	312,833	305,499	294,961	257,377
	被仕向・受託	312,833	305,499	294,961	257,377
他行為替	仕向・委託	9,893,754	11,094,169	9,776,661	11,267,846
	被仕向・受託	13,276,982	11,101,534	13,064,177	11,332,852

■外国為替取扱実績

(単位：件、千米ドル)

		平成21年度		平成22年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
貿 易	輸 出	275	17,912	435	24,294
	輸 入	1,675	51,767	1,679	52,075
貿易外	外国送金等	2,179	53,032	2,336	35,429
	外貨預金	38	652	45	1,149
	外貨貸付	—	—	—	—
両 替		—	—	—	—
合 計		4,167	123,364	4,495	112,949
信用状開設		186	3,817	193	4,941

■外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	平成21年度	平成22年度
外貨建資産残高	12,146	12,857

■日本銀行歳入復代理店委嘱状況

	新規委嘱		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成21年度	—	—	31	457
平成22年度	—	1	31	457

■全信組連手形交換取扱状況

(単位：枚、百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	枚 数	金 額	枚 数	金 額
持 出 手 形	162,316	115,916	139,081	114,032
持 帰 手 形	216,070	252,443	189,291	220,299

(注) 1. 枚数・金額とも手形交換所経由分。
2. 代理交換受託信組(整理回収機構を含む)分を含んでいます。

■手形等の代理交換受託状況

	受託信組
平成21年度	16
平成22年度	16

(注) 整理回収機構を含んでいます。

■個人向け国債窓販業務取りまとめ実績

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
個 人 向 け 国 債 3 年	—	2,214
個 人 向 け 国 債 5 年	7,816	3,649
個 人 向 け 国 債 10 年	578	446
合 計	8,395	6,311

(注) 個人向け国債窓販業務取りまとめ実績とは、当会を取りまとめ金融機関とし、信用組合を取扱金融機関とした個人向け国債の募集の取扱い高です。

■投資信託窓販業務取次実績

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
窓 販 取 次 実 績	527	566

(注) 投資信託窓販業務取次実績とは、当会を指定登録金融機関とし、信用組合を取次登録金融機関とした投資信託の募集の取扱い高です。

■信用組合のコンピュータ化状況

	地域 信組	業域 信組	職域 信組	民族系 信組	合 計
SKCセンター	92	26	14	15	147
自営共同センター	3	0	0	1	4
単 独 自 営	3	0	2	0	5
未オンライン	0	1	1	0	2

■SKCセンター加盟状況

	信組数	店舗数
平成21年度	146	1,584
平成22年度	147	1,579

■しんくみネット・キャッシュサービス加盟状況

	SKCセンター参加信組		自営オン信組等		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成21年度	128	1,481	9	153	137	1,634
平成22年度	129	1,475	8	151	137	1,626

■信用組合のCDネット取扱状況

○支払 (単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成21年度	1,516,383	5,664,041
平成22年度	1,381,487	5,260,893

(注) 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信託銀・信金・労金・農協の7業態です。

○しんくみゆうちょ提携取扱状況 (単位：件)

	取扱信組	支払件数	預入件数
平成21年度	125	424,248	94,664
平成22年度	126	383,719	97,199

(注) 支払件数及び預入件数は、仕向・被仕向取引の合計です。

○他行カード振込 (単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成21年度	34,589	57,311
平成22年度	35,184	58,055

(注) 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信金の4業態です。

○しんくみセブン提携取扱状況 (単位：件)

	取扱信組	支払件数	預入件数
平成21年度	127	4,403,268	784,182
平成22年度	129	5,430,348	878,744

○相互入金 (単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成21年度	43,816	77,846
平成22年度	44,984	79,924

(注) 提携先金融機関は、第二地銀・信金・労金の3業態です。

■デビットカードサービス取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成21年度	83	56,845
平成22年度	83	58,216

■しんくみANSER^(注)取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成21年度	67	4,903,911
平成22年度	67	5,718,062

(注)「しんくみANSER」とは、端末機(パソコン、携帯電話、FAX等)により資金移動取引・照会取引を行う業務です。

■マルチペイメントネットワーク
収納サービス

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成21年度	19	22,679
平成22年度	20	26,260

■マルチペイメントネットワーク
口座振替受付サービス

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成21年度	18	841
平成22年度	20	13,363

(注)平成22年2月15日より取扱を開始

■内国為替取扱手数料(1件あたり)

			手数料額
振込手数料 (電信扱・文書扱)	当会本支店宛 (同一店内を含む)	3万円未満	210円(うち消費税等10円)
		3万円以上	420円(うち消費税等20円)
	他行宛	3万円未満	630円(うち消費税等30円)
		3万円以上	840円(うち消費税等40円)
送金手数料	当会本支店宛	—	420円(うち消費税等20円)
	他行宛	普通扱	630円(うち消費税等30円)
代金取立手数料	当会本支店宛	—	420円(うち消費税等20円)
		普通扱	630円(うち消費税等30円)
	他行宛	至急扱	840円(うち消費税等40円)
送金・振込の組戻料、取立手形組戻料、取立手形店頭呈示料 ^(注) 、 不渡手形返却料			630円(うち消費税等30円)

(注)630円を超える実費を要する場合は、実費分を申し受けます。

(平成23年4月1日現在)

■その他手数料

			手数料額
残高証明書発行	随時発行	1枚	630円(うち消費税等30円)
	定期発行	1枚	420円(うち消費税等20円)
当座小切手帳発行	—	1冊50枚	1,050円(うち消費税等50円)
自己宛小切手発行	—	1枚	840円(うち消費税等40円)
証書・通帳再発行	—	1通	1,050円(うち消費税等50円)

(平成23年4月1日現在)

自己資本の構成に関する事項

■ 単体自己資本比率等

(単位：百万円、%)

		平成21年度	平成22年度
基本的項目	出 資 金	53,855	53,855
	うち非累積的永久優先出資	5,000	5,000
	優先出資申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,000	5,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	16,700	17,200
	特別積立金	57,950	59,950
	次期繰越金	1,802	1,660
	自己優先出資(△)	—	—
	自己優先出資申込証拠金	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—
計 (A)	135,308	137,666	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	5,847	7,420
	負債性資本調達手段等	34,900	34,900
	計	40,747	42,320
	うち自己資本への算入額 (B)	39,351	39,225
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	48,446	50,245
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	220	307
	計 (C)	48,666	50,552
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	125,993	126,339	
リスク・アセット	資産(オン・バランス)項目	663,635	633,881
	オフ・バランス取引項目	18,583	26,902
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	29,940	31,305
	計 (E)	712,160	692,089
TierI比率(国内基準)=(A)/(E)×100		18.99	19.89
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(E)×100		17.69	18.25

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 「一般貸倒引当金」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

3. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととしておりますが、平成21年度、平成22年度については、「その他有価証券の評価差損」はありません。

自己資本の充実度に関する事項

■ポートフォリオ区分別の所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
信 用 リ ス ク	4,180,793	27,288	4,490,301	26,431
現 金	10	—	47	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,782,587	—	2,125,362	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	17,002	32	13,003	49
国際決済銀行等向け	—	—	24	—
我が国の地方公共団体向け	70,651	—	101,925	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20,479	4	21,354	11
国際開発銀行向け	15,003	0	15,058	—
我が国の政府関係機関向け	88,281	309	79,992	193
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,387,650	10,885	1,489,981	11,532
法人等向け	486,645	9,453	379,628	8,183
不動産取得等事業向け	43,427	1,737	50,624	2,024
三月以上延滞等	11,445	603	9,338	445
信用保証協会等による保証付	28	0	17	0
出 資 等	50,786	2,031	43,478	1,737
上 記 以 外	65,259	1,062	50,550	840
証 券 化	138,860	1,146	94,410	842
個々の資産の把握が困難な資産	2,673	20	15,502	570
オペレーショナルリスク	2,395	1,197	2,504	1,252
合 計	4,183,188	28,486	4,492,805	27,683

- (注) 1. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及びリスクウェイトが150%になったエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）のことです。
 3. オペレーショナルリスクの算定には、基礎的手法を採用しています。
 4. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	459,531	2,356,072	1,000	508,463	3,325,067	720,154	2,548,525	278	500,420	3,769,379
海 外	35,324	581,518	147	134,774	751,763	42,304	613,420	182	39,971	695,879
合 計	494,855	2,937,590	1,147	643,238	4,076,830	762,459	3,161,946	461	540,392	4,465,259

● 業種別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
製 造 業	70,597	44,406	—	7,383	122,386	58,476	35,056	—	10,008	103,541
農 業、 林 業	10	—	—	—	10	8	—	—	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	8	—	—	—	8	4	—	—	—	4
建 設 業	10,287	3,605	—	—	13,893	8,932	3,602	—	—	12,535
電気、ガス、熱供給、水道業	17,376	5,206	—	—	22,583	6,860	6,442	—	—	13,302
情報通信業	9,556	2,199	—	2,840	14,596	3,199	10,009	—	2,840	16,049
運輸業、郵便業	20,460	15,814	—	—	36,274	11,991	3,301	—	—	15,293
卸売業、小売業	19,186	7,000	—	40	26,227	20,888	5,494	—	45	26,428
金融業、保険業	229,428	1,200,266	147	537,846	1,967,688	316,521	1,189,716	461	433,696	1,940,395
不動産業	37,960	30,506	1,000	—	69,466	40,497	35,282	—	—	75,780
物品賃貸業	9,291	—	—	2,000	11,291	8,706	—	—	1,500	10,206
学術研究、専門・技術サービス業	4,329	—	—	—	4,329	4,314	—	—	—	4,314
宿泊業	1,865	—	—	—	1,865	1,181	—	—	—	1,181
飲食業	7,186	—	—	—	7,186	5,838	—	—	—	5,838
生活関連サービス業、娯楽業	13,141	—	—	—	13,141	10,358	—	—	—	10,358
教育、学習支援業	4	3,000	—	—	3,004	2	3,000	—	—	3,002
医療、福祉	225	—	—	—	225	179	—	—	—	179
その他のサービス	11,882	—	—	0	11,882	7,956	—	—	0	7,956
政 府 等	4,522	1,625,584	—	—	1,630,106	233,119	1,870,039	—	—	2,103,158
個 人	27,534	—	—	—	27,534	23,423	—	—	—	23,423
そ の 他	—	—	—	93,126	93,126	—	—	—	92,301	92,301
合 計	494,855	2,937,590	1,147	643,238	4,076,830	762,459	3,161,946	461	540,392	4,465,259

● 期間別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
1 年 以 下	170,747	665,335	1,000	366,900	1,203,983	404,460	552,924	—	420,700	1,378,085
1 年 超 3 年 以 下	93,999	654,595	2	2	748,600	102,178	826,168	100	—	928,447
3 年 超 5 年 以 下	59,012	748,203	144	—	807,360	26,746	525,671	82	—	552,500
5 年 超 7 年 以 下	12,284	280,244	—	—	292,528	10,041	398,244	—	—	408,286
7 年 超 10 年 以 下	14,879	429,910	—	—	444,790	11,595	755,403	278	—	767,277
10 年 超	25,854	105,038	—	—	130,892	22,523	45,905	—	—	68,428
期間の定めのないもの	118,078	54,262	—	276,334	448,675	184,913	57,628	—	119,691	362,233
合 計	494,855	2,937,590	1,147	643,238	4,076,830	762,459	3,161,946	461	540,392	4,465,259

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメント及び店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。
 5. 上表は、貸借対照表をもとに自己資本比率算定上信用リスクとして認識したエクスポージャーの内訳を開示しています。

■三月以上延滞等エクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	2,621	—	—	9,400	12,022	2,167	—	—	6,974	9,141
海 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,621	—	—	9,400	12,022	2,167	—	—	6,974	9,141

● 業種別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
製 造 業	45	—	—	—	45	—	—	—	—	—
建 設 業	31	—	—	—	31	16	—	—	—	16
卸売業、小売業	10	—	—	—	10	4	—	—	—	4
不 動 産 業	1,911	—	—	—	1,911	1,612	—	—	—	1,612
宿 泊 業	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	81	—	—	—	81
個 人	619	—	—	—	619	452	—	—	—	452
そ の 他	—	—	—	9,400	9,400	—	—	—	6,974	6,974
合 計	2,621	—	—	9,400	12,022	2,167	—	—	6,974	9,141

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメント及び店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

■貸倒引当金等の状況

● 貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	693	352	△ 341	352	415	63
個 別 貸 倒 引 当 金	856	1,047	191	1,047	1,366	318
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	1,549	1,399	△ 149	1,399	1,782	382

(注) 当会では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金のうち一部貸倒引当金に準じるものを一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

● 地域別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
国 内	856	1,047	191	1,047	1,366	318
海 外	—	—	—	—	—	—
合 計	856	1,047	191	1,047	1,366	318

● 業種別の貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
製 造 業	0	0	0	0	—	△ 0
建 設 業	1	0	△ 1	0	—	△ 0
電気、ガス、熱供給、水道業	3	—	△ 3	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—	0	0
卸 売 業、 小 売 業	3	8	5	8	6	△ 1
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	311	311
不 動 産 業	803	1,019	216	1,019	1,024	4
宿 泊 業	7	0	△ 7	0	—	△ 0
生活関連サービス業、娯楽業	—	2	2	2	5	2
そ の 他 の サ ー ビ ス	5	0	△ 5	0	0	0
個 人	29	15	△ 14	15	17	2
合 計	856	1,047	191	1,047	1,366	318

■ 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
貸 出 金 償 却	—	—

■ リスク・ウェイト区分別の信用リスク削減手法適用後の残高

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	格付あり	格付なし	合計	格付あり	格付なし	合計
0%	39,591	1,930,809	1,970,401	39,350	2,314,592	2,353,943
10%	207	80,385	80,593	69	49,272	49,341
20%	1,549,828	73,804	1,623,633	1,340,017	203,205	1,543,222
50%	227,599	—	227,599	184,237	1,584	185,822
100%	74,105	87,956	162,062	70,510	79,410	149,921
その他	—	114,243	114,243	—	113,639	113,639
合 計	1,891,333	2,287,199	4,178,533	1,634,185	2,761,705	4,395,890

(注)「その他」はファンド(投資信託、金銭の信託、外国投信)において、投信会社等から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーの残高です。

信用リスク削減手法に関する事項

■ ポートフォリオ区分ごとの信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成21年度				平成22年度			
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	合 計	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	合 計
外国の中央政府等以外の 公 共 部 門 向 け	—	20,011	—	20,011	—	20,010	—	20,010
我が国の政府関係機関向け	—	10,799	—	10,799	—	8,276	—	8,276
金 融 機 関 向 け	50,828	12,073	—	62,902	50,350	12,005	—	62,356
法 人 等 向 け	40,788	41,561	—	82,349	6,718	40,647	—	47,365
三 月 以 上 延 滞 等	—	908	—	908	—	583	—	583
上 記 以 外	—	45,655	—	45,655	—	36,811	—	36,811
合 計	91,616	131,010	—	222,627	57,069	118,334	—	175,404

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

■取引相手のリスクの状況

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	34	351
グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	112	410
グ ロ ス の 与 信 相 当 額	147	761
外 為 関 連 取 引	144	182
金 利 関 連 取 引	2	578
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—
ネ ッ ト の 与 信 相 当 額	147	761
担保による信用リスク削減手法の効果 (△)	—	—

- (注) 1. グロス再構築コストの額は0を下回らないものに限っています。
 2. 上記以外に、カレント・エクスポージャー方式によらないクレジット・デリバティブ(プロテクションの提供)の与信相当額が、平成21年度に1,000百万円あります。
 3. ファンドに含まれる、当会が直接の取引対象となっていない金融派生商品取引及び先物外国為替取引は含めておりません。

●担保の種類別の額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

●信用リスク削減手法として用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターとしての証券化エクスポージャー

該当ありません。

■投資家としての証券化エクスポージャー

●原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
住 宅 口 ー ン	46,189	29,297
カ ー ド 口 ー ン	6,602	3,736
リ ー ス 債 権	17,482	8,949
自 動 車 口 ー ン	20,276	18,149
そ の 他	46,046	32,863
合 計	136,597	92,996

●リスクウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
20%	136,095	1,088	86,988	695
50%	501	10	6,008	120
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	136,597	1,098	92,996	816

- (注) 1. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー (いわゆるファンド)が、平成21年度は2,480百万円、平成22年度は1,720百万円あります。
 2. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが、平成21年度は216百万円、平成22年度は307百万円含まれています。
 なお、当該エクスポージャーの原資産は把握しておりません。
 3. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

●自己資本比率告示附則第13条を適用する額

経過措置を適用する証券化エクスポージャーは、該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャー）に関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	12,568	12,568	11,091	11,091
上記以外の株式等エクスポージャー	26,717	32,300	26,134	31,675
合 計	39,285	44,869	37,226	42,767

(注) 1. いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含みません。
2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、上記以外の株式等エクスポージャーに含め記載しています。

■売却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	売却損益	売却益	売却損	売却損益	売却益	売却損
株式等エクスポージャー	△ 2,706	482	3,188	△ 1,964	—	1,964

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる、売却損益は含みません。

■償却の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
株式等エクスポージャー	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(「その他有価証券」に該当するものの評価損益の額)

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	△ 4,239	251	4,491	△ 2,197	620	2,817

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(時価のある子会社及び関連会社株式の額)

該当ありません。



連結資料

● 平成22年度の連結事業概況等	80
● 連結財務諸表	82
● 自己資本の充実の状況	90

- (注) 1. 本文及び各表記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「－」は皆無または該当なし、「…」は制度改正等により前年度以前の数値の記載ができないものを表しています。

連結の範囲に関する事項

- 連結グループに属する会社と連結財務諸表の対象範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。
- 連結グループに属する連結対象子会社
全信組連グループは、全信組連及び連結対象子会社3社で構成しています。
連結対象子会社の名称及び主要業務の内容は48ページに記載しています。
- 自己資本告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等
比例連結が適用される金融業務を営む関連法人等は、該当ありません。
- 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社
連結自己資本比率の算出にあたり控除項目の対象となる金融子会社等は、該当ありません。
- 従属業務を専ら営む会社及び新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社であって、連結グループに属していない会社
該当ありません。
- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等
該当ありません。



連結の事業概況

- 損益の状況
全信組連及び子会社3社を連結した経常収益は、子会社3社による営業利益の減少と全信組連による資金運用収益の減少により、前期比108億円(△15.3%)減少の596億円、また経常費用は、全信組連において資金調達費用の太宗を占める預金利息が減少したことから前期比124億円(△19.1%)減少の526億円となりました。
この結果、経常利益は前期比15億円(28.8%)増加し、70億円となりました。
また、特別損益等を加味した当期純利益は前期比6億円(18.3%)増加し、44億円となりました。
- 自己資本比率の状況
連結自己資本額は、利益の積み上げと全信組連の資本支援に伴う控除項目の増加額が均衡し、前期比4億円(0.3%)増加して1,287億円となりました。
また、自己資本比率の分母である連結リスクアセットは、全信組連の事業法人貸出やコールローンの残高減少により、前期比256億円(3.1%)減少の7,801億円となりました。
この結果、平成22年度の連結自己資本比率(国内基準)は16.50%となり、前年度の15.92%と比較して0.58ポイント上昇しました。

連結セグメント情報

連結会社は信用協同組合連合会の事業以外に一部で電子計算機の受託業務、物品等の販売・斡旋業務ならびに債務の保証業務を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本調達手段の概要

全信組連については、全国の信用組合から普通出資488億円、会員以外の団体から優先出資50億円受け入れています。

また、平成21年1月には、系統中央金融機関として信用組合業界の信用力や、安定収益確保のための運用の多様化推進を目的として、信用組合から永久劣後ローンの供与により349億円の資本増強を実施し、強固な自己資本基盤を確保しています。

また、連結対象子会社3社においては、普通株式により資本調達を行っています。



主要な経営指標の推移(連結)

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	62,963	69,041	78,070	70,561	59,696
経常利益	3,349	2,837	639	5,478	7,056
当期純利益	4,251	5,364	318	3,770	4,462
包括利益	…	…	…	…	5,106
純資産額	149,328	140,434	123,575	160,496	163,639
総資産額	3,968,256	4,042,523	3,874,378	4,180,461	4,446,025
連結自己資本比率(%)	14.02	11.93	14.97	15.92	16.50

連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減額
破綻先債権	33	38	4
延滞債権	3,497	3,748	251
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	383	138	△245
リスク管理債権合計(A)	3,914	3,925	11
貸出金合計(B)	349,634	551,417	201,783
貸出金に占める割合(A/B)	1.1%	0.7%	△0.4p

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、上記1及び2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

■連結貸借対照表

●資産の部

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	11	48
預 け 金	238,428	92,260
コ ー ル 口 一	295,158	220,149
買 現 先 勘 定	—	118,968
買 入 金 銭 債 権	96,152	61,377
金 銭 の 信 託	4,192	927
有 価 証 券	3,052,590	3,267,959
貸 出 金	349,634	551,417
再 預 託 金	12	20
外 国 為 替	298	501
そ の 他 資 産	11,136	11,264
有 形 固 定 資 産	16,450	15,937
無 形 固 定 資 産	14,904	12,479
繰 延 税 金 資 産	418	426
債 務 保 証 見 返	119,196	112,260
貸 倒 引 当 金	△ 1,400	△ 1,782
投 資 損 失 引 当 金	△ 16,723	△ 18,192
資 産 の 部 合 計	4,180,461	4,446,025

●負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金	3,726,302	3,925,725
譲 渡 性 預 金	3,918	81
借 用 金	34,900	84,900
コ ー ル マ ネ ー	21,500	—
預 託 金	12	20
外 国 為 替	10	13
そ の 他 負 債	104,317	150,057
賞 与 引 当 金	334	329
退 職 給 付 引 当 金	419	359
制 度 融 資 等 負 担 引 当 金	76	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	164	192
合 併 支 援 負 担 引 当 金	1,000	—
そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	327	—
繰 延 税 金 負 債	7,483	8,446
債 務 保 証	119,196	112,260
負 債 の 部 合 計	4,019,964	4,282,386
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	53,855	53,855
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	79,829	82,328
会 員 勘 定 合 計	138,685	141,184
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,471	21,909
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	191
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	21,471	22,100
少 数 株 主 持 分	339	354
純 資 産 の 部 合 計	160,496	163,639
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,180,461	4,446,025

■連結損益計算書及び連結包括利益計算書

● 連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
経 常 収 益	70,561	59,696
資金運用収益	44,382	41,063
貸出金利息	4,613	3,834
預け金利息	348	185
コールローン利息	946	858
買現先利息	13	50
有価証券利息配当金	37,031	35,158
再預託金利息	7	7
その他の受入利息	1,421	969
役務取引等収益	14,894	14,118
その他業務収益	10,597	3,877
その他経常収益	685	636
経 常 費 用	65,082	52,639
資金調達費用	30,046	26,329
預金利息	29,241	25,604
譲渡性預金利息	118	38
借用金利息	642	602
コールマネー利息	36	3
預託金利息	7	7
金利スワップ支払利息	—	71
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	13,169	12,470
その他業務費用	5,059	1,815
経 常 費	6,234	5,855
その他経常費用	10,572	6,168
貸倒引当金繰入額	—	382
その他の経常費用	10,572	5,786
経 常 利 益	5,478	7,056
特 別 利 益	787	327
固定資産処分益	9	—
貸倒引当金戻入益	149	—
その他の特別利益	628	327
特 別 損 失	12	49
固定資産処分損	11	2
その他の特別損失	0	47
税金等調整前当期純利益	6,254	7,335
法人税、住民税及び事業税	910	2,347
法人税等調整額	1,557	510
法人税等合計	2,467	2,857
少数株主損益調整前当期純利益	…	4,477
少数株主利益	16	14
当 期 純 利 益	3,770	4,462

● 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純利益	…	4,477
その他の包括利益	…	629
その他有価証券評価差額金	…	437
繰延ヘッジ損益	…	191
包 括 利 益	…	5,106
親会社株主に係る包括利益	…	5,092
少数株主に係る包括利益	…	14

■ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	5,000	5,000
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金期末残高	5,000	5,000
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	78,023	79,829
利益剰余金増加高	3,770	4,462
当期純利益	3,770	4,462
利益剰余金減少高	1,964	1,964
配 当 金	1,964	1,964
利益剰余金期末残高	79,829	82,328

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,254	7,335
減価償却費	1,009	1,034
貸倒引当金の増減(△)	△ 149	382
投資損失引当金の増減(△)	298	1,468
賞与引当金の増減(△)	△ 2	△ 4
退職給付引当金の増減(△)	35	△ 60
制度融資等負担引当金の増減(△)	△ 212	△ 76
役員退職慰労引当金の増減(△)	15	27
合併支援負担引当金の増減(△)	—	△ 1,000
その他の偶発損失引当金の増減(△)	327	△ 327
資金運用収益	△ 44,382	△ 41,063
資金調達費用	30,046	26,329
有価証券関係損益(△)	△ 2,763	48
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 0	△ 462
有形固定資産処分損益(△は益)	2	2
貸出金の純増(△)減	32,616	△ 202,192
預金の純増減(△)	195,764	199,367
譲渡性預金の純増減(△)	△ 2,939	△ 3,837
借入金の純増減(△)	—	50,000
コールマネーの純増減(△)	21,500	△ 21,500
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	15,905	△ 13,050
コールローンの純増(△)減	△ 105,010	75,008
買現先勘定の純増(△)減	9,995	△ 118,968
買入金銭債権の純増(△)減	27,569	34,782
再預託金の純増(△)減	—	△ 8
預託金の純増減(△)	—	8
外国為替(資産)の純増(△)減	19	△ 203
外国為替(負債)の純増減(△)	10	3
資金運用による収入	49,260	45,307
資金調達による支出	△ 30,499	△ 28,824
その他	54,376	49,519
小 計	259,046	59,046
法人税等の支払額	△ 1,083	△ 898
営業活動によるキャッシュ・フロー	257,962	58,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,319,570	△ 2,353,781
有価証券の売却による収入	1,696,129	1,108,181
有価証券の償還による収入	1,431,445	1,026,661
金銭の信託の増加による支出	—	△ 1,000
金銭の信託の減少による収入	52	4,379
有形固定資産の取得による支出	△ 560	△ 100
有形固定資産の処分による収入	14	△ 2
無形固定資産の取得による支出	△ 243	△ 40
無形固定資産の処分による収入	1	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 192,731	△ 215,698
財務活動によるキャッシュ・フロー		
普通出資の増額による収入	—	—
優先出資の発行による収入	—	—
配当金の支払額	△ 1,964	△ 1,964
少数株主への配当金支払額	△ 0	△ 0
その他	—	278
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,964	△ 1,686
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	63,267	△ 159,236
現金及び現金同等物の期首残高	113,618	176,885
現金及び現金同等物の期末残高	176,885	17,648

連結財務諸表作成のための基本となる事項(平成22年度)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 3社
 - 会社名
 - 信組情報サービス株式会社
 - 全国しんくみ保証株式会社
 - しんくみ総合サービス株式会社
 - (2) 非連結子会社及び子法人等 なし
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等 なし
 - (2) 持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等 なし
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社
4. 開示対象特別目的会社に関する事項
 - (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。
 - (2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。
5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。
7. 会計処理に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価と見なせない状況であると判断し、当連結会計年度末においても合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。

この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は11,275百万円増加、繰延税金負債は3,524百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,750百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、一般に広く普及している理論値モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論値は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。

なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分(コンベクシティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップ市場のインプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。
 - ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。
 - (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当会の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～60年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として次のとおり償却しております。

建物	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、税法基準の償却率による。
動産	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
その他	税法の定める方法による。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法による評価をしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - (4) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建ての資産・負債は、当連結会計年度末の為替相場による円換算額を付しております。
 - (5) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

当会の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のと

- おり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、税法基準に基づき、法定繰上率により計上しております。
- ② 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - ③ 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金

当会の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

 - ・過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により損益処理しております。
 - ・数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年の翌連結会計年度から損益処理しております。

連結される子会社及び子法人等の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、当会並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

ア. 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額	301,976百万円
年金財政計算上の給付債務の額	338,625百万円
差引額	△ 36,648百万円

イ. 制度全体に占める当会並びに連結される子会社及び子法人等の拠出割合(平成22年3月31日現在)

2.90%

ウ. 上記アの差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,623百万円及び繰越不足金20,024百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当連結会計年度の計算書類上、特別掛金410百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記イの割合は当会並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

なお、当会の一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による当連結会計年度末における退職給与を支給額に相当する額を退職給付引当金に計上しております。

(追加情報)

当会では平成22年10月に退職給付制度の見直しを行い、適格退職年金制度を確定給付企業年金および退職一時金の各制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

この移行に伴い、税引前当期純利益が73百万円増加しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、当会及び子会社のうち1社について、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (6) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - (7) ヘッジ会計の方法

一部の債券(その他有価証券)に係る金利リスクの相殺を目的に、ヘッジ取引を実施しております。

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)」に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
 - (8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (9) 会計方針の変更

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指

針(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、税引前当期純利益は47百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は47百万円でありました。

(10)表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」(平成5年3月3日大蔵省令第10号)別紙様式が「協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正され、平成23年3月31日以後に終了する連結会計年度から適用になったことに伴い、前連結会計年度における「評価・換算差額等合計」は、当連結会計年度から「その他の包括利益累計額合計」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」(平成5年3月3日大蔵省令第10号)別紙様式が「協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正され、平成23年3月31日以後に終了する連結会計年度から適用になったことに伴い、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は38百万円であり、延滞債権額は3,748百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は138百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,925百万円であり、
なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 13,128百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269百万円
- 出資一口当たりの純資産額 314,453円33銭
- 理事及び監事との間の取引による
理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
- 理事及び監事との間の取引による
理事及び監事に対する金銭債務総額 9,150百万円
- 連結貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 169,604百万円
なお、担保資産に対応する債務は50,000百万円であり、
上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券223,011百万円を差し入れております。

13. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

①資金調達方針、運用方針およびその手段

当会は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、主に会員である信用組合の支払準備資金や余裕資金を預金として調達するほか、資金の一時的・季節的な変動を平準化し効率的な資金運用を行うため、コールマネー等を利用して市場から直接調達しております。
調達資金は、信用組合の地域的・季節的な資金需要等に応じて融資するほか、信用組合の組合員に対する代理貸付や、事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの信用組合以外への融資を行っております。また、当会は国内の機関投資家として、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等、債券市場では国債、社債ならびに外国債券等への投資を行っております。

②金融資産および金融負債取扱い業務の内容

主として金利変動の影響を受ける金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による価格の変化をコントロールするために資産および負債の総合的管理(ALM)を実施しております。
金融負債は、その大部分を会員である信用組合からの預金が占めており、預金の種類としては、当座預金・普通預金のほか期間5年までの定期預金などがあります。

金融資産の運用にあたっては、ALM委員会が協議のうえ決定された資金配分に基づき、各種貸付や金利収入を目的とする国債、社債、外国債券等への投資のほか、分散投資の観点から株式、投資信託等への投資を行い、効率的なポートフォリオの構築を目指しております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する主な金融資産は、会員貸付と会員外貸付ならびに有価証券です。

会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。また、会員外貸付には事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの直接貸付、信用組合を窓口として信用組合の組合員に融資する代理貸付があります。これらの貸付については、金利リスク、貸付先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債や社債、外国債券等で運用しており、これに加えて、株式や投資信託への投資を行っております。これらは、発行体等の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスクに晒されておりますが、このうち、国債は、有価証券運用のうち約5割を占めており、「その他有価証券」で保有することを基本とすることで、ポートフォリオ全体のなかで一定の流動性を確保しております。

当会が保有する金融負債は、信用組合から受け入れている預金を中心であり、定期預金がその大部分を占めております。これらは、金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、国債現物の運用に加えて収益の向上・安定化を図ることを目的とした店頭オプション取引と、売買価格差や金利変動等を通じて短期的利益を得ることを目的とした債券先物、株価指数先物、債券先物オプション、株価指数オプション取引等があります。さらに、ALMの一環としてヘッジ会計を適用している金利スワップ取引があります。ヘッジ会計に関するヘッジの方針等については、上記、7.会計処理に関する事項「(7)ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①リスク管理体制

当会は、金融商品に係る各リスクを適切に把握・管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めております。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長はこの方針に基づいて業務を統括し、リスク管理に係る必要な指示を行っております。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを把握・管理し、これを統一的リスク管理部署が統一的に把握・管理しております。また、統一的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めております。

②信用リスクの管理

A. 管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が事業計画に則った戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しております。

I. 管理方法

信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する全ての取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産に係る信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本率と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しております。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めております。

このほか、信用格付別・個社別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

③市場リスクの管理

A. 管理方針

当会では、「市場リスク管理規程」等に則り、市場リスクの統括管理部署が資産・負債全体の市場リスク量をVaR法により計測し、市場リスク量が自己資本管理方針に基づき配賦されたリスク資本率を超えないよう厳格なモニタリングを実施しております。

I. 管理方法

a. 金利リスク

金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析、BPV分析、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析)や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行っております。その結果は、ALM委員会に報告し、これを受け委員会が協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めております。

b. 価格変動リスク

価格変動リスクを伴う株式や投資信託等は、統括管理部署が「市場リスク管理規程」および「SFBポイント額算出要領」等に基づき、VaR法によりリスク量を把握し、設定されたリスク資本率の範囲内であることを確認・監視しております。

c. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「市場リスク管理規程」等に基づき、リスク量がリスク資本率を超えないようモニタリングを行うほか、業務によっては強制的にポジションをクローズするロスカットルールを設けるなど、損失の拡大防止に努めております。

ウ. 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理対象をALM業務、株式等純投資業務、ディーリング業務および政策投資業務とし、VaRは、以下の前提条件に基づき、分散共分散法により算出しております。

対象業務	主な金融商品	観測期間	保有期間	信頼区間
ALM業務	預金、貸出金、債券	482 営業日	3か月 ^{※1}	2.33標準偏差 (=片側99.0%)
株式等純投資業務	株式、投資信託		1か月	
ディーリング業務	債券・株価指数先物取引 各オプション取引			
政策投資業務	株式		1年	

※1 一部投資信託除く

なお、オプション取引については、ヒストリカルシミュレーション法を採用しており、分散共分散法で算出したリスク量と単純合算しております。

平成23年3月31日(当連結会計年度末)現在で、当社の市場リスク量は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

対象業務	リスク量
ALM業務	23,684
株式等純投資業務	11,386
ディーリング業務	7
政策投資業務	214
市場リスク合計	34,712 ^{※2}

※2 市場リスク合計は、業務別リスク量の相関考慮後の値

また、当会では、計測したリスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものと認識しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスク

当会では、流動性リスクを適切に把握・管理するため、資金繰りリスクを管理する部門と、日常の資金繰りを管理する部門とに役割を分担し、管理しております。資金繰りリスク管理部門は、資金繰りリスク管理指標および資金繰りの逼迫度を測るボーダーラインを設定するとともに、資金調達・運用計画を反映した資金繰り見通しに基づき管理指標が適水準を維持しているかを検証し、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行うほか、資金繰り管理部門における資金調達手段の確保などにより流動性を管理しております。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するため、緊急会議を招集する等機動的な態勢としております。

(4)金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

14. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。又、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	92,260	92,260	—
うち譲渡性預け金	70,000	70,000	—
(2)コールローン	220,149	220,149	—
(3)買現先	118,968	118,968	—
(4)買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	48,606	48,741	134
②その他有価証券	12,770	12,770	—
	61,377	61,512	134
(5)金銭の信託	927	927	—
(6)有価証券(※1)			
①満期保有目的の債券	669,697	677,669	7,971
②その他有価証券	2,540,208	2,540,208	—
	3,209,905	3,217,877	7,971
(7)貸出金	551,417		
貸倒引当金(※1)	△ 1,778		
	549,639	551,811	2,172
資産計	4,253,228	4,263,507	10,278
(1)預金	3,925,725	3,940,758	15,032
(2)借入金	84,900	85,121	221
(3)未払金	103,909	103,909	—
負債計	4,114,535	4,129,788	15,253
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	278	278	—
デリバティブ取引計	278	278	—

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2)金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)金融資産

①預け金、コールローン及び買現先

預け金、コールローン及び買現先については、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

②買入金銭債権

短期買入金銭債権については、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

また、長期買入金銭債権については、ブローカーから入手した合理的に算定された価額を時価としております。

③金銭の信託

金銭の信託については、ブローカーから提供される、当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債の評価額を合計した額を時価としております。

④有価証券

債券、株式及び投資信託については、市場価格または合理的に算定された価額を時価としております。

市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価と見なせない状況であると判断し、当連結会計年度末においても合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。

この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は11,275百万円増加、繰延税金負債は3,524百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,750百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、一般に広く普及している理論値モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論値は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。

なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分(コンバクシティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップ市場のインプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。

保有目的ごとの有価証券に関する事項は15.に記載しております。

⑤貸出金

貸出金のうち、会員向け貸付金及び代理貸付金については、信用リスクを反映した将来キャッシュフローを市場金利で割引いた価額を時価としております。

会員外貸付金については、将来キャッシュフローを、金利リスク及び信用リスクを反映した割引率で割引いた割引現在価値を時価としており、また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(2)金融負債

①預金

預金のうち、要求払預金については、払戻請求された場合の払戻額(帳簿価額)を時価としております。

また、定期預金については、将来のキャッシュフローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割引いた割引現在価値を時価としております。

②借入金

借入金については、当会の信用状態が実行後大きく異ならないことから、将来のキャッシュフローを、市場金利に信用リスク調整時のスプレッドを上乗せした割引率で割引いた割引現在価値を時価としております。

なお、約定期間が短期間のものについては、帳簿価額を時価としております。

③未払金

未払金については、短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引、債券関連取引であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出された価額によっております。

(注2)その他参考情報

時価の把握が極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	294
出資金等(※2)	57,628
合 計	57,922

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)出資金等は、業界内の資本増強支援に係る優先出資証券等であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下19.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	20,809	21,412	602
	地方債	8,997	9,117	120
	短期社債	—	—	—
	社 債	294,617	298,181	3,564
	その 他	240,832	245,385	4,552
	小 計	565,257	574,096	8,839
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	38,231	38,082	△ 148
	その 他	114,815	114,231	△ 584
小 計	153,047	152,314	△ 732	
合 計	718,304	726,410	8,106	

(注1)時価は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

(注2)時価と連結貸借対照表計上額が同じものは、「時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」に含めております。

(3)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	取得原価・ 償却原価	連結貸借対照 表計上額	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	株 式	202	533	331
	債 券	1,403,523	1,437,200	33,676
	国 債	1,309,516	1,342,115	32,599
	地方債	67,488	68,525	1,036
	短期社債	—	—	—
	社 債	26,518	26,559	40
	その他	328,967	334,943	5,976
	小 計	1,732,692	1,772,677	39,984
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	404,968	402,371	△ 2,597
	国 債	370,639	368,072	△ 2,566
	地方債	25,148	25,129	△ 19
	短期社債	—	—	—
	社 債	9,180	9,169	△ 11
	その他	453,576	448,061	△ 5,514
	小 計	858,544	850,432	△ 8,111
合 計		2,591,237	2,623,110	31,872

(注1) 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。

(注2) 時価と連結貸借対照表計上額が同じものは、「時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」に含めております。

(注3) 上表に、優先出資証券、劣後受益権、非上場株式は含んでおりません。

(注4) その他有価証券で時価のあるもののうち、当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上下落したもの、及び当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したもののうち一定のものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を減損処理しております。なお、当連結会計年度における減損処理はありません。

16. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
17. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却額200,275百万円 売却益3,245百万円 売却損1,964百万円
18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	260,184	804,150	1,091,986	45,905
国 債	128,486	543,194	1,016,509	42,808
地方債	12,673	12,028	74,852	3,097
短期社債	—	—	—	—
社 債	119,024	248,928	624	—
その他	390,713	601,547	65,065	1,262
合 計	650,897	1,405,697	1,157,051	47,168

19. 金銭の信託の保有目的の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	927	△ 72

(注1) 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注2) その他の金銭の信託及び満期保有目的の金銭の信託の取扱はありません。

20. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付している有価証券が、「有価証券」中の国債に43,020百万円含まれております。
21. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,900百万円が含まれております。
22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,000百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが13,000百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会並びに連結される子会社及び子法人等の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 3,071百万円
年金資産(時価)	2,926百万円
未積立退職給付債務	△ 144百万円
未認識数理計算上の差異	505百万円
未認識過去勤務債務	△ 662百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 301百万円
前払年金費用	57百万円
退職給付引当金	△ 359百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	313百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	21百万円
投資損失引当金	5,686百万円
土地の減損	1,469百万円
その他	778百万円
繰延税金資産小計	8,269百万円
評価性引当額	△ 6,233百万円
繰延税金資産合計	2,035百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	9,963百万円
その他	92百万円
繰延税金負債合計	10,055百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△ 8,019百万円

25. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.26%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%
住民税均等割	0.27%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 0.05%
評価性引当額の増減	6.30%
その他	1.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.96%

(連結損益計算書関係)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口当たり当期純利益金額 9,113円95銭

(連結包括利益計算書関係)

1. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------|-----------|
| その他の包括利益 | 35,098百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 35,098百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | —百万円 |
2. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------|-----------|
| 包括利益 | 38,885百万円 |
| 親会社株主に係る包括利益 | 38,868百万円 |
| 少数株主に係る包括利益 | 16百万円 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預け金」のうち日本銀行への預け金であります。
3. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 現金及び預け金勘定 | 92,309百万円 |
| 預け金(日本銀行預け金を除く) | 74,660百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 17,648百万円 |

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率等

(単位：百万円、%)

	平成21年度	平成22年度
基 本 的 項 目 (A)	137,061	139,573
出 資 金	53,855	53,855
うち非累積的永久優先出資	5,000	5,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	5,000	5,000
利益剰余金	77,865	80,364
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—
新株予約権	—	—
連結子会社の少数株主持分	339	353
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—
補完的項目対象額 (B)=(C)+(D)+(E)	40,747	42,320
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 (C)	—	—
一般貸倒引当金 (D)	5,847	7,420
負債性資本調達手段等 (E)	34,900	34,900
補 完 的 項 目 (F)	39,936	39,776
控 除 項 目 (G)	48,666	50,552
自 己 資 本 (H)	128,330	128,797
リ ス ク ・ ア セ ッ ト (I)=(J)+(K)+(L)	805,809	780,176
資産(オン・バランス)項目 (J)	680,127	648,142
オフ・バランス取引項目 (K)	78,148	82,986
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (L)	47,533	49,046
Tier I 比率(国内基準)=(A)/(I)×100	17.00	17.89
連結自己資本比率 (H)/(I)×100	15.92	16.50

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 「一般貸倒引当金」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。
3. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととしておりますが、平成21年度、平成22年度については、「その他有価証券の評価差損」はありません。

自己資本の充実度に関する事項

■ポートフォリオ区分別の所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
信用リスク	4,316,732	30,331	4,617,057	29,245
現金	11	—	48	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,782,587	—	2,125,362	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	17,002	32	13,003	49
国際決済銀行等向け	—	—	24	—
我が国の地方公共団体向け	70,651	—	101,925	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20,479	4	21,354	11
国際開発銀行向け	15,003	0	15,058	—
我が国の政府関係機関向け	88,281	309	79,992	193
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,388,046	10,888	1,490,388	11,535
法人等向け	483,055	9,310	376,448	8,055
不動産取得等事業向け	43,427	1,737	50,624	2,024
三月以上延滞等	11,445	603	9,338	445
信用保証協会等による保証付	28	0	17	0
出資等	47,908	1,916	40,600	1,622
上記以外	207,268	4,360	182,957	3,893
証券化	138,860	1,146	94,410	842
個々の資産の把握が困難な資産	2,673	20	15,502	570
オペレーショナルリスク	3,802	1,901	3,923	1,961
合計	4,320,534	32,232	4,620,981	31,207

- (注) 1. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及びリスクウェイトが150%になったエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）のことです。
 3. オペレーショナルリスクの算定には、基礎的手法を採用しています。
 4. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
国内	575,063	2,356,072	1,000	529,138	3,461,274	829,135	2,548,525	278	518,460	3,896,400
海外	35,324	581,518	147	134,774	751,763	42,304	613,420	182	39,971	695,879
合計	610,387	2,937,590	1,147	663,913	4,213,038	871,440	3,161,946	461	558,431	4,592,280

● 業種別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
製造業	70,597	44,406	—	7,383	122,386	58,476	35,056	—	10,008	103,541
農業、林業	10	—	—	—	10	8	—	—	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	8	—	—	—	8	4	—	—	—	4
建設業	10,287	3,605	—	—	13,893	8,932	3,602	—	—	12,535
電気、ガス、熱供給、水道業	17,376	5,206	—	—	22,583	6,860	6,442	—	—	13,302
情報通信業	5,960	2,199	—	16	8,176	11	10,009	—	16	10,037
運輸業、郵便業	20,460	15,814	—	—	36,274	11,991	3,301	—	—	15,293
卸売業、小売業	19,186	7,000	—	13	26,200	20,888	5,494	—	18	26,401
金融業、保険業	229,428	1,200,266	147	537,850	1,967,691	316,521	1,189,716	461	433,712	1,940,411
不動産業	37,960	30,506	1,000	—	69,466	40,497	35,282	—	—	75,780
物品賃貸業	9,291	—	—	2,000	11,291	8,706	—	—	1,500	10,206
学術研究、専門・技術サービス業	4,329	—	—	—	4,329	4,314	—	—	—	4,314
宿泊業	1,865	—	—	—	1,865	1,181	—	—	—	1,181
飲食業	7,186	—	—	—	7,186	5,838	—	—	—	5,838
生活関連サービス業、娯楽業	13,141	—	—	—	13,141	10,358	—	—	—	10,358
教育、学習支援業	4	3,000	—	—	3,004	2	3,000	—	—	3,002
医療、福祉	225	—	—	—	225	179	—	—	—	179
その他のサービス	11,882	—	—	0	11,882	7,956	—	—	0	7,956
政 府 等	4,522	1,625,584	—	—	1,630,106	233,119	1,870,039	—	—	2,103,158
個人	145,093	—	—	—	145,093	132,684	—	—	—	132,684
その他	1,569	—	—	116,648	118,218	2,907	—	—	113,175	116,082
合計	610,387	2,937,590	1,147	663,913	4,213,038	871,440	3,161,946	461	558,431	4,592,280

● 期間別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
1 年 以 下	289,876	665,335	1,000	366,932	1,323,144	516,629	552,924	—	420,744	1,490,298
1 年 超 3 年 以 下	93,999	654,595	2	2	748,600	102,178	826,168	100	—	928,447
3 年 超 5 年 以 下	59,012	748,203	144	—	807,360	26,376	525,671	82	—	552,131
5 年 超 7 年 以 下	11,828	280,244	—	—	292,072	10,041	398,244	—	—	408,286
7 年 超 10 年 以 下	14,879	429,910	—	—	444,790	11,595	755,403	278	—	767,277
10 年 超	22,713	105,038	—	—	127,751	19,705	45,905	—	—	65,611
期間の定めのないもの	118,078	54,262	—	296,978	469,318	184,913	57,628	—	137,687	380,228
合計	610,387	2,937,590	1,147	663,913	4,213,038	871,440	3,161,946	461	558,431	4,592,280

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメント及び店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。
 5. 上表は、連結貸借対照表をもとに自己資本比率算定上信用リスクとして認識したエクスポージャーの内訳を開示しています。

■三月以上延滞等エクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	2,621	—	—	9,400	12,022	2,167	—	—	6,974	9,141
海 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,621	—	—	9,400	12,022	2,167	—	—	6,974	9,141

● 業種別

(単位：百万円)

	平成21年度					平成22年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
製 造 業	45	—	—	—	45	—	—	—	—	—
建 設 業	31	—	—	—	31	16	—	—	—	16
卸売業、小売業	10	—	—	—	10	4	—	—	—	4
不 動 産 業	1,911	—	—	—	1,911	1,612	—	—	—	1,612
宿 泊 業	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	81	—	—	—	81
個 人	619	—	—	—	619	452	—	—	—	452
そ の 他	—	—	—	9,400	9,400	—	—	—	6,974	6,974
合 計	2,621	—	—	9,400	12,022	2,167	—	—	6,974	9,141

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメント及び店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

■貸倒引当金等の状況

● 貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	693	352	△ 341	352	415	63
個 別 貸 倒 引 当 金	856	1,047	191	1,047	1,366	318
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	1,549	1,400	△ 149	1,400	1,782	382

(注) 当会では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金のうち一部貸倒引当金に準じるものを一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

● 地域別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
国 内	856	1,047	191	1,047	1,366	318
海 外	—	—	—	—	—	—
合 計	856	1,047	191	1,047	1,366	318

● 業種別の貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
製造業	0	0	0	0	—	△0
建設業	1	0	△1	0	—	△0
電気、ガス、熱供給、水道業	3	—	△3	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	0	0
卸売業、小売業	3	8	5	8	6	△1
金融業、保険業	—	—	—	—	311	311
不動産業	803	1,019	216	1,019	1,024	4
宿泊業	7	0	△7	0	—	△0
生活関連サービス業、娯楽業	—	2	2	2	5	2
その他のサービス	5	0	△5	0	0	0
個人	29	15	△14	15	17	2
合計	856	1,047	191	1,047	1,366	318

■ 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
貸出金償却	—	—

■ リスク・ウェイト区分別の信用リスク削減手法適用後の残高

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	格付あり	格付なし	合計	格付あり	格付なし	合計
0%	39,591	1,930,810	1,970,402	39,350	2,314,593	2,353,944
10%	207	80,385	80,593	69	49,272	49,341
20%	1,549,860	74,169	1,624,029	1,340,061	203,568	1,543,630
50%	346,728	—	346,728	296,406	1,584	297,990
100%	74,105	104,369	178,474	70,510	93,590	164,100
その他	—	114,243	114,243	—	113,639	113,639
合計	2,010,494	2,303,978	4,314,472	1,746,398	2,776,248	4,522,647

(注)「その他」はファンド(投資信託、金銭の信託、外国投信)において、投信会社等から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーの残高です。

信用リスク削減手法に関する事項

■ ポートフォリオ区分ごとの信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成21年度				平成22年度			
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	合計	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	合計
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	20,011	—	20,011	—	20,010	—	20,010
我が国の政府関係機関向け	—	10,799	—	10,799	—	8,276	—	8,276
金融機関向け	50,828	12,073	—	62,902	50,350	12,005	—	62,356
法人等向け	40,788	41,561	—	82,349	6,718	40,647	—	47,365
三月以上延滞等	—	908	—	908	—	583	—	583
上記以外	—	164,784	—	164,784	—	148,980	—	148,980
合計	91,616	250,139	—	341,756	57,069	230,503	—	287,572

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

■取引相手のリスクの状況

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
グロス再構築コストの額	34	351
グロスのアドオンの合計額	112	410
グロスの与信相当額	147	761
外為関連取引	144	182
金利関連取引	2	578
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
ネットの与信相当額	147	761
担保による信用リスク削減手法の効果(△)	—	—

- (注) 1. グロス再構築コストの額は0を下回らないものに限っています。
 2. 上記以外に、カレント・エクスポージャー方式によらないクレジット・デリバティブ(プロテクションの提供)の与信相当額が、平成21年度に1,000百万円あります。
 3. ファンドに含まれる、当会が直接の取引対象となっていない金融派生商品取引及び先物外国為替取引は含めておりません。

●担保の種類別の額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

●信用リスク削減手法として用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターとしての証券化エクスポージャー

該当ありません。

■投資家としての証券化エクスポージャー

●原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
住宅ローン	46,189	29,297
カードローン	6,602	3,736
リース債権	17,482	8,949
自動車ローン	20,276	18,149
その他の	46,046	32,863
合計	136,597	92,996

●リスクウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
20%	136,095	1,088	86,988	695
50%	501	10	6,008	120
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	136,597	1,098	92,996	816

- (注) 1. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)が、平成21年度は2,480百万円、平成22年度は1,720百万円あります。
 2. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが、平成21年度は216百万円、平成22年度は307百万円含まれています。
 なお、当該エクスポージャーの原資産は把握しておりません。
 3. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

●自己資本比率告示附則第13条を適用する額

経過措置を適用する証券化エクスポージャーは、該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャー）に関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	12,568	12,568	11,091	11,091
上記以外の株式等エクスポージャー	26,717	32,300	26,134	31,675
合 計	39,285	44,869	37,226	42,767

- (注) 1. いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含みません。
 2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、上記以外の株式等エクスポージャーに含め記載しています。

■売却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	売却損益	売却益	売却損	売却損益	売却益	売却損
株式等エクスポージャー	△ 2,706	482	3,188	△ 1,964	—	1,964

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる、売却損益は含みません。

■償却の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
株式等エクスポージャー	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(「その他有価証券」に該当するものの評価損益の額)

(単位：百万円)

	平成21年度			平成22年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	△ 4,239	251	4,491	△ 2,197	620	2,817

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(時価のある子会社及び関連会社株式の額)

該当ありません。

コミュニティバンク信用組合

● 信用組合の概要	98
● 信用組合の現況	99
● 信用組合の歴史	100
● 海外の信用組合	101

信用組合は、生活者のみなさま、中小企業のみなさまが、相互扶助の精神のもと、協同で設立した金融機関です。

信用組合の設立根拠法は、「中小企業等協同組合法(昭和24年(1949年)施行)」で、これは、中小企業や個人が集まって共同で生産・加工・購入等を行う「協同組合」と同じです。

信用組合の法律上の正式名称は「信用協同組合」であり、略称を「信組(しんくみ)」といいます。

また、信用組合はみなさまの大切なお金をお預かりするという使命から、「中小企業等協同組合法」とは別に「協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年(1949年)施行)」による規制を受けており、監督は、銀行と同様に「国(金融庁)」が行っています。

信用組合の出資者は「組合員」とよばれており、信用組合は、組合員の特性によって大きく3つに分けられています。

- **地域信用組合** 信用組合の営業エリアにお住まいのみなさま、事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。
- **業域信用組合** 同じ事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。
- **職域信用組合** 同じ職場にお勤めのみなさまを組合員とする信用組合です。

信用組合の組合員

「地域信用組合」は、信用組合の営業エリアにお住まいもしくは職場がある方、営業エリアで事業を営んでおられる方々が組合員とされています。

また、「業域信用組合」は医師や歯科医師、浴場業・青果卸売業等の同業者のみなさま、「職域信用組合」は警察や消防署、地方公共団体、新聞社等にお勤めのみなさまが組合員とされています。

信用組合と銀行の違い

● 信用組合は利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員のみなさまの発展に貢献することを目的とした金融機関です。

→ 銀行は株式会社ですので、利益を上げることが第一の目的です。

● 信用組合の経営に参画いただく方は、組合員のみなさま(お客さま)です。このため、信用組合は組合員(お客さま)の利益を第一に考えた経営ができます。

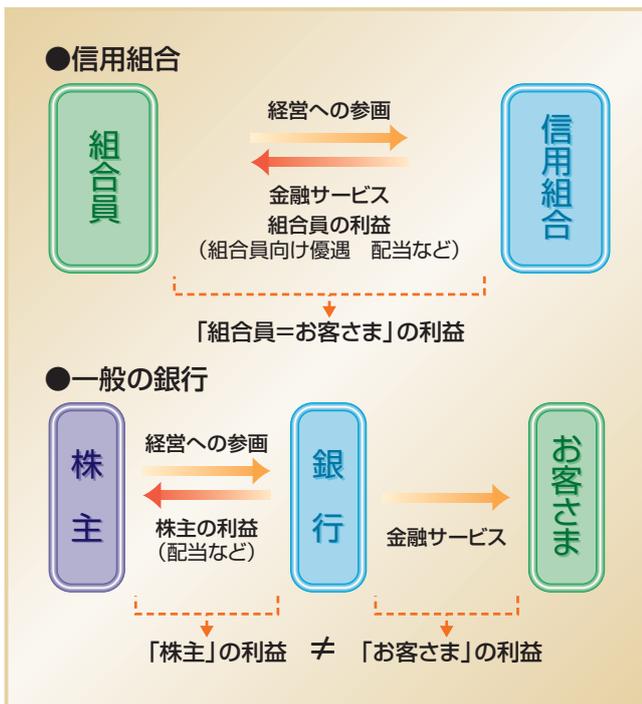
→ 銀行は、所有者である株主の利益を第一に考える必要があります。

● 信用組合の組合員の議決権は、出資の多い・少ないにかかわらず、1人1票です。

→ 銀行は、保有株数により議決権が異なり、大口株主の意向が反映されやすい仕組みとなっています。

信用組合と他金融機関の事業態様一覧

	信用組合	信用金庫	銀行
根拠法	中小企業等協同組合法(昭和24年)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年)	信用金庫法(昭和26年)	銀行法(昭和56年)
組織	協同組織の非営利法人		株式会社
営業地区	制限あり(狭域) 地域・業域・職域	制限あり(広域) 地域	制限なし
出資金・資本金の最低限度	2千万円(特別区等) 1千万円(その他)	2億円(特別区等) 1億円(その他)	10億円
出資者の名称	組合員	会員	株主
出資者の資格	個人及び従業員300人以下または資本金3億円以下の法人	個人及び従業員300人以下または資本金9億円以下の法人	自由
預金・積金	組合員以外の預金・積金は全体の20%までに制限	制限なし	
貸出先	組合員	会員	自由



信用組合の現況

平成23年3月末現在、全国には158の信用組合があり、その店舗数は1,755店舗、預金17兆2,137億円、貸出金9兆4,553億円、組合員数377万人、常勤役員数2万1千人を擁し、わが国金融制度のなかで確固たる地位を占めています。

信用組合は、本来の業務である預金、貸出、為替に加え、全信組連を通じた日本銀行業務の代理や公共料金の収納、国債・投資信託の窓口販売など、取引先のニーズに応じた各種の金融サービスを提供しています。

● 預金業務

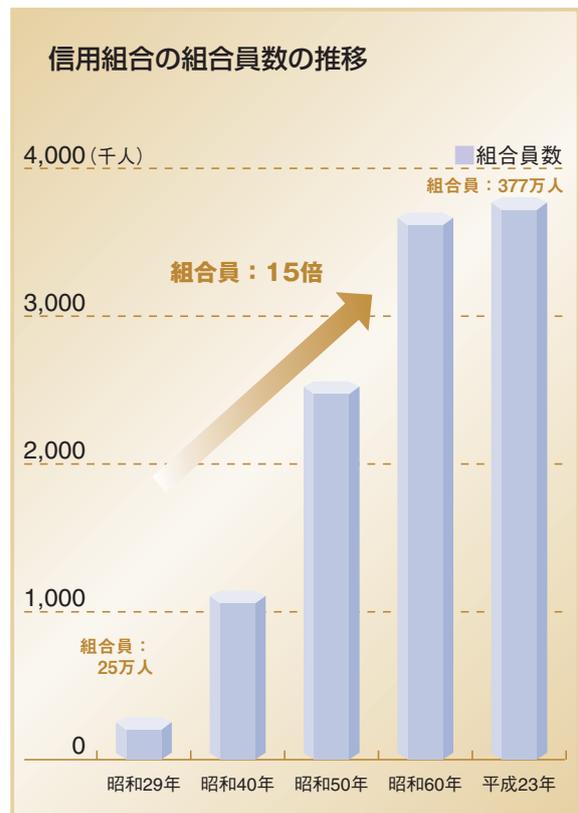
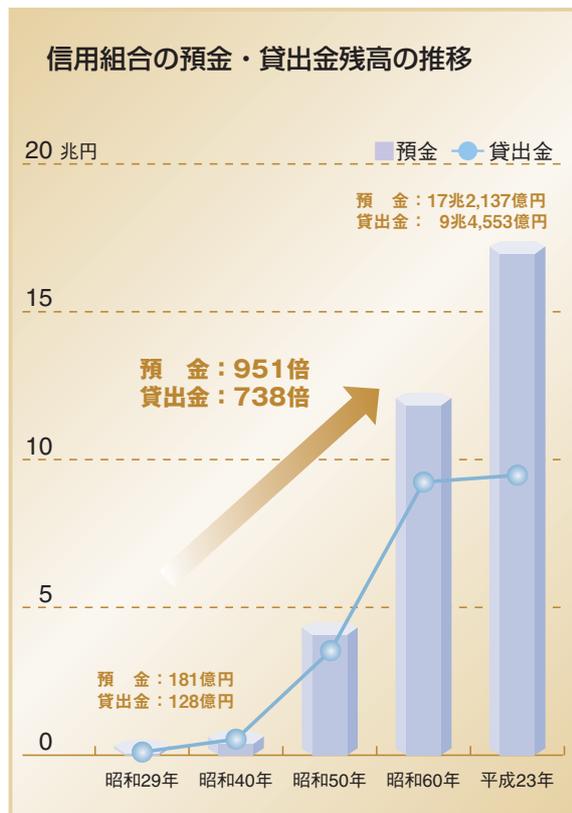
預金者は原則として、①組合員、②組合員と生計を一にする配偶者その他の親族、③国・地方公共団体及び非営利法人となっています。

また、預金総額の20%の範囲内で組合員以外の方々（上記②③を除く）からも預金をお預りしています。

● 貸出業務

融資先は原則として組合員に限っていますが、貸出総額（金融機関への貸出を除く）の20%までは組合員以外の方への小口貸出（員外貸出）もできることとなっています。

なお、1融資先に対する貸出限度額については、信用組合の自己資本の25%（子会社などを含める場合は40%）相当額となっています。



全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」より作成・平成23年は速報値

信用組合のはじまり

信用組合は19世紀中頃のドイツで生まれたといわれています。

このころのドイツでは、イギリスより少し遅れて産業革命が起こり、生産性が飛躍的に向上するとともに、資本主義経済が発展しましたが、資本主義経済の浸透が貧富の差を拡大させることとなりました。

このような中、銀行取引から疎外されていた庶民の中で銀行や「高利貸し」に替わる「自分たち」の金融機関を「協同」で設立する意識が高まり、世界で初めての信用組合が設立されました。

わが国における信用組合の歴史

● 先祖株組合・五常講(報徳社)

信用組合の起源はドイツの信用組合ですが、わが国でもほぼ同時期に、「協同」の精神を持った2つの組織・制度が誕生しています。ひとつは先祖株組合で、1838年に大原幽学の指導により下総国長部村で始まった協同組織で、組合員が出資として所有地を提供し、土地からの収益で生活に困った村民を救済したり、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものでした。

もう一つは五常講で、二宮尊徳が小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度です。この考え方は、後に「報徳社」という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立されました。

● 明治期の信用組合

明治時代に信用組合の前身となる産業組合が誕生しました。

当時の日本は、近代的な金融制度が整備されてきたものの、零細な農民や商工業者は産業革命期のイギリスやドイツのように銀行の取引先としてみなされていませんでした。この結果起きた庶民の窮状を打開するために、1900年(明治33年)「産業組合法」が成立し、我が国における(法律に基づく)信用組合の歴史がはじまりました。

● 大正期～戦前の信用組合

大正期になっても中小企業に対する金融は悪化していきました。この問題に対処するため、1917年(大正6年)に「産業組合法」の改正が行われ、市街地の信用組合は、主に都市の中小商工業者のための「市街地信用組合」と、従来の産業組合法に基づく「準市街地信用組合」に分かれることになりました。

このうち「市街地信用組合」は徐々に定着・発展していき、その結果1943年(昭和18年)、単独法として「市街地信用組合法」が成立し、「市街地信用組合」は都市における中小企業者、勤労者・生活者のための金融機関としてその領域を広げることになりました。

● 戦後の信用組合

第二次世界大戦後においても、中小企業の資金難は熾烈を極めていきます。このような中、中小企業庁は商工協同組合や市街地信用組合を統合し、その資金利用によって中小企業の金融難を解決する方策を考えました。その結果、1949年(昭和24年)に成立したのが「中小企業等協同組合法」と「協同組合による金融事業に関する法律」です。この法律によって、一旦は分かれた市街地信用組合、準市街地信用組合、信用事業を行う商工協同組合が信用協同組合として統合されることになりました。

その後、1951年(昭和26年)に「信用金庫法」が施行され、市街地信用組合の多くは「信用金庫法」に基づく「信用金庫」に転換し、協同組織性を強く意識した市街地信用組合は「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」として、現在に至っています。

信用組合は江戸時代から続く「協同」の精神の基に、発足以来幾多の変遷を経ながら発展を遂げ、今日、わが国におけるもっとも純粋な協同組織金融機関として、生活者のみなさま、中小企業のみなさまの良きパートナーとして活動しています。

海外の信用組合

われわれ信用組合と同様に、海外においても地域・業域・職域に密着した数多くの信用組合が活動しています。ここでは、世界で信用組合の数・利用者の割合が最も多いアメリカ合衆国の信用組合について紹介いたします。

アメリカというと、世界で活躍する大手銀行が中心と思われがちですが、実は、わが国よりもずっと多くの、小規模で地域・業域・職域に密着した金融機関が活躍しています。

アメリカの信用組合(クレジットユニオン)は、2010年12月末現在で7,605の組合が活動しており、全金融機関の半数を占めています(アメリカの銀行数は7,657行)。

全信用組合の預金量は804,357百万ドル(65兆1,529億円:1\$=81円換算)、貸出金は580,035百万ドル(46兆9,828億円)に達しています。また、組合員数は9,261万人と、アメリカの人口3億人の約3割を占めています。

アメリカの信用組合は小規模な先が多く、総資産で1,000万ドル(8.1億円)以下の信用組合が2,871組合と全体の3割を占めています。一方、規模が大きな信用組合もあり、例えばアメリカの信用組合で最大規模のNAVY信用組合(米国海軍職員のための職域信用組合)は、総資産が441億ドル(3兆5,721億円)、組合員数は363万人とわが国地方銀行並みの業容となっています。

信用組合の種類別では、複合グループ信用組合(複数の職域を対象とする信用組合)が最も多く全体の31.7%を占め、職域信用組合が31.1%、地域信用組合が24.5%となっています。

アメリカの信用組合の特徴

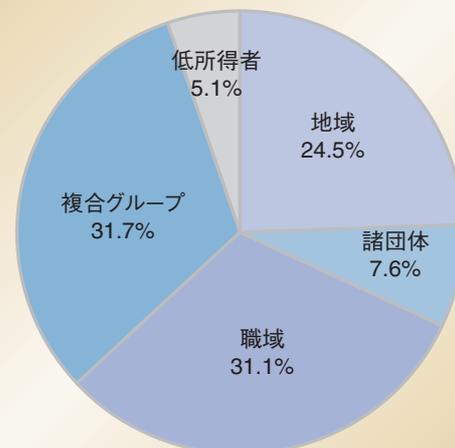
アメリカの信用組合は、“Not for profit, not for charity, but for service”(利益のためではなく、慈善事業のためでもなく、組合員へのより良いサービスのために)をスローガンに掲げ、日本の信用組合と同様、非営利の金融事業を展開しています。

アメリカで、銀行の預金口座を開設・維持するためには、「口座管理手数料」をはじめとした手数料を支払う必要があるため、口座を開設していない世帯は1千万世帯以上あるといわれています。

このような中、アメリカの信用組合は、組合員重視の経営に徹し、口座管理手数料をはじめとした手数料を低くもしくは設定せず、低利で融資を行うとともに、組合員の金銭教育を実施するなど、銀行とは異なるビジネスモデルを展開しています。

また、政府はこのような信用組合の活動を全面的に支援しており、法人税を非課税とするとともに、信用組合のための監督官庁(National Credit Union Administration)を設置し銀行とは異なる視点で監督するなど、信用組合を通じた生活者支援が行われています。

アメリカの信用組合種類別内訳



(注) 1. 2010年12月末現在。

2. CUNA (Credit Union National Association) 資料より作成。

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条及び「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

全信組連の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第69条)	
<p>1. 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 事業の組織 12、40</p> <p>ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 41</p> <p>ハ 事務所の名称及び所在地 43</p> <p>ニ 信用協同組合代理業者に関する事項 44・45</p> <p> (1) 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名</p> <p> (2) 信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の名称</p> <p>2. 信用協同組合等の主要な事業の内容 30~38</p> <p>3. 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況 50・51</p> <p>ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標</p> <p> (1) 経常収益</p> <p> (2) 経常利益又は経常損失</p> <p> (3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p> (4) 出資総額及び出資総口数</p> <p> (5) 純資産額</p> <p> (6) 総資産額</p> <p> (7) 預金積金残高</p> <p> (8) 貸出金残高</p> <p> (9) 有価証券残高</p> <p> (10) 単体自己資本比率</p> <p> (11) 出資に対する配当金</p> <p> (12) 職員数</p> <p>ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標</p> <p> (1) 主要な業務の状況を示す指標</p> <p> a. 業務粗利益及び業務粗利益率 59</p> <p> b. 資金運用収支、役員取引等収支 59</p> <p> 及びその他業務収支</p> <p> c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 59・60</p> <p> 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや</p> <p> d. 受取利息及び支払利息の増減 59</p> <p> e. 総資産経常利益率 60</p> <p> f. 総資産当期純利益率 60</p> <p> (2) 預金に関する指標</p> <p> a. 流動性預金、定期性預金、 61</p> <p> 譲渡性預金その他の預金の平均残高</p> <p> b. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び 61</p> <p> その他の区分ごとの定期預金の残高</p> <p> (3) 貸出金等に関する指標</p> <p> a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 62</p> <p> 割引手形の平均残高</p> <p> b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 62</p> <p> 貸出金の残高</p> <p> c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 63</p> <p> d. 使途別の貸出金残高 62</p> <p> e. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 63</p> <p> 総額に占める割合</p>	<p> f. 預貸率の期末値及び期中平均値 60</p> <p> (4) 有価証券に関する指標</p> <p> a. 商品有価証券の種類別の平均残高 64</p> <p> b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 64</p> <p> c. 有価証券の種類別の平均残高 64</p> <p> d. 預証率の期末値及び期中平均値 60</p> <p>4. 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理体制 19~25</p> <p>ロ 法令遵守の体制 14・15</p> <p>ハ 信用協同組合等の中小企業等協同組合法9条の9 17</p> <p> の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>5. 信用協同組合等の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 52~58</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 26・27</p> <p> (1) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p> (2) 延滞債権に該当する貸出金</p> <p> (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金</p> <p> (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</p> <p>ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 103・104</p> <p> 別に定める事項</p> <p>ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 65~67</p> <p> 時価及び評価損益</p> <p> (1) 有価証券</p> <p> (2) 金銭の信託</p> <p> (3) 第41条第1項第5号に掲げる取引</p> <p>ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 75</p> <p>ヘ 貸出金償却の額 76</p> <p>ト 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 58</p>
全信組連及び子会社等の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第70条)	
<p>1. 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 主要な事業の内容及び組織の構成 48</p> <p>ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項 48</p> <p> (1) 名称</p> <p> (2) 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p> (3) 資本金又は出資金</p> <p> (4) 事業の内容</p> <p> (5) 設立年月日</p> <p> (6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合</p> <p> (7) 信用協同組合等の子会社等以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合</p> <p>2. 主要な業務に関する事項</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況 80</p> <p>ロ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p>	

(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 包括利益	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 連結自己資本比率	
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	82～89
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	81
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	103～105
ニ 2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	80

**資産の査定の基準
(金融再生法施行規則第4条)**

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26・27
2. 危険債権	26・27
3. 要管理債権	26・27
4. 正常債権	26・27

**自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
(平成19年3月23日付金融庁告示第17号)**

● 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	48、80
イ 連結グループに属する会社と連結の範囲に含まれる会社との相違点	
ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	
ハ 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等	
ニ 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社	
ホ 協金法第4条の2第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は協金法第4条の4第1項第6号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第7号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社	
ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	
2. 自己資本調達手段の概要	18、81

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項	20
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	21
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	24
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	24
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	
ハ 証券化取引に関する会計方針	
ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	23
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
10. 金利リスクに関する次に掲げる事項	21・22
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	

● 定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	72
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
(1) 出資金及び資本剰余金	
(2) 利益剰余金	
(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの	
(4) 自己資本比率告示第13条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	
(5) 自己資本比率告示第13条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	
ロ 自己資本比率告示第14条に定める補完的項目の額	
ハ 自己資本比率告示第15条に定める控除項目の額	
ニ 自己資本の額	
2. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	73
ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げる手法ごとの額	73
ハ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	72
ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額	73

開示項目一覧

- 4パーセントを乗じた額
3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳… 74
 - ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の… 74 額及び地域別・業種別の内訳
 - ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び… 75 地域別・業種別又は取引相手の別の内訳
 - ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外… 75 債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
 - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 …… 76
 - ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減… 76 手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第15条第1項第2号及び第5号の規定により資本控除した額
4. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 …… 76
- イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
 - ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の …… 24、 77 取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
- イ 与信相当額の算出に用いる方式
 - ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
 - ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額
 - ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額
 - ホ 担保の種類別の額
 - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
 - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
 - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 …… 77
- イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項
 - (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
 - (3) 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (4) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する …… 78 次に掲げる事項
- イ 貸借対照表計上額、時価及び上場・非上場別の貸借対照表計上額
 - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
8. 金利リスクに関して内部管理上使用した …… 22 金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
- 定量的な開示事項（連結）
1. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに… 80 掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社
2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 …… 90
- イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
 - (1) 出資金及び資本剰余金
 - (2) 利益剰余金
 - (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
 - (4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの
 - (5) 自己資本比率告示第4条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額
 - (6) 自己資本比率告示第4条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額
 - ロ 自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額
 - ハ 自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額
 - ニ 自己資本の額
3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び… 91 次に掲げるポートフォリオごとの額
 - ロ オペレーショナル・リスクに対する所要… 91 自己資本の額及びこのうち次に掲げる手法ごとの額
 - ハ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の… 90 算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
 - ニ 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に… 91 4パーセントを乗じた額
4. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳… 92
 - ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の… 92 額及び主な種類別の内訳
 - ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び… 93 地域別・業種別又は取引相手の別の内訳
 - ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定… 93 海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
 - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 …… 94
 - ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手… 94 法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第3号及び第6号の規定により資本控除した額
5. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 …… 94
- イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

- ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用された
エクスポージャーの額
- 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 24、95
取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
 - イ 与信相当額の算出に用いる方式
 - ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに
限る。）の合計額
 - ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する
前の与信相当額
 - ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額
からハに掲げる額を差し引いた額
 - ホ 担保の種類別の額
 - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の与信相当額
 - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
の想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、
かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
 - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いて
いるクレジット・デリバティブの想定元本額
- 7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 95
 - イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項
 - ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する

- 次に掲げる事項
 - (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び
主な原資産の種類別の内訳
 - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数の
リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要
自己資本の額
 - (3) 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己
資本から控除した証券化エクスポージャーの
額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (4) 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算
出される信用リスク・アセットの額
- 8. 出資等又は株式等エクスポージャーに 96
関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表計上額、時価及び上場株式等エク
スポージャーの該当・非該当別の額
 - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却
に伴う損益の額
 - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書
で認識されない評価損益の額
 - ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない
評価損益の額
- 9. 金利リスクに関して内部管理上使用した 22
金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

全信組連ホームページ



<http://www.zenshinkumiren.jp>



The Shinkumi
Federation Bank

